

# 令和6年能登半島地震 対応検証報告書

【初版】



令和7年3月

志 賀 町



## 発刊にあたり

未曾有の災害をもたらした令和6年能登半島地震の発生から1年が経過しました。

現在、志賀町では、令和6年7月に策定した復興計画に基づき、復旧・復興事業が進められています。

町の復旧・復興は、この先長い道のりとなりますが、地道に、そして着実に事業に取り組み、復興計画に掲げる「かえる、志賀町」の実現に向けて、町民、団体、企業、行政が一丸となって協力・連携することが大切です。

日々の生活に追われながら年月は経過し、私たちの記憶も時間の経過とともに薄れてしまいます。この未曾有の震災経験が過去の出来事として忘れ去られることのないよう、これを記録として書き留め、後世への引継ぎとして残すこととし、ここに「令和6年能登半島地震対応検証報告書」をまとめました。

今後の防災計画や災害対応の参考として、お役立ていただければ幸いです。

令和7年3月

志賀町長 稲岡 健太郎

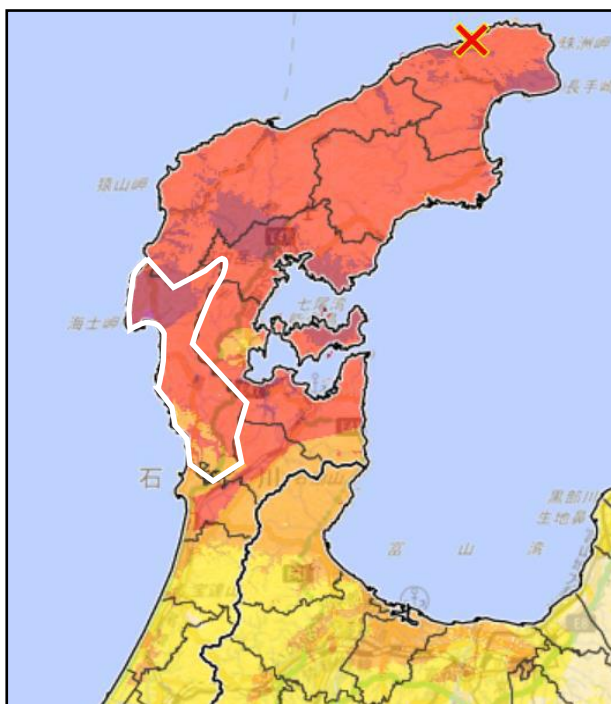
# 目 次

1	震災概要と主な対応	1
2	復興計画	12
3	担当業務の課題と改善の方向性	
	受援支援	16
	ワンストップ窓口（本庁）	19
	ワンストップ窓口（支所）	21
	避難所運営	21
	物資配送拠点	25
	復興計画	34
	復興基金	37
	被害情報収集、通信確保	39
	家屋調査・り災証明	42
	避難所	45
	保育園運営	50
	福祉避難所	54
	医療救護	58
	災害対策本部の組織・運営	62
	被災者支援	71
	町民相談窓口	76
	災害ゴミ・公費解体	80
	農林漁業基盤復旧	88
	生業支援	92
	仮設店舗	94
	生業支援	95
	社会基盤復旧	96
	住宅応急修理	105
	応急仮設住宅	106
	災害公営住宅	108
	学校運営	109
	避難所運営	116
	義援金業務	122
	議員対応	123
	医療救護	124
	災害ボランティアセンター	126
	地域支え合いセンター	129
	生活福祉資金貸付	131

# 1 震災概要と主な対応

## (1) 能登半島地震の概要

- ◆発生時刻 令和6年1月1日16時10分頃
- ◆震源地 石川県能登地方（震源の深さ 約16km）
- ◆地震の規模 マグニチュード7.6
- ◆県内の震度
  - ・震度7 : 志賀町、輪島市
  - ・震度6強 : 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
  - ・震度6弱 : 中能登町
  - ・震度5強 : 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町
  - ・震度5弱 : 白山市、津幡町、内灘町
  - ・震度4 : 野々市市、川北町



## (2) 県内における被災状況

令和6年能登半島地震により、奥能登の輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、そして中能登の七尾市、志賀町の6市町を中心に、県内に甚大な被害をもたらしました。

人的被害は1,776人、住家被害は107,975棟となり、水道、電気、通信等のライフラインが広範囲で寸断しました。

〈被害の状況（令和7年2月25日時点）〉

被害区分		被害	備考
人的被害 (人)	死者	527人	うち災害関連死 299人
	行方不明者	2人	
	負傷者	1,266人	
小計		1,795人	
住家被害 (棟)	全壊	6,111棟	
	半壊	18,472棟	
	一部損壊	90,763棟	
	その他	11棟	
公共建物		443棟	※半壊以上
非住家		36,405棟	※半壊以上
小計		152,205棟	
ライフライン被害 (ピーク時)	断水	約11万戸	R6.5月31日 解消
	停電	約4万戸	R6.3月15日 復旧

(出典：石川県災害対策本部調べ)

### (3) 本町における被災状況

本町においては、本震（震度7）と度重なる強い余震により、死者を伴う甚大な人的・建物被害が発生しました。また、地盤の緩みや地割れ、上水道の断水、土砂災害などが広範囲にわたり発生しました。

これらの被害により、住家を失い、仮設住宅やみなし仮設住宅での暮らしを余儀なくされている町民が令和7年1月時点で530世帯にのぼり、このほか町外に避難している町民も多くみられる状況です。また、農地に対しても地盤の変形により作業が困難となり、農業継続を断念する農家も発生するなど、震災が日常生活や産業活動に与えた影響は甚大なものとなっています。

〈人的被害（令和7年2月28日時点）〉

	区分	規模	備考
人的被害	死者	19人	うち災害関連死 17人
	重傷	19人	
	軽傷	97人	



〈建物被害（令和7年2月28日時点）〉 ※一次判定のみ

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	合計
住家	474 棟	405 棟	375 棟	1,134 棟	1,245 棟	2,424 棟	6,057 棟
非住家	1,767 棟	617 棟	733 棟	1,607 棟	1,191 棟	2,769 棟	8,684 棟
小計	2,241 棟	1,022 棟	1,108 棟	2,741 棟	2,436 棟	5,193 棟	14,741 棟



町災害対策本部会議の様子



断水で給水所に並ぶ人達

## (4) 分野別の被災状況

### 建物被害

#### ① 住家の被害

地震の強い揺れ等により、本町のほぼ全ての住家が被害を受けました。本町全体では6千棟を超える住家に被害が及びました。

#### ② 公共施設の被害

役場本庁舎は、敷地の沈下が激しいものの建物には大きな損傷はなく、災害対策本部として機能しましたが、庁舎内ではキャビネットが倒れ書類が散乱するなどしていました。

富来支所についても、敷地の沈下や駐車場の割れが目立ち、トイレの配管が壊れるなど修繕が必要な箇所がありましたが、避難所としても開設されました。

町立富来病院では、多数の配管が損傷して大量の水漏れが発生し、柱や壁にも多数の被害が確認されるなど、建物や設備に甚大な被害を受け、入院病棟、手術室が使用できない事態となりました。ライフラインを確保するための設備改修やプレハブ病棟の設置、病棟と手術室を応急修理し、病院機能回復に努めました。

町内の小中学校の4校では、志賀小学校を除き、外壁の破損や躯体の沈下、柱の損傷などの改築や補修が必要な被害を受けました。特に富来地域の小中学校については甚大な被害を受け、富来小学校の校舎については柱の損傷や地盤沈下が著しく、校舎棟のほとんどが半壊以上となり、富来中学校に機能を移転して学校を再開しました。



キャビネットが倒れ、書類等が散乱する本庁舎事務所



富来病院の被災状況



富来小学校の被災状況



社会教育施設は、各地区公民館や交流センターで大規模な修繕が必要な施設や、建物は軽微であっても駐車場の液状化や沈下など、周辺設備なども被害を受け、住民の地域活動に大きな影響を及ぼしました。

体育施設では、ほぼすべての施設で被害が確認でき、志賀町総合体育館2階アリーナなど、現在も部分的に利用できていない施設もあります。また、富来健民ホッケー競技場など応急仮設住宅が建設され、震災以降利用できなくなった施設もあります。



稗造交流センターの被災状況



総合武道館（2階）の被災状況

### ③コミュニティ施設の被害

地区の集会所は、18地区から被害の報告がありました。中には甚大な被害を受け、全壊の判定を受けた集会所もあり、各地区唯一のコミュニティの場である集会所が使用不可能となっている地区があります。

また、各地区の神社・仏閣も大きな被害を受けています。



七海集会所の被災状況



崩壊した高爪神社の鳥居

## インフラ被害

### ① 道路

町内全域で路面の隆起、陥没や亀裂等が発生し、多くの箇所で通行止めや通行障害が起きました。交通量が多い富来七海地内の国道249号は、法面の土砂崩れにより片側交互通行となっており、機具岩沿いの町道は現在も通行止めとなり、町民や観光客への影響が甚大となっています。



県道輪島富来線の被災状況



富来小学校付近の道路の被災状況

## ② 河川・水路

河川堤防や背後の道路も大きな亀裂が入り、河川閉塞などの影響が出ました。U型の水路も凹凸被害や破損が多く見られ、降雨時に機能しない等の被害が生じています。



於古川護岸の被災状況



富来川の被災状況

## ③ 上下水道

大規模な地震は上下水道に壊滅的な被害をもたらし、町内全域の8,800世帯が断水に見舞われ、全ての断水解消までに2か月を要しました。

下水道では、路面から突出したマンホールが目立ち、管路の破損や閉塞から滞水した流れの悪い状況が長く続きました。



隆起したマンホール



破損した上水管



## 土砂災害

山間部では土砂災害が発生し、生活道路が塞がれた箇所が多くありました。住宅の裏山（山林）の土砂崩れ被害が45箇所あります。

稗造地区の土砂災害は甚大で、楚和・灯、入釜、鵜野屋、地保、切留区に対し、警戒レベル4による避難指示が発令されました。



尊保区のがけ崩れ



鵜野屋近くの土砂崩れ

## 産業被害

### ① 漁港等の被害

漁港8施設、海岸保全施設1個所で被害を受け、主な被害は防波堤、物揚場、護岸等の損壊等となっています。

また、海底が隆起していると思われる箇所もあります。



赤崎漁港の被災状況



領家漁港の被災状況

### ② 農地・農業施設等の被害

基盤施設に係る農地・農業用施設では、発災時には農道（橋梁含む）254箇所、用排水路237箇所、農地58箇所、その他（揚水機場等）62箇所、また、林道施設では64箇所での被害を確認しました。

ため池では58箇所被害を受け、主な被害は堤体の亀裂や沈下、陥没等となっています。





農地の被災状況



猪谷溜池の被災状況

### ③ 商業・工業施設の被害

工場排水管の損傷として、能登中核工業団地内で5箇所、調整池から放流場で8箇所の被害を受けました。また、同工業団地内のコミュニティ施設でも外壁等の破損が見られました。



中核工業団地内工場の被災状況



中核工業団地内の若葉台体育館の被災状況

### ④ 観光施設の被害

町内の観光施設では、一帯を「能登金剛」と称する景勝地「巖門」や「ヤセの断崖」の遊歩道路肩の滑落や、「義経の船隠し」の法面の滑落被害を受けました。また、「シーサイドヴィラ渤海」では建物周辺の陥没、温泉管の漏水被害、「いこいの村能登半島」では、建具や天井等の破損等の被害がありました。



能登金剛の北側の大規模崩落



いこいの村能登半島の被災状況

### (5) 避難状況

指定避難所施設名		1/1 避難 状況	1/31 避難 状況	2/29 避難 状況	3/31 避難 状況	4/30 避難 状況	5/31 避難 状況	6/30 避難 状況	7/31 避難 状況	8/31 避難 状況	9/30 避難 状況	10/31 避難 状況
1	地域交流センター	300	18	28	31	30	22	20	20			
2	総合体育館	80										
3	総合武道館	70										
4	文化ホール	34	55	40	10							
5	保健福祉センター（文化ホールに含む）											
6	志賀小学校	1,000										
7	志賀高校	100										
8	旧土田小学校	150	46	16								
9	下甘田防災センター	50	80									
10	やすらぎ荘	70	24									
11	福浦工芸工房（旧福浦小学校）	150	19									
12	富来活性化センター	250	206	141	104	41	30	16	14	15	11	
13	富来防災センター（旧富来小学校）	300	76	50	46	42	38	38	24	21		
14	稗造防災センター	100	37	33	34	33	32	28	27	19	19	
15	西浦防災センター	300	30	28	18							
16	熊野交流センター	49	18									
17	富来中学校	200										
18	富来小学校	80										
19	領家町コミュニティセンター		45	45	41	9						
指定避難所避難者数		3,283	654	381	284	155	122	102	85	55	30	
自主避難所避難者数		6,200	957	506	42	24	20	20	20			
<p>町が開設した避難所には、ピーク時において、約3,300人が避難しました。          各地区の自主避難所なども含めると、ピーク時には約10,000人が避難していました。          10月18日ですべての避難所を閉鎖しました。</p>												

## (6) 応急仮設住宅

### これまでの状況及び現況

(1) <賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）>（民間のアパート等の賃貸）※申込相談は7日対応

・書類受付：決定累計 **237件** (R7.2.28現在) (前回+7) 現在契約済：**182件** (退去除く)

みなし仮設入居申込期限（11/12通知）：令和7年1月31日（やむを得ず申込できない方は理由書）

※原則、1月末まで切済み

(2) <建設型応急仮設住宅>

No.	募集 /入居	住宅名称	場 所	建設タイプ	戸 数	入 居	備 考
①	入済	とぎ第1団地	旧JAとぎ駐車場	トレーハウス 全て1LDK	20	12	8戸空
②	入済	とぎ第2団地	富来ホッケー場	1DK:26戸,2DK:39戸	65	62	3戸空
③	入済	とぎ第3団地	富来湾漁協倉庫跡地	全て2DK	12	12	
2/5（月）～2/18（日） 1次募集分 戸数小計					97	86	空き11戸
④	入済	とぎ第4団地	旧富来小学校(富来高田)	1DK:30戸,2DK:30戸,3K:16戸	76	72	4戸空
⑤	入済	しか第1団地	旧堀松保育園	1DK:6戸,2DK:13戸,3K:2戸	21	21	
2/28（水）～3/13（水） 2次募集分 戸数小計					97	93	空き4戸
⑥	入済	とぎ第5団地	神造公民館グラウンド	木造長屋 2DK:16戸	16	16	
⑦	入済	とぎ第6団地	富来支所横(富来領家町)	# 1DK:12戸,2DK:14戸,3K:2戸	28	27	入居1戸空
⑧	入済	とぎ第7団地	酒見ゲートボール場	# 1DK:6戸,2DK:7戸,3K:3戸	16	15	1戸空
⑨	入済	とぎ第8団地	富来小学校運動場	# 1DK:36戸,2DK:58戸,3K:4戸	98	72	26戸空
⑩-1	入済	しか第2団地	柴木運動公園(相模場)	MVH 1K:10戸,2DK:22戸,3K:8戸,障1戸	22	22	
⑩-2	入済				19	18	1戸空
5/15（水）～5/29（水） 3次募集分 戸数小計					199	170	空き29戸
建築済戸数 合計					393	349	空き45→44戸



## (7) 公費解体

### ・災害廃棄物処理

公費解体進捗状況等 2月24日現在

単位：棟

項目	公費解体			自費解体		緊急解体		合計		
	申請 A	発注 B	完了 C	申請 D	償還済 E	発注 F	完了 G	申請 A+D+F	発注 B+D+F	完了 C+D+G
住家	782	708	330	57	45	4	4	843	769	391
非住家	3,073	2,715	1,257	173	164	5	5	3,251	2,893	1,435
合計	3,855	3,423	1,587	230	209	9	9	4,094	3,662	1,826

前回は+33 +289 +237 +7 +10 +40 +296 +268

申請に対しての完了割合：44.6%

うち公費解体の完了割合：41.1%

前回（1/26）報告値：38.4%

うち公費解体：35.3%

### ・災害ごみ仮置場（一般の災害ごみ）

富来野球場駐車場 搬入台数 44,708 台、重量推計 7,586 t（2/26 現在）

旧志賀中学校グラウンド 搬入台数 31,407 台、重量推計 5,590 t（受入終了）

7月から公費解体専用の仮置場として運営中

両仮置場合計 搬入台数 76,115 台、重量推計 13,176 t（2/26 現在）

前回は +206 台 +26 t

## 2 復興計画

### (1) 計画策定の趣旨

少しでも早く日常を取り戻し、少しでも早く夢や希望を語れる志賀町にしたいという思いから、本町では令和6年4月から震災復興計画の策定に着手し、以降策定作業を進め、同年7月31日に策定委員会の答申を経て決定しました。

本計画は、震災からの単なる復旧にとどまらず、本町の地域特性を活かし、将来にわたる持続的発展を実現させていくための「創造的復興」に向けた基本的な方針を示すものです。

なお、早期かつ的確に復興を推進するため、復旧・復興の状況や本町を取り巻く環境の変化等に対応して、適宜計画の見直しを行うとともに、毎年度策定する「事業計画」において具体化していきます。

### (2) 計画の位置づけ

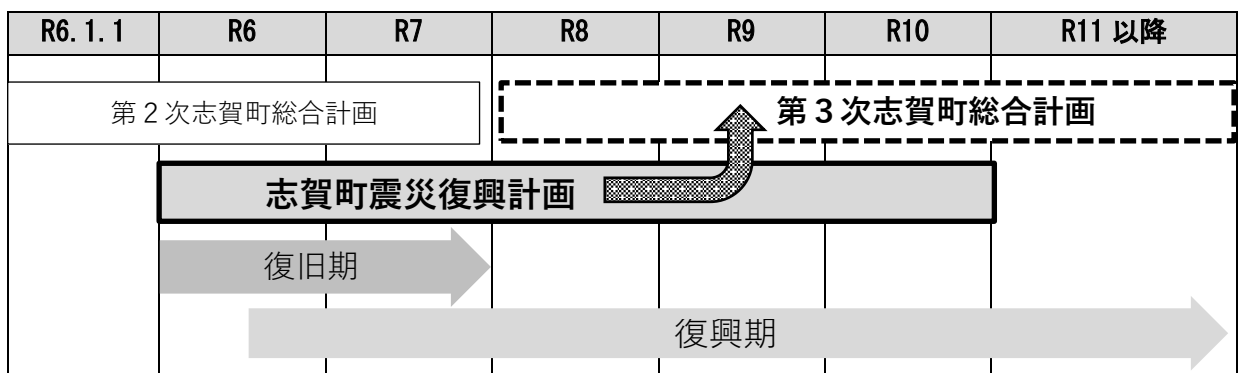
本計画は、「第2次志賀町総合計画（平成29年3月策定）」に掲げる将来像「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」の実現に向けて、各種計画に基づく事業と連携させていく計画とします。

策定にあたっては、「石川県創造的復興プラン」（令和6年6月策定）を踏まえるとともに、本計画に位置づけた分野別復興方針や事業については、令和7年度に策定する「第3次志賀町総合計画」に引き継ぎ、継続的かつ着実に推進します。

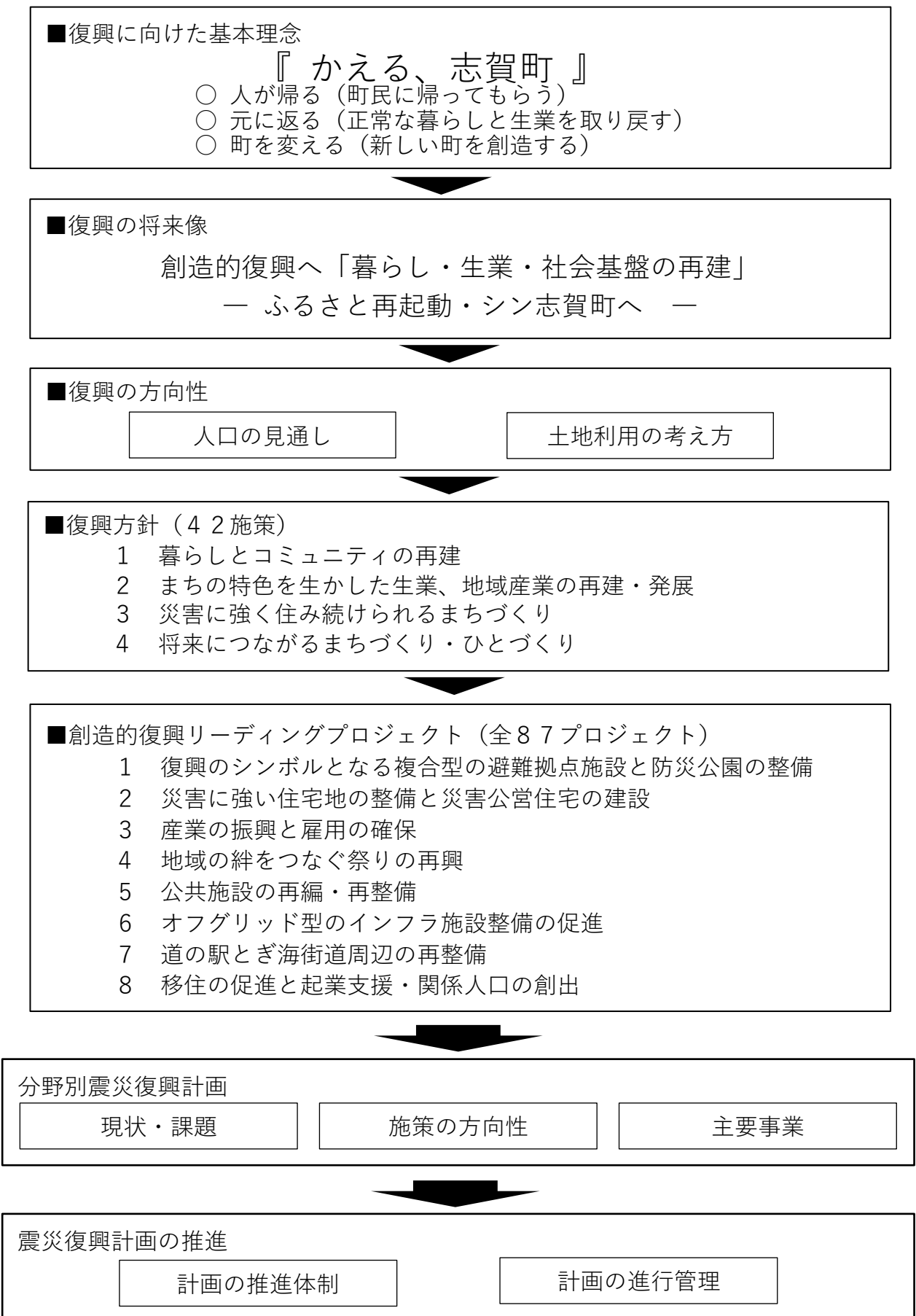
### (3) 計画期間

本計画の対象期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、「復旧期」（令和6年度～令和7年度）と「復興期」（令和6年度～令和10年度）に区分し、段階に応じた施策や事業を推進し、震災からの早期復旧・復興を目指します。

また、震災復興計画期間以降の施策・事業についても上位・関連計画への位置づけを行い、推進します。



#### (4) 計画の体系



## (5) 復興計画における町長の思い

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」は、これまでに私たちが経験したことのない震度7を記録する未曾有の大災害となりました。

山は崩れ、津波が押し寄せ、道路は寸断、数々の家が倒壊し、信じがたい光景を目の当たりにし、一時は絶望感に苛まれましたが、国や各県からの人員派遣をはじめ、全国の皆様からの励ましのお言葉やボランティアの皆さんの力強い応援、また、心温まる義援金や支援物資のご提供などをいただきながら、社会基盤の応急復旧や応急仮設住宅の建設、被災建物の公費解体などに着手し、復旧・復興の足掛かりがようやく見えてきたところであります。

復興への道のりは長く、時間を要します。『かえる、志賀町』をキーワードに、「人が帰る」「元に戻る」「町を変える」ことなどを早期に実現するための施策を立て、一日も早い正常な暮らしと生業を取り戻し、災害に強い新しい町を創ってまいります。

### 3 担当業務の課題と改善の方向性

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課名	総務課
担当業務	受援支援
業務内容	<p>①災害対策本部の設置 愛知県 GADM（総括支援）主導により、町長を本部長とする災害対策本部の設置、各課長を担当業務の長（班長）とし、災害対策本部に出席要請をした。</p> <p>②災害対策本部の運営 町長、各班長から現況の報告を基に情報共有を図り、その都度復旧方針の確認、決定をした。</p> <p>③応援の受入調整 対口支援職員（応援職員）の受入人数を調整し、必要な復旧業務への人員配置をした。</p> <p>④全庁的な人事 対口支援職員と町職員の各業務における人数調整を行った。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災当初は受援計画を全く理解していなかった。</li> <li>・愛知県 GADM（総括支援）に頼り過ぎていた。</li> <li>・対口支援職員の各業務の人数調整が難しかった。</li> <li>・石川県リエゾンが国と県との連絡調整をしっかりとすべきであった。</li> <li>・対口支援リエゾンによる会議を毎日実施していたが、その他にもいろいろな会議が多すぎた。</li> <li>・対口支援職員の待機場所、駐車場、車両、業務に使用する備品等が不足した。</li> </ul> <p>&lt;待機場所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対口支援団体職員、リエゾン職員の待機場所については、庁内の全ての会議室等を利用したため、通常業務や震災対応業務での打ち合わせやオンライン会議等を行う場所が不足していた。</li> <li>・多数の職員が従事した罹災証明業務（罹災申請整理、罹災調査、罹災証明発行）について、広いスペースで業務を行う必要があったが、2月下旬まで物資拠点が庁舎内の大会議室を使用していたため、会議室等に分散して業務を行わざるを得なかった。</li> </ul> <p>&lt;車両&gt;</p> <p>罹災現地調査・・・最大30班 愛知県応援職員・・・宿舎から役場までの移動用車両 通常業務・・・まち整備課、農林水産課などの現場移動用車両など、所有している公用車、民間から貸与された車両では不足していた。</p> <p>&lt;駐車場&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対口支援団体のレンタカー、罹災現地調査用等のレンタカーなどで庁舎内に駐車する車両が増加し、駐車場所が不足していた。</li> </ul> <p>&lt;備品&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対口支援団体や震災業務により机（長机）やイスが不足した。</li> </ul>



改 善 策

- ・今回の震災を経験して受援計画を根本的に見直す必要がある。
  - ・対口支援による支援内容をマニュアル化しておく。
  - ・発災当初は人員配置が出来ていなかったため、町職員の役割分担を明確にしておく。
  - ・石川県は支援する側にも回るため、支援内容は訓練等を通じてマニュアル化しておくべきである。
  - ・同類の会議は極力避けて簡素化し、職員の負担軽減を図る方がよい。
  - ・対口支援職員の応援を受ける場合、必ず待機場所、駐車場、機器等備品が不足することになるため、事前に受援計画に盛り込んでおく。
- <待機場所>
- ・対口支援団体職員、リエゾン職員の待機場所については、原則、団体毎に分けて会議室等を準備したが、関連性のある団体（例えば、愛知県と石川県）は同じ部屋に常駐してもらい、空いた会議室を他の業務で利用できるようにした。
- <車両>
- ・罹災調査業務に従事する対口支援団体のレンタカーを、罹災現地調査の移動用車両として利用した。
  - ・出先機関が所有する車両を、罹災調査業務等で利用した。
  - ・町内業者との車両リース契約

・民間会社からの車両無償貸与

提供日	返却日	車両提供会社	車種
R6. 1. 29	R6. 10. 7	スズキ自販北陸(株)	ジムニー
R6. 1. 29	R6. 4. 18	スズキ自販北陸(株)	イグニス
R6. 1. 30	R6. 4. 22	トヨタ自動車	ヤリス
R6. 1. 30	R6. 4. 16	トヨタ自動車	ヤリス
R6. 1. 30	R6. 4. 16	トヨタ自動車	ヤリス
R6. 1. 30	R6. 4. 22	トヨタ自動車	ヤリス
R6. 1. 30	R6. 4. 16	トヨタ自動車	ヤリス
R6. 1. 30	R6. 4. 22	トヨタ自動車	ヤリス
R6. 1. 30	R6. 4. 24	トヨタ自動車	ヤリス
R6. 1. 30	R6. 4. 25	トヨタ自動車	ヤリス
R6. 1. 30	R6. 3. 2	トヨタ自動車	ヤリス
R6. 1. 30	R6. 3. 2	トヨタ自動車	ヤリス
R6. 1. 30	R6. 3. 2	トヨタ自動車	ヤリス
R6. 2. 2	R6. 4. 3	トヨタ自動車	ヴェルファイア
R6. 2. 2	R6. 4. 3	トヨタ自動車	カローラスポーツ
R6. 2. 3	R6. 2. 17	石川ダイハツ販売(株)	タント

R6. 2. 3	R6. 6. 3	石川ダイハツ販売(株)	タントエクゼ
R6. 2. 8	R6. 4. 30	石川ダイハツ販売(株)	ハイゼットトラック
R6. 2. 8	R6. 4. 30	石川ダイハツ販売(株)	ハイゼットトラック
R6. 2. 17	R6. 6. 3	石川ダイハツ販売(株)	ハイゼットカーゴ
R6. 4. 18	R6. 11. 1	スズキ自販北陸(株)	エスクード
R6. 4. 25	R6. 11. 1	スズキ自販北陸(株)	エスクード

※上記車両について、罹災調査、避難所運営、ボランティア送迎等で利用

<駐車場>

- ・近隣の商業施設駐車場を利用した。  
→アクアパークシ・オン、(有)北市
- ・近隣の民地を借上げし、不足していた駐車場を確保した。




<備品>

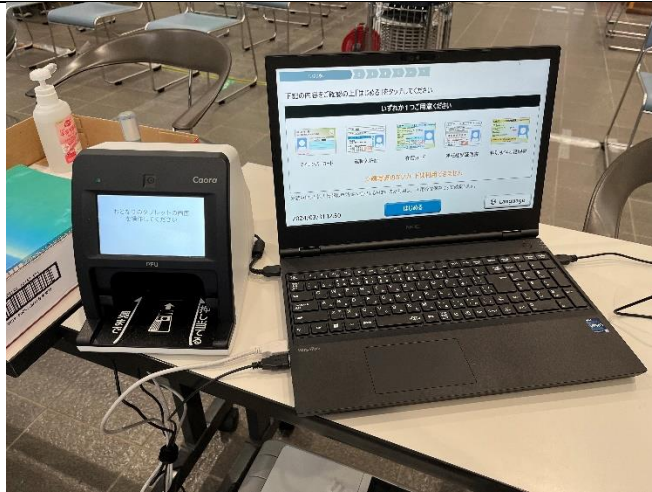
- ・不足していた長机やイスなどは、出先機関や公民館等から借用した。
- ・スマートフォン、携帯電話、iPad等の無償貸与があり、罹災調査、ワンストップ窓口、物資拠点、避難所運営等での震災業務で利用した。

(各社無償貸与台数)

	iPad	iPhone	携帯電話	スマートフォン	モバイルルーター
ソフトバンク(株)	25台	5台	20台	10台	15台
NTTドコモ				30台	
レンタルバスター	20台				

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	総務課
担 当 業 務	ワンストップ窓口
業 務 内 容	罹災証明、義援金、被災者支援、住宅支援、公費解体等の申請を一括で受け付ける窓口を開設した。
課 題	<p>罹災証明書の発行が遅れたため、開設当初は申請がほとんどなかった。各制度の申請期間が延長されて長くなり、期間もバラバラで長期的な窓口開設が必要となった。閉鎖をする時期が難しい。義援金の受付が開始されると来庁者数が激増し、窓口が混雑した。</p> <p>&lt;被災者支援システム&gt;</p> <p>罹災判定区分による緊急修理制度や応急修理制度、応急仮設住宅の受け、義援金の受け時などに被災者支援システムを活用したかったが、罹災証明単位でデータが紐づけられていた。そのため、罹災証明の内容が変更（例：1次判定が準半壊→2次判定が中規模半壊）されると、紐づいていた内容がすべて削除される仕様であったため、横断的に活用できなかった。</p> 
改 善 策	<p>&lt;窓口開設が長期になる場合&gt;</p> <p>対口支援職員、石川県職員、町職員、会計年度任用職員で業務を担ってきて、途中から人材派遣会社に委託したが、早めに窓口を人材派遣会社等に委託し、町職員又は会計年度任用職員で補助的に立ち会う形式の方が効率的であると思う。</p> <p>&lt;顔認証付きカードリーダーの試験導入&gt;</p> <p>石川県、(株)PFUの協力により、顔認証付きカードリーダー「C a o r a」を試験的に導入した。申請者（来庁者）については高齢者が多いことから、義援金等の申請書を記入する都度求められる「氏名・住所・生年月日・性別」について、運転免許証やマイナンバーカード等を「C a o r a」で読み取り自動転記することにより、申請者（来庁者）や職員の負担軽減と利便性を図った。</p>



<被災者支援システム>

罹災証明単位で紐づけを行わず個人単位で罹災証明データを蓄積していれば、横断的に活用できた可能性がある。

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	富来支所
担 当 業 務	避難所運營業務、物資輸送拠点業務、ワンストップ窓口
業 務 内 容	<p>1 避難所において「避難者の健康が維持されること」を目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①食料・物資管理担当 → 食料物資の配布と物資の管理</li> <li>②トイレの確保・管理担当 → 仮設トイレの水補給 (消防富来分署と連携して防火水槽水の活用)</li> <li>③衛生的な環境の維持担当 → ゴミ集積所の確保・周知</li> <li>④避難者の健康管理担当 → インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症と感染防止対策</li> <li>⑤ペットの対応担当 → ペット用トレーラーハウスの管理</li> <li>⑥炊出しボランティア担当 → ボランティア団体との調整</li> </ul> <p>2 経過</p> <p>【発災後～1/7】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所内被災状況の把握、情報の取得</li> <li>・避難者数の取りまとめ</li> <li>・参集した富来地域職員での避難者への食料・飲料水等の備蓄品を配布</li> <li>・支所車庫を活用した支援物資の仕分け</li> <li>・仮設トイレの確保と管理</li> <li>・様々な感染症、食中毒等のリスクを避けるため、避難者によるゴミの分別収集の指導</li> <li>・富来病院と連携したインフルエンザ、新型コロナウイルス感染者の受入れと感染防止対策の実施</li> </ul> <p>【1/7～10/18 避難所閉鎖日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県職員の常住による避難所運営</li> <li>・神奈川県的人员配置による他避難者への物資輸送及び支援物資の仕分け</li> <li>・シャワーテントの管理</li> </ul> <p>【1/17～10/23】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JMAT、日本赤十字社、石巻市職員による段ボールベッド設置及び避難所運営担当課職員による段ボールベッド撤去</li> </ul> <p>【1/20～10/18 避難所閉鎖日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炊き出しボランティアの受付、食事などの調整</li> <li>・保健センターと連携した車中泊によるストレス等やエコノミークラス症候群による災害関連死の抑止活動</li> </ul> <p>【1/12～2/7】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水排水管被害状況の調査開始</li> <li>・庁舎内給水排水管応急修繕工事の対応</li> </ul> <p>【1/27～4/30】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペット用トレーラーハウス設置、管理、撤去</li> </ul> <p>【2/1～】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンストップ窓口開設</li> </ul>

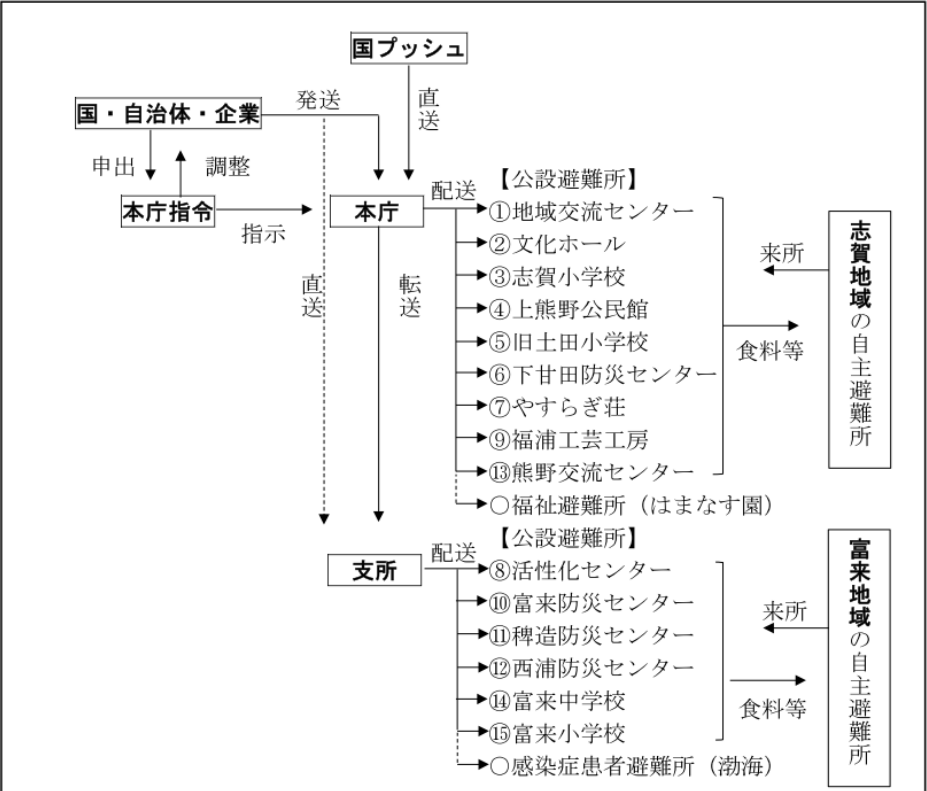
課 題	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災後、富来地域職員が参集し富来地域全体の情報取得、避難所箇所の確認作業に不足の時間を要した。</li> <li>・ 避難者数の増加によって、指定されていない建物が避難所となって、発災後避難者数の確認や支援物資輸送計画を作成するために必要な避難所、責任者の把握に苦慮した。</li> <li>・ 発災後、指定避難所富来活性化センターの24時間避難所運営を行ったがトイレが使用できず廃棄物処理、清掃等を職員で行った。</li> <li>・ 備蓄品(食料以外)の在庫が不十分であった。</li> <li>・ 発災後、富来支所職員13名の内、他指定避難所運営に7名が取られ、育児休暇1名、実質5名で通常業務に加え、富来活性化センター避難所24時間常駐運営、各避難所へ物資の配布、ブルーシートの配布、新型コロナ・インフルエンザ感染者の受入れ対応を行ったが、対策本部会議で職員の増員を要望したが受入れられなかった。</li> <li>・ 通常、避難所生活は住民が主体となって行うべきものですが、他の避難所と違って指定避難所富来活性化センターは富来支所と併設され富来地域全体の住民が寄せ集まった避難者で構成されているため、避難所運営を富来支所職員及び愛知県職員で行っていた。</li> <li>・ 発災後、給排水設備が被災したことによる様々な感染症、食中毒等のリスクが高まることが懸念される中、保健師の派遣がされず感染防止対策に関する専門的な知識のない職員では、避難所の衛生的な環境の維持に限界があった。</li> <li>・ 限られたスペースで仮設トイレ設置したが、男女を区別することができず性犯罪が懸念された。</li> <li>・ 仮設トイレには水が必ず必要であり、水の供給が無い状況下でいかに確保するかが課題であり、応急措置として消防ポンプ車による防火水槽の水で供給していた。</li> <li>・ 仮設トイレは、段差があり、手すりなどが設置されていないため、高齢者が使用するには危険な状態であった。</li> <li>・ 高齢者や障害者が、仮設トイレを使用することができず、施設内で簡易的なトイレを設置するスペースが必要であった。</li> <li>・ 避難者には高齢者や障害者、乳幼児が混在する家族もいるため、限られた避難所スペースでの避難生活の維持に苦慮した。</li> <li>・ 発災後は、町民のみならず、帰省による避難者や旅行者などの避難者も含まれているため、犯罪の発生が懸念された。</li> <li>・ 震災後は、受験シーズンと重なり受験生の勉強するスペースの確保が課題であったが、愛知県支援班によるスペースが確保でき課題の解消に繋がった。</li> <li>・ 自宅が被災し避難所へ入所したいが新型コロナ・インフルエンザ感染の恐れや集団生活になじめず車中泊される方の説得に苦慮した。</li> <li>・ ペットの受入れ禁止の避難所であったが、人道的観点から受入れを拒否することができず苦慮した。</li> <li>・ ペット用トレーラーハウスが設置されたが、猫12匹の飼い主が</li> </ul>

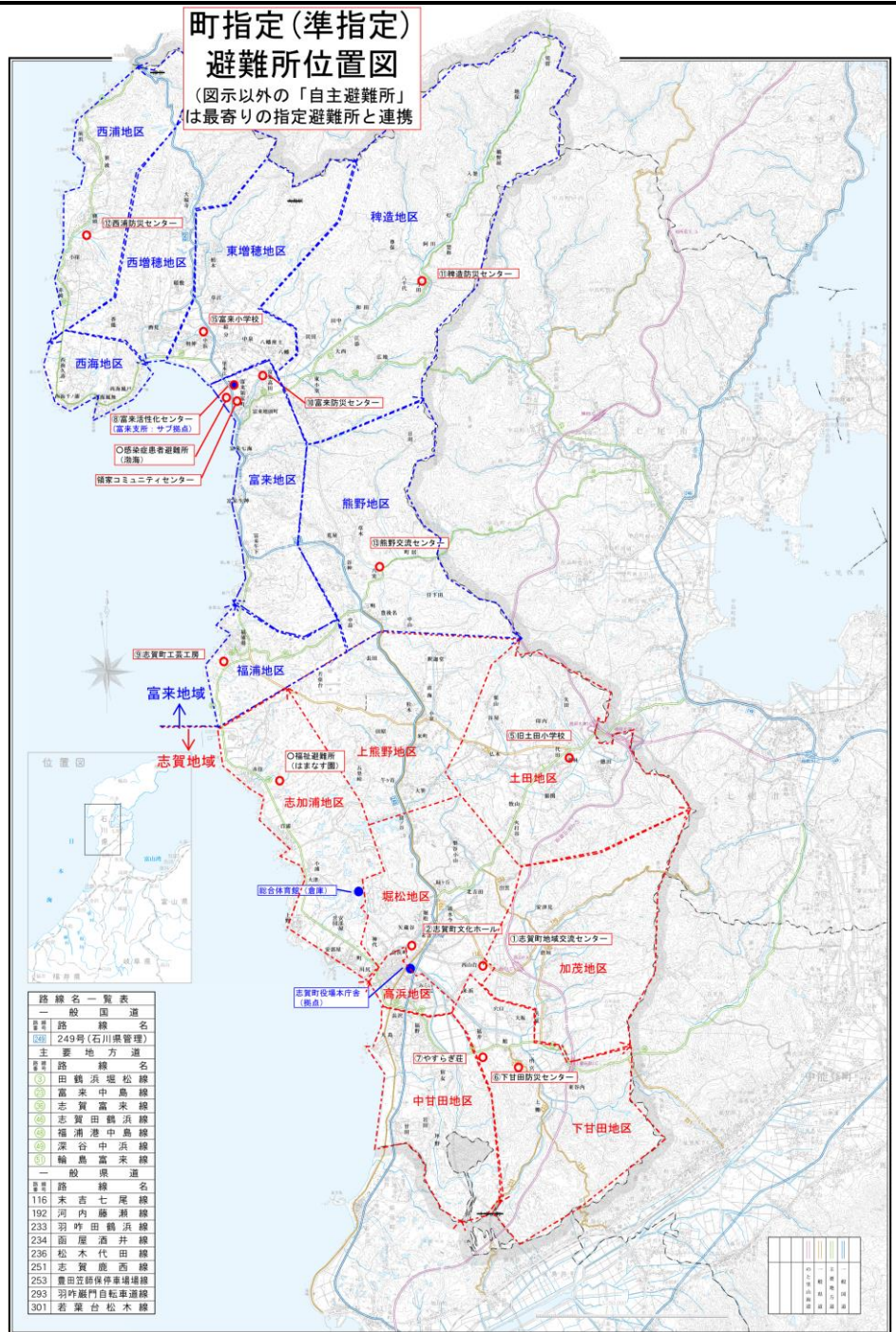


	<p>避難所への入居を拒否し、長期間車中泊でペットと生活している家族がいたので、毎日本調の確認を行っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富来支所は、地域指定避難所5カ所、自主避難所16カ所の物資輸送の拠点として機能していたが、初動期には本庁からの輸送が遅れ、午後9時過ぎに各避難所へ届くなど苦情が多く寄せられた。</li> <li>・ 発災後、夜間輪島市など奥能登へ支援物資を輸送する途中通行止めで、支援物資を届けることができないため、富来支所に置いていく方が日増しに増え、神奈川県支援班が派遣される初動期の間、人手不足で仕分けなどの整理ができない状況であった。</li> <li>・ 当初、ワンストップ窓口（罹災証明、義援金、住宅支援、公費解体等の申請）を一括で受け付ける場所として、富来活性化センター大ホールを使用した。各制度の受付期間が長くなることで、ワンストップ窓口の規模縮小と文化活動、生涯学習活動団体との施設提供の調整が難しい。</li> </ul>
<p>改 善 策</p>	<p><b>【避難所運營業務】</b></p> <p>①避難所の運営体制の確立と運営      避難所運営では、担当課のみの運営は困難であるため、部局を超えた連携体制で役割分担等を見直し、対策項目ごとのチェックリストを作成し、担当部局や担当者が確認できるようにする。</p> <p>②人的配置計画作成      災害対応マニュアルでは富来支所職員は、避難所運営担当とされているが、実際は指定避難所富来活性化センターと富来支所庁舎と併設されており、富来地域の物資の管理と輸送・配布の拠点である共に通常業務などマンパワーが不足した状態であったため、予め人的配置計画を作成することで人手不足の解消に繋がる。</p> <p>③施設整備      今回の被災で、給排水施設が破損し、衛生面で避難者の人命を守ることが大きな課題であった。井戸や備蓄水槽などの整備で生活水の確保や下水道マンホールなどを活用した仮設トイレ、移動式トイレ車、水を使わず微生物によるバイオトイレの確保でトイレ問題が解消できる。</p> <p>④「医療・保健・福祉」の専門職能団体との連携      発災後、新型コロナ・インフルエンザ感染の流行期と重なり、各避難所の感染者を受入れたが、保健師など専門的な指導が行われず、急遽富来病院と連携して避難者の健康管理を行ったが、予め外部支援者を決めておくことや保健師などの配置計画を作成することで、避難者の要望・希望に沿った支援が構築できる。</p> <p>⑤ペットとの共生      事前にペット同伴避難ルールを決めておくことやペットと避難者が共存できる NPO 法人施設などの情報を確保することで、共生できる環境ができる。</p> <p>⑥ボランティア受け入れ体制の確立      ボランティアによる炊き出しや訪問等については、一括した受け入れ体制の確立やルールづくりをすることで避難者への心の安</p>

	<p>らぎを提供することができる。</p> <p>⑦安全安心の提供</p> <p>避難者の健康管理、防犯対策などには、毎日の声掛け、あいさつをすることで、避難者が職員に相談しやすい環境づくりで安心感を提供することができる。</p> <p><b>【物資輸送拠点業務】</b></p> <p>①車庫を活用した物資供給拠点</p> <p>富来支所は富来地域の物資供給拠点として使用され、発災直後本庁からのプッシュ型支援で一時期庁舎内が溢れたが、平成19年3月に発生した能登半島地震の経験から公用車車庫に分類して保管することで円滑に各避難所へ輸送することができた。</p>
--	--

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課名	企画財政課
担当業務	物資配送拠点業務
業務内容	<p>1 ミッション「必要物資を揃え、避難所（指定19、福祉2）に食料・物資を届ける」</p> <p>①管理担当 → 入荷・出荷、在庫管理を処理、必要品を調達</p> <p>②食料担当 → 前日最終の指定避難所からの避難者報告数に自主避難所数を見込み指定避難所に3食を届ける（食料+水、必要物資等）</p> <p>③配送担当 → 自衛隊を中心に指定ルートでの配送を行う ※配送は1日2回（10時に昼食、16時に夕・翌朝食）</p> <p>④物資仕分担当 → 必要品の仕分け、詰め作業を行う</p> <p>⑤物資受付担当 → 他自治体・企業等からの申出を取次ぐ</p> <p>⑥物資配付担当 → ブルーシート等、住民向け配付物</p> <p>⑦全体指示担当 → 物資流通を監督する</p> <p style="text-align: center;">業務フロー</p>  <p>業務フロー図は、物資の供給源（国・自治体・企業）から本庁へ送られる様子を示しています。本庁は、国プッシュからの直送と、国・自治体・企業からの発送を受け、本庁指令を指示し、支所へ転送します。支所は、公設避難所（⑧活性化センター、⑩富来防災センター、⑪稗造防災センター、⑫西浦防災センター、⑭富来中学校、⑮富来小学校）と、福祉避難所（○感染症患者避難所（渤海））へ配送を行います。また、本庁は、公設避難所（①地域交流センター、②文化ホール、③志賀小学校、④上熊野公民館、⑤旧土田小学校、⑥下甘田防災センター、⑦やすらぎ荘、⑨福浦工芸工房、⑬熊野交流センター、○福祉避難所（はまなす園））へ直送し、志賀地域の自主避難所へ食料等を届ける役割も果たします。</p>



## 2 経過

- 1/1 町職員のみ構成で、物資調達管理配送を開始
- 1/2 自衛隊が合流し、作業支援にあたる
- 1/4 西濃運輸が合流し、輸送支援にあたる
- 1/7 鳥取県及び神奈川県職員の人員配置及び協力を得て、物流オペレーション再構築
- 1/9 本庁～支所～指定避難所へ配送車両確保 (県 TR 協会 4t2 台+自衛隊車、給食車)  
鳥取県と協議し、物資荷受時間を午前9時から午後5時までとし、町HPで周知
- 1/10.13 トヨタ自動車担当者がオペレーション支援のため、

	<p>物資拠点と避難所を視察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1/11 国からのプッシュ支援が調整可能になる</li> <li>・ 1/14 トヨタ自動車社員 4 人が物資班オペレーションに参加 (1/16～支所にも参加)</li> <li>・ 1/15 トヨタ自動車から水タンク 20 台+2tTR1 台+ハイエース 4 台貸与+物資提供</li> <li>・ 1/16 避難所夕食に弁当を導入開始</li> <li>・ 1/18 トヨタ自動車とダイハツ工業から在宅避難者と車中泊者への支援の申し出を了承</li> <li>・ 1/19 物流拠点移設検討のため、中核工業団地内工場を視察したが、被災により適地なし</li> <li>・ 1/21 自衛隊・保育士が物資班から撤退</li> <li>・ 1/22-30 トヨタ自動車とダイハツ工業社員が避難所外避難者への物資支給活動を行い、巡回結果を健康福祉課に引き継いだ。(1/31～家屋調査班に移管)</li> <li>・ 1/26～ 本庁と支所で Amazon を利用した物資要請 (ほしい物リスト登録←支援者提供)</li> <li>・ 2/3 トヨタ自動車伊村生産本部長が視察来庁し、町長と面会</li> <li>・ 2/4～ 当分の間、毎週日曜日にトヨタ・ダイハツ隊が物資の棚卸業務に従事する。</li> <li>・ 2/5 一部の避難所で洗濯機の要望があったが、設置場所・設備、環境が整わないため、当分の間は、新品の下着・衣類を配送し対応することとする。</li> <li>・ 2/13 自衛隊風呂及びシオン脱衣場に避難者用替下着箱 (新品) を置き、洗濯需要に対応。</li> <li>・ 2/13-15 トヨタ自動車が小中学校及び保育園、すばる保育園に余剰物資 (スウェット上下、カップ麺、ミルク、紙オムツ) を配布し、在庫調整を図った。</li> <li>・ 2/26 避難所の集約、避難者の減により、物流拠点を本庁車庫内に移転</li> <li>・ 2/28 トヨタ・ダイハツ支援隊撤退 国交省・鳥取県・神奈川県ジェゾンと今後の物資班の運営体制を協議</li> <li>・ 3/6 運送事業者が物資班を下見したが、人員難で請負できないとの返答 3月中旬から鳥取県と神奈川県の支援員数を減らす</li> <li>・ 3/12 鳥取県及び神奈川県リエゾンと4月からの民間委託への引継ぎについて調整した。</li> <li>・ 3/29 神奈川県支援班が撤退</li> <li>・ 3/31 鳥取県支援班が撤退</li> <li>・ 4/1～物流班業務を民間事業者へ委託 (東武トップアース+シルバー人材センター) 食事 (3食) を地元弁当製造 2 業者に配送を含めて委託 指定避難所 7 箇所 (地域交流センター、文化ホール、富来活性化センター、富来防災センター、稗造防災センター、西浦防災センター、領家コミュニティセンター)</li> </ul>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6/1 避難所 4 箇所 (地域交流センター、富来活性化センター、富来防災センター、稗造防災センター)</li> <li>・10/1 避難所 2 箇所 (富来活性化センター、稗造防災センター)</li> <li>・10/18 すべての避難所を閉鎖</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員が素人</li> <li>・全体に目が行き届かない</li> <li>・業務の体系化なし</li> <li>・省力化なし</li> <li>・需給調整なし</li> <li>・在庫管理できない</li> <li>・指示待ち者が多い</li> <li>・ヤードの確保ができない</li> <li>・配送ダイヤ組みできない</li> <li>・計画配送ができない</li> <li>・疲弊、ストレスが溜まる</li> </ul>
改 善 策	<p>1 物資配送</p> <p>◎人と物の流れを意識し、時間を節約</p> <p>4 S 「整理・整頓・清掃・清潔」の実践</p> <p>3 M 「ムリ (人員)・ムダ (費用)・ムラ (時間)」の削減</p> <p>①搬送ダイヤの導入</p> <p>混載便による複数の避難所のルートをもとめ、各便の仕分け・積込作業時間を時間差により区分 (出荷・搬送時間の集中を分散) することで作業を平準化し、結果として作業人員の削減と作業時間の短縮が図られた。</p> <p>②作業手順と陳列の変更</p> <p>一筆書きで物資を揃えられる陳列と品名の表示により、一度の巡回で品物が用意でき、集荷と管理が容易になった。</p> <p>③仕分け搬出作業の改善</p> <p>避難所ごとに物資を集積できるコンテナ (必要品リストを貼付したかご台車) の活用により、品物の混在を避け、作業スペースの確保とやりやすさが工場した。</p> <p>④倉庫の棚卸と整理</p> <p>物資の整理による “モノの見える化” (品名表示、配置図、日付の古いものを前面配置) と物資の流動 (頻度) による保管場所の区分で、物資管理 (あふれ、欠品) と調達が容易になった。</p>



## 物資供給オペレーション

### 1) 当初の状態 (役場内物資供給拠点)

人(60人)も物をあふれていた



まずは 4S(整理・整頓・清掃・清潔)加えて  
 やり易い作業、あふれ/欠品分り易く、運ぶなら効率的に  
 ⇒オペレーション/レイアウトを見直し

### 2) 出荷作業の平準化

出荷タイミングをならして作業のピークを分散 (作業の平準化) ※定時配送にこだわらない

入出荷	車両	AM	PM
おにぎり(昼食)	入荷		
フレッシュ品	入荷		
旧土田小	出荷 トラック	▼	▼
富来支所	出荷 トラック	▼	▼
熊野	出荷 自衛隊車	▼	▼
福浦	出荷 自衛隊車	▼	▼
下甘田防災	出荷 自衛隊車	▼	▼
やすらぎ荘	出荷 自衛隊車	▼	▼
志賀小	出荷 自衛隊車	▼	▼
地域交流センター	出荷 ハイース	▼	▼
文化ホール	出荷 トラック	▼	▼
おにぎり(夕食)	入荷		
パン(朝食)	入荷		

▼ 出荷が集中

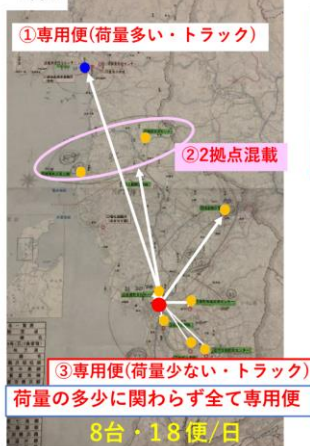


車両	AM	PM
ハイース	▼	▼
ハイース	▶	▶
ハイース	▶	▶
トラック	▶	▶

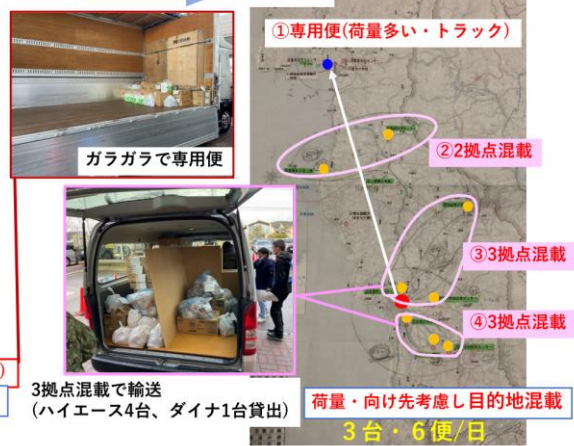
▼ 出荷タイミングを変更

### 3) 専用便 ⇒ 混載便

当初



変更後



#### 4) やりやすい陳列レイアウトに変更

当初

物があふれ、どこに何があるのかわからない



活動後



シンプルで作業しやすいレイアウトに変更  
(一筆書きで動ける)



種類ごとに分けて置き、品目を明示  
何がどこにあるかわかりやすく

#### 5) やりにくい作業の改善

当初



集荷場と出荷場の距離が遠く  
パケツリレー方式で運搬  
(大人数でやる前提)

かご台車に集荷し、  
台車ごと出荷場へ

活動後



パレットはリフトの導入で  
積込が楽に



出荷品リスト  
何をどれだけ出荷  
するのかわかる



#### 6) 物資の整理と棚卸

物資を層別、あふれ品を別口で保管

流動するがあふれている物

当初



本庁大会議室

本庁車庫



本庁大会議室

ほとんど流動しない物



総合体育館

## 6) 物資の整理と棚卸

- ・各ロケーションで棚卸を実施
  - 種類
  - 頻度
  - 消費期限
- ・物の多い本庁車庫/総合体育館の物資配置図を作成

調査/整理

物のあふれや欠品が**見てわかる**



棚卸リスト

これらの活動を通じて、結果的に物資供給の**従事者が低減**

当初 60人



活動後 20人



### 物資供給拠点の整備

#### 1) レイアウト/オペレーションの計画策定

供給拠点を大会議室 ⇒ 車庫へ移設

車庫内レイアウト作成及び引っ越しに向けた準備・実行

⇒環境・安全が担保されたレイアウト（オペレーション）、移設計画策定

コンセプト：やりやすい作業、あふれ/欠品が分かり易い

+ 動線を短くコンパクト、誰でもすぐできる

・レイアウト/オペレーション検討





## 2) やりやすい作業事例

- ・テーブル上で作業できるようになり、**楽な姿勢**で作業可能に。  
⇒結果的に**作業時間が短縮**



## 3) 入出庫の動線を短く、コンパクトなレイアウト

- ・入出庫の動線が短縮され、**運ぶのが楽になった**



荷量の減少に応じてスペース、人員をスリムに

## 人と物と時間と費用を意識

- 4S**「整理・整頓・清掃・清潔」
- 3M**「ムリ(人員)・ムダ(費用)・ムラ(時間)」の削減

**合理化** → **効率化**につながった

## 2 食料配送

○改善経過

1/1 水とパンを配付

1/2-15 地元弁当事業者に打診したが、被災により水道・ガスが使えないとのことで断られたため、災害応援協定を締結する羽咋市の弁当事業者に調理を依頼した。当社も被災したため、おにぎり（おにぎりの中の具材は日替わり）しか作れないとの条件だった。地元ホームセンターとコンビニにパンの手配を依頼し、弁当・パンは役場拠点で受入れ、物資班が仕

	<p>分け配送を担った。</p> <p>1/16-3/31 避難者の栄養状態に鑑み、夕食を日替弁当とした。</p> <p>4/1-10/18 指定避難所の縮小に合わせ、町内弁当事業者が稼働したことから、3食/日を<b>地元弁当製造2業者に避難所への配送を含めて委託した。</b></p> <p><b>町は避難者数の事前通知の行い、職員の作業軽減が図られた。</b></p>
--	--

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	企画財政課震災復旧復興創生室
担 当 業 務	復興計画の策定
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画策定の体制構築            令和6年1月1日に発災、同年4月1日付けの組織改編により、企画財政課内に震災復旧復興創生室が創設され、復興計画の策定に着手した。1日も早い町の復旧・復興に向けた道筋を示すため、早期の計画策定を目指し、町職員からなる策定部会で調査検討を行い、避難者及び各種団体に対するアンケート調査や復興に向けたまちづくりの提言募集により町民意見を聴取し、策定委員会での審議を経て、同年7月末に策定した。</li>   <li>・復興計画策定委員会及び策定部会の設置、運営            4月に、町内の各種団体代表者や学識経験など14人の委員で構成する策定委員会を設置し、計画策定までに3回の委員会を開催した。(4/12、6/20、7/31) ※別紙、策定委員会設置要綱参照            策定委員会に策定部会を置き、町職員（主幹級以上）16名が部員となり、計画策定に向けた調査検討を行うため、8回の部会を開催した。(4/15、4/26、5/10、5/20、5/27、6/12、6/24、7/22) ※部会に、生活再建、生業再建、社会基盤再建部会の3つの作業部会を設置し、作業部会ごとに検討を進めた。</li>   <li>・町民意見の聴取            避難者及び各種団体アンケートの実施、町ホームページと公式ラインによる提言募集、石川県主催の「のと未来トーク」における意見の確認、計画（最終案）についてパブリックコメントを募集し、計画に反映した。</li>   <li>・復興に向けた基本理念、復興の将来像、復興方針の策定            町長の思いを基本理念に込め、「かえる、志賀町」、人が帰る（町民に帰ってきてもらう）、元に戻る（正常な暮らしと生業を取り戻す）、町を変える（新しい町を創造する）と定めた。            併せて、復興の将来像を“創造的復興へ「暮らし・生業・社会基盤の再建」－ふるさと再起動 シン・志賀町へ－”とした。            復興方針については、復興の将来像の実現に向け、「暮らしとコミュニティの再建」「町の特色を活かした生業、地域産業の再建」「災害に強く住み続けられるまちづくり」「将来につながるまちづくり・ひとづくり」と定め、各分野の連携により総合的に取組を推進していくこととした。</li>   <li>・計画策定に向けた庁内体制の構築            策定部会で調査検討のうえ素案を作成し、策定委員会で審議し、意見をいただきながら修正を加え、計画を策定した。            その過程においては、議会全員協議会に計画案を適宜説明のうえ、意見をお聞きした。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への情報提供 7月末の計画策定後に町ホームページで復興計画を公表したほか、広報9月号（8月29日配付）に掲載するとともに、復興計画の概要版を全戸配付した。</li> <li>また、策定した町復興計画を町民に広報するとともに、今後の復興に向けた町民意見を聴取するため、区長ミーティング（9/17、9/20、9/24、9/25）とオープンミーティング（10/6、10/12）を開催した。</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常業務もありながら、震災対応や計画策定業務に携わる兼務者や策定部員の負担が大きかった。</li> <li>また、計画案の調査検討に作業部会は多くの時間を費やすこととなり、素案作成に多大な労力を要することとなった。</li> <li>・計画策定を担当する震災復旧復興創生室においては、策定支援にあたるコンサルがいたとは言え、内容の検討や確認、修正など、取りまとめに要する業務量が大きく、マンパワーが不足した。</li> <li>・計画策定に係る町民意見の聴取に関し、どんな形であれ、被災者の声を聞く場を設けてほしかったとの意見が散見された。</li> <li>・計画策定支援業務について、町の事情等に精通した県内コンサル業者が多く震災関連業務を抱え、請負できない状況となり、発注に際し、苦慮する状況となった。</li> </ul>
改 善 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的には、大規模災害を想定し、事前復興計画を策定している自治体もあるが、本町になかったことから、今回初めての復興計画の策定で、多大な時間と労力を費やすこととなった。</li> <li>当面は今回策定の復興計画を参考にすることができるが、将来的には、本復興計画を改訂するなどした事前復興計画の策定が必要である。</li> <li>・被災した町民に寄り添った支援を行っていくうえで、地元に向いて被災者の声を聞いたり、町の対応等について説明したりすることは重要である。今後、こうした状況の際のみならず、普段から町民の意見を丁寧に聴取する取組が必要である。</li> </ul>

志賀町令和6年能登半島地震復興計画策定委員会設置要綱

令和6年4月1日  
告示第58号

(設置)

第1条 令和6年能登半島地震からの復興に向けた志賀町令和6年能登半島地震復興計画（以下「復興計画」という。）を策定するため、志賀町令和6年能登半島地震復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議し、町長に答申するものとする。

- (1) 復興計画案の作成及び調整に関すること。
- (2) その他復興計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 関係行政機関等の役職員又は職員
- (4) 公共的団体等の役職員又は職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、復興計画を答申する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 委員会に令和6年能登半島地震復興計画策定部会を置く。

2 前項の部会は委員会から依頼された事項について調査及び研究を行い、委員会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課震災復旧復興創生室において行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。



令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	企画財政課震災復旧復興創生室
担 当 業 務	復興基金業務（交付要綱等）
業 務 内 容	<p>①復興基金の活用事業に係る要望調査の取りまとめ</p> <p>②復興基金に係る所要額調査の取りまとめ</p> <p>③令和6年能登半島地震復興支援補助金交付要綱の策定 （令和6年10月1日施行 令和6年1月1日適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本メニュー27事業のうち、被災宅地復旧支援事業、地域コミュニティ施設等再建支援事業、住宅耐震化促進事業の3つの事業を除く、23事業について1つの要綱で策定した。被災宅地復旧支援事業、住宅耐震化促進事業については、まち整備課で個別要綱を策定し、地域コミュニティ施設等再建支援事業については、総務課で同じく個別要綱を策定した。</li> </ul> <p>④復興基金事業にかかる説明会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての区長を対象とした区長会研修会（令和6年11月27日開催）で復興基金事業について説明を行った。</li> <li>市内では全ての課を対象にした説明会（令和6年10月31日開催）で復興基金事業について説明を行った。</li> </ul> <p>⑤令和6年能登半島地震復興基金交付金交付申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>枠配分については、304,150,835円を申請した。</li> <li>基本メニュー分（概算分）については、327,475,000円を申請した。</li> </ul> <p>⑥住民への復興基金事業の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町広報誌や町ホームページで復興基金事業の周知を行っている。</li> </ul> <p><b>【県主催の説明会・意見交換会等】</b></p> <p>①令和6年能登半島地震復興基金オンライン説明会 （令和6年6月10日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興基金の創設、復興基金の性質・用途及び基金造成から予算化までの当面のスケジュール）について示された。</li> <li>基金活用に係る要望調査について</li> </ul> <p>②能登半島地震復興基金にかかる6市町と知事との意見交換会 （令和6年7月16日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基金活用事業の要望にかかる市町長の説明・意見交換</li> </ul> <p>③復興基金のメニュー案について （令和6年8月8日に石川県から示された。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町の要望状況・基本メニュー案（市町事業分）・基本メニュー案の所要額調査・今後のスケジュール</li> </ul> <p>④復興基金にかかる19市町との意見交換会 （令和6年8月23日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興基金の活用方針等（復興基金の全体像、基本メニュー案（市町事業分）、市町枠配分案、スケジュール）について県から説明・意見交換</li> </ul> <p>⑤復興基金市町交付金交付事務担当者説明会 （令和6年9月27日開催）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付事務の流れ・ 枠配分の交付・ 基本メニューの交付・ 今後のスケジュール</li> <li>⑥令和六年能登半島地震復興基金交付金交付要綱が県から送付（令和6年10月1日付け）</li> <li>・ これに基づき、町要綱も定めた。</li> <li>⑦復興基金にかかる19市町との意見交換会（令和7年2月5日開催）</li> <li>・ 復興基金の今後の見込等について県から説明・ 執行状況を踏まえた今後の見込・ R7当初予算で事業化する基本メニュー・ 枠配分の追加配分・ 意見交換（市町の活用状況等）</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>①復興基金の財源充当について</li> <li>・ 創設の趣旨では、ソフト事業（国の支援制度の隙間となる事業で、被災者・被災事業者・地域の負担軽減に資する事業）が対象であることは十分に理解しているが、市町が直接執行する国庫補助等の手厚い措置がない一般財源で実施しなければならないハード事業に充当したいが制度上出来なく、非常に使いづらい。</li> <li>②地域コミュニティ施設等再建支援事業について</li> <li>・ 県から示された要綱の基準やQ&amp;Aだけでは明確でない部分が多く、集落や自治会からの問い合わせが多数で担当課の窓口が非常に混乱している。</li> <li>③基本メニュー27事業の活用について</li> <li>・ 基本メニュー27事業のうち、令和6年度については11事業について実施予定。その他の事業についても活用していく必要がある。</li> </ul>
改 善 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>①復興基金の財源充当について</li> <li>・ 市町が直接執行する国庫補助等の手厚い措置がない一般財源で実施しなければならないハード事業についても復興基金を充当出来るような弾力的な運用を意見交換会等の場で県に強く要望していく。</li> <li>・ リースや委託事業に振替することにより基金事業の対象となるように工夫した。</li> <li>・ 対象事業の洗い出しや復興計画から対象事業を抜き出して財源充当する。</li> <li>②地域コミュニティ施設等再建支援事業について</li> <li>・ 県から示された要綱の基準やQ&amp;Aだけでは明確でない部分が多く、集落や自治会からの問い合わせで判断に迷う場合は、個々の案件毎に個別に相談して対応する。</li> <li>③基本メニュー27事業、市町枠配分の活用について</li> <li>・ 今一度、全ての課に対し、復興基金の要綱やスキームを周知して復興基金事業の活用を促す。また、毎年度の事業計画や予算編成時に事業内容を確認のうえ、復興基金を活用していく。</li> </ul>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課名	デジタル情報課
担当業務	被害情報収集、通信確保、広報活動、災害情報の伝達
業務内容	<p>ライデンシステムからの放送全般（防災行政無線、LINE、データ放送、メール、電話、FAX、X、Yahoo 防災、ハザードン）とHP</p> <p>通信環境に異常がないか確認</p> <p>住民への広報業務</p> <p>WEB会議準備</p> <p>避難所等における通信、テレビ視聴環境整備</p> <p>職員用端末器確保（PC、スマホ、タブレット、バッテリー）</p> <p>災害ごみ監視カメラ設置業務</p> <p>防災行政無線子局等一斉点検</p> <p>住民・業者からの電話対応</p> <p>町ホームページの更新</p> <p>ケーブルテレビの表示の確認</p> <p>災害広報誌・広報誌の発行</p> <p>支援視察状況の記録撮影</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職が一刻を争う時に責任をもって決断に時間を要すると感じた。</li> <li>・決断できる人に多くの案件が集まり案件の遅延やその人だけに負担がかかり精神崩壊しないか心配になった。</li> <li>・普段から想定やシュミレーションすることが大切である。</li> <li>・ライデンシステムの情報伝達は有益であったがスマホ不保持の高齢者などから情報が分からないと苦情が多かった。外の防災無線も聞こえづらく以前の告知端末機がよかったとの声も多々あった。</li> <li>・早急に配信しなければならず配信情報の内容確認が不十分で誤字脱字があった。</li> <li>・発災1ヶ月を経過して担当各課において業務内容に差が生じ担当課担当職員によって身体的精神的負担が偏っていたと思う。</li> <li>・志賀町は通信も途絶えておらず電源もありケーブルテレビも災害モードで利用でき通信の広報活動が出来ていた。防災行政無線やLINEなどを中心に発信をしていた。対策本部会議が毎日実施されマスコミに流すプレス発表資料をそのままLINEに添付して1月2日から発信していた。広報誌は災害誌として発行し避難所や区長に配布した。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志賀町の住民の半数が高齢者で、LINEだけでは情報を周知させることは無理と当初からわかっていた。LINEなどを利用できない方のために速報という形で情報を紙媒体で各避難所に何回か配布した。</li> <li>・水道が止まっていたので水道に関する問い合わせがすごく多かった。1月15日から毎日「開通予定」を地区ごとに細かく広報した。現場や住民は地区単位の情報を必要としている。</li> <li>・被災程度に応じた給付金等の情報一覧作成は他市町より遅れた。作成後は問い合わせが増え広報見て知ったという声があった。補助金・給付金情報が小出しにできるため情報をまとめるのに苦慮した。</li> <li>・避難所に来る避難者らにそれぞれIDが付与されたSuicaを配布し、住所・氏名、生年月日、連絡先などの個人情報をひも付けてシステムに登録した。避難者の把握と入浴支援に活用された。当初マイナンバーカードの活用を考えてカードリーダーの準備が間に合わなかったために活用が行われなかった。</li> <li>・防災行政無線草木中継局に被害はなかった。</li> <li>・防災行政無線屋外子局に傾きなどの被害があったが通信・放送に支障はなかった。後日、修繕を実施する。</li> <li>・NTTドコモ系列今田基地局の支柱に傾きがあった。通信に影響はなかった。後日、修繕を実施する。</li> <li>・ケーブルテレビ伝送路の断線等による視聴不可はなかった。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">改 善 策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職には迅速適切な判断や決断が必要。</li> <li>・町の情報伝達手段は、多重化システムを採用しており、スマートフォン、携帯電話、HP、ケーブルテレビ、電話、ファクシミリ、屋外防災行政無線を利用して広報を行った</li> <li>・スマホをもたない人にはしかチャンネルのデータ放送・文字放送など利用を周知しなければならない。</li> <li>・町のホームページも見づらく知りたい情報も検索しにくい ため改修が望ましい。</li> <li>・緊急を要する情報こそ正確性が求められるため時間がなく</li> </ul>

	<p>ても複数人で確認を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の課・担当だけに業務が偏るのは仕方がないことであるが、1～3月頃までは、特定の課内でも作業内容が多すぎて業務分担ができてなく、また、専門的知識を持った派遣職員の手配もできていない時期において、資料作成等の担当でなくてもできるような作業は、手が空いている課や手伝える人に応援を依頼できたのではないかと思った。</li> <li>・町からの避難情報などの緊急情報を受け取れるようにメールやLINEの登録者を増やすように周知を図る。</li> </ul> <p><b>【役場、避難所への通信機器の貸与状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTTドコモ様 ポータブル電源、充電サービス、衛生電話（5台）、サイネージ看板（12台）、スマートフォン（30台）</li> <li>・ソフトバンク様 ポータブル電源、充電サービス、モバイルバッテリー（98台）、携帯電話機（20台）、スマートフォン（15台）、避難所Wi-Fi機器（複数個所）</li> <li>・レンタルバスターズ様 ノートPC（20台）、Ipad（20台）</li> <li>・富士フィルムビジネスイノベーション様 複合機（5台）</li> <li>・石川コンピュータ・センター様 ノートPC（30台）、デスクトップPC（5台）、プリンター（20台）</li> <li>・NECソリューションイノベーター様 ノートPC（10台）</li> <li>・金沢ケーブルテレビ様 避難所、役場等（Wi-Fi機器設置、テレビ設置、ローカル5G設置）</li> </ul>
--	---

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	税務課
担 当 業 務	家屋被害認定調査～罹災証明書発行に関する業務
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 受付、事前準備</li> <li>② 調査実施アポイントメント</li> <li>③ 現地調査</li> <li>④ 調査結果入力</li> <li>⑤ 発行審査</li> <li>⑥ 封入・封かん発送又は窓口交付</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 受付、事前準備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請窓口を2箇所設置したことによる人員不足。電話、郵送、ネット申請も出来たことによる対応の煩雑化。</li> <li>・受付時に所有する家屋の所在、位置確認を行わず申請書のみを受付したため、事前準備の際に建物の確認等に時間がかかった。</li> <li>・当初、事前準備に過度な書類準備をしたため応援職員へのレクチャー、業務管理が職員への負担となった。</li> <li>・志賀町独自の罹災証明書申請様式を用いたため、事務の煩雑化につながった。</li> <li>・再調査に関して、過度な枚数の罹災証明書を発行したことによる回収でトラブルが多発した。</li> </ul> </li> <li>② 調査実施アポイント <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査の円滑な実施と調査時の立会いを行うことにより調査の信頼性確保に努めることを目的として、事前に申請内容（場所、棟数など）の確認と立会日程調査のアポイントの電話を行っていたが、アポ電の人員不足、日程調整、それに伴う問い合わせの増加により事務の煩雑化が目立った。</li> </ul> </li> <li>③ 現地調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場で調査を行う応援職員は短期間（1週間程度）で交代していくため、調査の一貫性、班編成の作成やレクチャーに大きな負担がかかった。</li> <li>・税務課の名寄帳、空中写真で家屋が誤って登録されているなど不備が多く、家屋の特定を間違えることが多々あった。</li> </ul> </li> <li>④ 発行審査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常、被災者再建支援システムは受付から発行までタブレットで行うものだったが、受付は紙、調査、発行まではシステムで行ったため、様々なシステムの齟齬ができ発行に時間がかかった。</li> <li>・大量に発行していたため、多様な疑義が生じ、その解消に時間がかかった。</li> </ul> </li> <li>⑤ 封入・封かん・発送又は窓口交付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口交付の受け取りで、連絡が取れないケースがあった。</li> </ul> </li> </ul>

<p>改 善 策</p>	<p>① 受付、事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付は受付会場での受付、郵送での受付に絞る。また受付時にはシステムでの受付にし、受付時間の省力化を図る。住民の方の利便性を考えるより、迅速に発行まで行うことが一番重要だと思料。</li> <li>・受付を始めるのは調査がある程度進んでから行うのがいい。激甚災害の場合は全棟調査を前提として、エリアごとに調査を行う。生活再建の視点でいえば、住家のみで十分だが税の減免、公費解体、各種事業支援で非住家の罹災証明書も必要となるので、全棟調査すべき。特に応援職員が入っているうちに行わないと職員では対応できない。</li> <li>・調査書類の事前準備は、必ず分担して流れ作業に出来るようにすることが重要。事前準備で資料がしっかり出来ていることが調査の進行、質に大きく関わるため。</li> </ul> <p>例：受付担当、名寄帳発行担当、空中写真担当、書類整理担当      応援職員は1週間や短期間で交代していくので、経験が無くても考えずに出来る単純作業に分担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性を重視するのではなく、内閣府の様式を参考にシンプルにする。</li> </ul> <p>例：罹災と被災は申請書が別、世帯構成員表示の有無の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書は原則1枚にする、各種支援制度で原本を提出することはなく、概ねコピーで対応出来るため。</li> </ul> <p>② 調査実施アポイントメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次調査アポについては行わず、申請時に名寄帳やパスカルで調査物件の特定を行う。1次調査は外観調査のみで行うことを受付時や広報、公式ラインで周知をしておく。</li> </ul> <p>③ 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査手法について、事前に資料の提供、説明会等を録画しておいて応援職員の人に見てもらおう。また応援職員の入替時期も調整する。</li> </ul> <p>例：A市は月曜～日曜、B市は水曜～火曜など      応援職員内で引継ぎし、説明会、研修をせずに現地で実習ができるため。調査手法については、各班で独自の記入方法や殴り書きがしてあるような物も多く、もっと画一的で分かりやすい手法を浸透させておく必要がある。</p> <p>特に2次調査では、調査から計算まで短期間で来る応援職員には覚えることも多く時間がかかった。例えば、2次調査班と2次計算班など分担して行うことも考えられる。</p> <p>発行業務を円滑にするため、空中写真、名寄帳等を使って建物を特定する。また、増築部分や納屋、倉庫と居宅が繋がっている場合があるので調査した範囲を明記しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名寄帳、空中写真等を整備し家屋の所在を把握しておく。合併時から放置されているものも多く、人員を配置して家屋の特定、台帳の整備を行う必要がある。</li> </ul> <p>④ 発行審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本来のシステムの運用方法で行う、変に志賀町独自の運用方法</li> </ul>
--------------	--

で行わない。本来の方法で行うことで、他の自治体の経験、ノウハウを最大限に使うことが出来る。

- ・疑義の解消には町職員が専念して出来るような環境を作る。疑義の解消には知識と経験が必要なため。

⑤ 封入・封かん・発送又は窓口交付

- ・基本郵送で対応、窓口交付については極力避けるようにする。避難されている方には一括で渡せるような工夫をする。

総括

- ・利便性を優先した罹災証明業務を行わない

サービスを増やすのではなく、いかに早く罹災証明書を手元に届けることが重要。シンプルに効率重視で行う。

- ・町職員が罹災証明業務に携わらない方式にすること。

役割を分担、細分化、単純化するのが町職員の仕事。出来ないような案件のみを町職員が対応する。

引継に関して、町職員が毎回レクチャーするのではなく、応援職員のなかで引継ぎが出来るような形にする。町職員は住民対応、難しい案件に専念する。また細かい運用については応援職員の方にお任せし、形にしていくほうが良い。応援職員の方々に任せる業務をこちらの方式でガチガチに固めてしまうより効率が良くなる。

- ・罹災証明業務は税務課だけでは行わない

罹災証明書はあらゆる支援制度の必須書類になり、税務課単体で発行、管理を受け持つには負担が大きい業務になる。また、支援制度は他課の担当だからという認識では間違いが多くなる。罹災業務、支援制度を包括した専門の部署で行う必要があると考える。



令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課名	住民課
担当業務	避難所運営
業務内容	<p>【1/8～10/18 全避難所閉鎖日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者数のとりまとめ（指定・自主避難所含め）報告</li> <li>・避難者数と食事数の報告</li> </ul> <p>【発災当初～1/20 頃】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営（志賀小・地域交流センター・熊野交流センターなど）</li> <li>・避難所運営職員配置のとりまとめ</li> </ul> <p>【1/20 頃～】※避難所運営：愛知県職員の常駐</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所巡回及び巡回担当課の割り振り</li> <li>・避難所巡回内容のとりまとめ・要望等への対応</li> <li>・各避難所へ担当課からの依頼物を配付</li> <li>・指定避難所等閉鎖への対応</li> <li>・避難所移転者への対応</li> <li>・避難所閉鎖後の後片付け等</li> </ul> <p>【3/11～8 月末】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炊き出しボランティアの受付・各避難所への振り分け</li> </ul> <p>【4 月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営対口支援（愛知県）終了による避難所自主運営の支援等</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者名簿管理の徹底ができなかった。</li> <li>・避難者名簿に避難所入所者、車中泊、在宅避難者との区切りが途中から無くなり、まとめたの避難者数となってしまった。</li> <li>・避難者数の報告を毎日行っていたが、各避難所でカウントする時間帯がバラバラであったため、移動した場合に二重でカウントすることがあった。</li> <li>・避難所運営の担当課を把握しておらず、発災当初、避難所数が多く、どの職員を配置すべきかわからず困惑した。</li> <li>・指示系統がはっきりしておらず、健康管理、医療相談、物資、施設管理、避難所運営全般について相談できる部署がわからず、避難所運営に配置された職員の判断に任された。</li> <li>・各避難所で各施設の規模や地域の被災状況により運営方法に大きな違いがあるため、運営方法を統一できなかった。</li> <li>・避難者運営について、各避難所の中心人物（区長や施設管理者等）及び常駐していた愛知県職員に任せきりで、巡回していても運営者からの聴き取りのみで、避難者の現状把握は出来ていなかった。</li> <li>・常駐職員（愛知県の対口支援職員）が食事の配膳、施設内の清掃、支援物資の管理や注文等、避難者の生活支援全般を請け負っていたため、避難者自身が何もしなくてもいい状況になり、対口支援終了後スムーズに自主運営が開始できなかった。</li> <li>・避難所に医療機関やDWA TやJWAT、民間ボランティアや環境省等の国機関、マスコミなど様々な機関が事前連絡もなく出入りしたため、受け入れていいかどうかの判断を各避難所に任せきり</li> </ul>

になった。

- ・避難所内で発熱や発病した際の相談機関がしっかりしておらず、家族や避難所内で対応するしかなかった。

- ・保健師等の医療機関が各避難所を巡回したが、日中のみの対応であったため、高齢者のみの対応となり、仕事等で日中不在の避難者には健康相談などの対応はできなかった。特に、心のケアについては高齢者のみならず、避難者全てに必要なため、夕飯時にも対応できるよう訪問時間帯の調整が必要だった。

- ・炊き出しボランティアや民間ボランティアの受付や各避難所への振り分け等取りまとめる事業は、信用できるボランティアかどうか確認することも含め、専門で対応してほしい。

- ・避難所数が多すぎて、住民課のみで対応することが難しく、避難所運営、健康管理、物資運営など各々で動いているため、連携していなかった。

- ・炊き出しの受け入れについて、食中毒など衛生上の問題も多くあるため、健康管理部門が担うべきであった。

- ・各避難所において、電子レンジや乾燥機能付洗濯機などをリースで対応できればよかった。

- ・仮設トイレでは洋式トイレの個数を多く設置した方がよかった。

- ・避難所の備品や什器なども各避難所で管理表を作成し管理すべきだった。

- ・避難者に対し対口支援自治体の横浜市が1月下旬に今後の生活に向けてのヒアリングを行い、3月下旬には町職員がヒアリングを行った。このヒアリングが、退所を促す効果もあったが、2回しか行うことができなかったため、各避難所の閉鎖時期を見極めることができず、閉鎖にむけてスケジュール管理ができなかった。

- ・対口支援終了後、自主運営できる避難所と難しい避難所を区別し、夜間警備や清掃などを支援する民間事業者に業務を委託したが、真に必要なであったのか疑問。

- ・指定避難所において、24時間常駐する愛知県の対口支援があったため、避難所運営が丁寧で充実していたが、この支援がなかったら町職員では今回のような支援はできなかった。

- ・本町では原子力防災施設が複数存在していたため、避難所としての施設は充実しており、1月末頃には、スペースやプライベートの確保ができ、要支援者に対しても個別に対応することが可能であった。

- ・避難者の中には、生活費等の金銭的な不安を理由に退所を見送る方も存在した。

- ・避難所は、次の生活できる場所へ一時的な場所であることを避難者に認識させる必要がある。

改 善 策

① 【担当業務の確認】

・職員一人一人が災害時の担当について確認する機会を設ける。これまでの原子力防災訓練だけではなく、年度当初、災害対応マニュアルも含め確認する機会を設けるべき。

② 【避難所運営班として役割を確認】

・災害対応マニュアルの担当と実務がかけ離れすぎているため、今回の震災の経験をもとに、避難所運営業務を洗い出し、改めて人的配置計画を作成し、避難所運営を複数課で対応した方がよい。住民課のみで各避難所の支援を集約するのではなく、施設管理担当課を含め、複数の課で担当し、常に情報を共有することが必要。(今回も複数の課で担当しているようであったが担当業務を共有できなかった)

・避難所運営班や物資班、健康管理班等との連携が必要であり、情報共有することで、避難者にとって真に必要なことやものを準備できたのではないかと反省。(対策本部だけではなく担当レベルでの情報共有)

③ 【避難者名簿の徹底】

・避難所開設当初に避難者名簿について作成したが、避難者の入所日や退所日の管理を徹底すべき。一覧表の形式の方がよい。

・避難者について、避難所入所者のみをカウントし、車中泊や在宅泊避難者は別で管理すべき。

・避難者数をカウントする時間帯を夕飯を配布した数とするなど、統一すべき。

・避難者数と食事数は同じにすべきで、食事回数も現状を把握しながら、減らすことも考えるべき。

④ 【避難所におけるの物資・備品管理の徹底】

・仮設トイレや電子レンジ、ストーブ、テレビ、Wi-Fi機器、段ボールベッドやテント、毛布など備品や什器などの物品管理表を各施設で作成し、管理することで閉鎖後の片付けがスムーズになる。

・電子レンジや乾燥機付き洗濯機など、冷蔵庫同様リースにし、閉鎖後返還できる体制にする。

・各避難所での物資の購入を許可しない。

・毎食(朝昼夕飯)配食は必要か?避難所の現状を把握しながら回数減もあり得る。店舗が再開していれば、食料に関しての物資の要望を不可とするなど取り決めも必要。

⑤ 【避難所内の健康管理】

・町内薬剤師により最低限の常備薬も準備してあり、当初は、体

温測定もしていたが、保健師や医療機関の巡回は日中のみであり、夜間への対応は手薄であった。4月以降は夜間での健康相談連絡先を準備したが、初期の段階から、日中、夜間問わず健康相談連絡先を提示すべき。

- ・ 単身者や運転不可な避難者の病院受診時のフォローがあるとよい。例えば必要時の医師の訪問など
- ・ 炊き出しボランティアの受入れについても、健康管理の観点から栄養士等が把握する体制が必要。
- ・ 高齢者や要支援者への細やかな配慮が必要でありながら、福祉避難所の閉鎖に伴い、各避難所への異動は避難者には心身ともに負担が大きく、運営側にも負担が大きい。要支援者が存在する避難所には、介護士等の配置も必要。

⑥ 【避難者ヒアリングを複数回実施する】

- ・ 学校再開、上下水道が復旧、仮設に入所、月末、年度末など、的確な時期に避難者に対して、職員がヒアリングを行うことにより、現状の把握や今後の生活での課題など洗い出しをし、必要な担当課につなぐことができる。
- ・ 避難所の退所についての時期を把握することで、避難所の閉鎖時期を見極め、早期に避難者に対し、閉鎖のアナウンスができる。
- ・ 避難所巡回時に避難所の運営内容だけではなく、避難者の状況把握にも努める。日中は高齢者のみが多く、日中不在者にも現状把握できるよう、アンケートをこまめに実施する。

⑦ 【避難所閉鎖にむけてスケジュールをたてる】

- ・ 避難者数や施設の規模、被災状況等を鑑みて、閉鎖の時期を想定する。そして、避難者に個別にヒアリングを行い、避難者の現状や区長などの管理者の状況を把握することで、管理者と相談し、閉鎖日を決定し、早期に周知し、避難所閉鎖後に向けての準備を促す。

⑧ 【自主避難所への取組・早期に自主運営組織の立ち上げ】

- ・ 専門家から自主運営の際のポイントについてのアドバイスを聞くなど、相談できる機会を設け、どのようにすればいいのか体験談を聞く。
- ・ 各避難所への運営中心者や代表者を確定し、避難者同士で運営する体制をつくるため、避難者とのヒアリングや避難所での話し合いの場を設ける。
- ・ 避難所での炊き出しやボランティア、訪問等については、避難所での管理の下開催できる仕組みづくりやルールを決める。
- ・ 自主運営後、各避難所の代表者が意見交換できる会合を定期的

	に開催する。
--	--------

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	子育て支援課
担 当 業 務	とぎ保育所運營業務
業 務 内 容	<p>施設に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の被害状況確認</li> <li>・保育再開に向け保育体制の確認や保育環境の整備</li> </ul> <p>児童に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所児の安否・避難状況・健康状態の確認</li> <li>・保護者に向けて現状や今後の予定などの案内（マチコミ配信）</li> </ul> <p>職員に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休園期間中はシフト体制を組み、避難所支援、災害物資支援、罹災証明書発行の応援につく</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後、避難所より、オムツやミルクを提供してほしいとの要請を受ける。日々の備えの強化など、地域の子育て支援拠点としての役割を感じる</li> <li>・地震発生が開所時間内であったらと考えた時、避難や保護者への連絡や引き渡し方法の見直しなど大きな課題だと感じる</li> <li>・入所児、保護者に対して、メンタルケア的な支援が課題と感じる</li> </ul>
改 善 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難持ち出し品（オムツ、ミルク、衛生用品など）災害時や要請時に速やかに持ち出せるよう出入り口付近に配置した</li> <li>・防寒具と下足は保育室外に置いていたが、発災時に避難が長時間になる事や負傷するリスクを想定し入所児に対しすぐに提供できるよう各クラス担任が一括し室内で管理することにした</li> </ul>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	子育て支援課
担当業務	高浜保育所運営業務
業務内容	<p>&lt;保育園 1/21 まで休園&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設 災害状況の確認、児童受け入れ体制の為の安全確保</li> <li>・職員（保育士・調理員）…物資搬入、仕分け、罹災証明書発行 手続き、各避難所の応援 （保健師）…各避難所、介護施設勤務</li> <li>・児童 安否確認、お見舞い文、再開時期をマチコミで連絡</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時が開所時間内だった時の児童の安全確保や保護者への連絡方法、引き渡しについての見直し</li> <li>・早期再開の為の水・電気・食料の確保、また避難経路の確保</li> <li>・児童、職員の不安を軽減する為に、メンタルケアを行う</li> </ul>
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の避難方法や避難経路の見直しを行い、あらゆる状況でも対応できるようにする</li> </ul>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	子育て支援課
担 当 業 務	児童館運営業務
業 務 内 容	児童館の運営
課 題	<p>1月1日の被災後、全町で対応するため、しばらく児童館を閉館し、当初の1週間は一人が避難所支援、二人が物資配送の業務に従事し、2週目からは罹災証明の業務を手伝うことになった。</p> <p>当初から水道が開通するであろう1月末まであたりは支援にあたるつもりで一人が家屋調査、二人が書類等の事前準備に従事した。</p> <p>その頃になると、外線に着信履歴が何件も入るようになり、避難している保護者から直接、「開館してほしい」と要望が聞かれるようになった。</p> <p>2月から開館する予定をしていたが、敷地内で漏水が発覚したことからトイレが使用できず、復旧まで開館を待つことになり、復旧の後の2月13日ようやく開館することができた。</p> <p>開館後も10月1日まで一人が週2日、家屋調査の業務にあたった。</p>
改 善 策	<p>避難所では遊ぶことも勉強することもままならず、子どもたちにとっては大きなストレスとなった。子どもの居場所を確保することが児童館の使命であることを認識し、早期に施設の安全確認を行い、事業を再開できるように努めたい。</p> <p>また、今回の地震では児童館の職員が被災により勤務できないという状況ではなかったが、当面必要な職員の確保が難しい状況の場合は、児童健全育成推進財団を通してスタッフの派遣要請ができることを覚えておきたい。</p>



令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	子育て支援課
担 当 業 務	放課後児童クラブ運営業務
業 務 内 容	<p>児童クラブの運営</p> <p>発災から3週間ほどの間は、志賀放課後児童クラブの男性職員は避難所運営の応援に行き、女性職員は避難所名簿の整理等の避難所運営の事務を行っていた。</p> <p>富来放課後児童クラブの職員は水道復旧支援や避難所運営を支援していたが、大部分は避難しており、1/15から中学校への引越し準備を始めた。</p> <p>断水及び建物被害により放課後児童クラブを開所できず、閉所期間中は、施設の被害状況の確認、清掃、保護者へ児童クラブの状況について発信、児童の安否確認や職員の震災業務への応援等、災害対策本部からの指示により、業務再開に向け対応を行った。</p> <p>志賀放課後児童クラブ 1月22日より再開。 富来放課後児童クラブ 1月25日より富来中学校で再開。</p>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 志賀放課後児童クラブ 施設の被害は、軽度であったが、断水により休所となった。</li> <li>・ 富来放課後児童クラブ 富来小学校の空き教室を利用して事業を実施していたが、小学校の被害が甚大かつ避難所が開設されたことにより休所となった。</li> </ul> <p>富来中学校の空き教室を利用しての再開となったが、学校の都合により、場所を転々とする事となり、空調が整備されていない劣悪な環境での事業実施を余儀なくされた。また、施設の給排水を使用できる場所が限られていたため、トイレについては、離れた場所のトイレ又は仮設トイレを利用することとなった。</p> <p>近隣の公共施設も避難所や被害が甚大であったため代替施設としての利用ができなかった。</p> <p>富来小学校が避難所となったが、備蓄していた児童のおやつ提供や備品の共有について取り決めがなかったため、有効な活用ができなかった。</p> <p>仮設施設の設置において、国、県との協議に時間を要した。</p>
改 善 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災当初、職員間の連絡が不十分で、出勤可能となった時期がまちまちであった為、各自被災により避難中であったとしても連絡がつくように連絡体制の整備を行う。</li> <li>・ 代替できる複合施設の設置又は、既存の保育園を複合型施設として利用できるように、児童用のトイレ、放課後児童クラブ専用の出入り口を設置する等の検討が必要。</li> </ul>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	健康福祉課
担 当 業 務	福祉避難所運営
業 務 内 容	<p>福祉避難所の設置及び運営業務（期間 R6.1.8～4.13）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者の入所選定</li> <li>2 避難者の配置</li> <li>3 避難者からの苦情相談・避難者家族との連携</li> <li>4 支援自治体職員・NPO・福祉団体との意思疎通及び連携</li> <li>5 簡易ベッド・福祉用具等の設置及び撤収片付け</li> <li>6 物資、食事の手配</li> <li>7 避難者の送迎</li> <li>8 避難者の医療ケア、J-MAT等との連携</li> <li>9 介護員、職員の配置</li> </ol>
課 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 福祉避難所の開設・準備において混乱した。協定では、協定を結んだ介護施設が主体となり運営することとなっているが、施設自体の被災対応により運営が難しく、町が運営することとなったが、現場に慣れない町が運営することは難しかった。</li> <li>② 指定された福祉避難所は8か所あったが、施設自体が被災し、開設ができない施設も多く、実際の開設は2か所となった。</li> <li>③ 慣れない環境下で、自宅では自立していた方も介助が必要となり、介助者の補充が必要となったが、町内事業所は通常業務に加え地震関連の業務の増大により、人員の確保に苦心した。</li> <li>④ 避難者の状態から、処置や医師との連絡が可能な医療職の配置が必要となったが、派遣を要請できる適切な団体の連絡先が分からず、混乱した。</li> <li>⑤ 介護認定を持っていない方も多く、認定があっても、慣れない環境下で実態とそぐわなかったり、支援できる親族の有無など様々な要因が重なり、福祉避難所の入所のスクリーニングが困難であった。</li> <li>⑥ 当町の福祉避難所の入所者はほぼ高齢者であったが、それにあう資材が不足していた。</li> <li>⑦ 断水期間に入浴がなかなかできず、衛生面での管理に苦慮した。</li> <li>⑧ 2月に感染症が発生し、避難者に広がった。その際、隔離スペースがなく、テントや別部屋を設けたが感染者の増加に伴い、そのスペースの確保も難しく、別の施設において感染者専用の隔離スペースを設けられたが、輸送等の問題点もあった。結果的に避難所全体に感染が広まり施設職員及び町職員も感染し、蔓延を止めることはできなかった。</li> <li>⑨ 高齢者の身体状態にあった食事（誤嚥を防ぐためのとろみ剤や嚥下しやすいきざみ食等）の確保や、避難生活の長期化に伴い、食事の栄養バランスが心配になった。</li> </ol>

<p>改 善 策</p>	<p>① マニュアルの改訂および常時より要確認、また担当者の明確化。施設が運営主体となれない場合でも、運営が滞りなく行われるよう、平時よりマニュアルの確認、施設との連携が必要である。</p> <p>② 避難所の施設職員が被災し、支援できない場合の人員の確保及び体制づくりのために、福祉避難所の協定を町内のみではなく、町外・県外施設との協定も必要と考える。また、障害者や乳幼児の避難者用として、障害者施設や保育園などの事前協定も要検討。</p> <p>③ ④常時より派遣要請できる連絡一覧が必要。(派遣の申し出もあったが、派遣元団体の勤務体系と必要な勤務体系と食い違うこともあり、複数の団体と交渉が必要となるため、連絡一覧が必要)</p> <p>⑤ 当町の高齢化率に応じた、福祉避難所利用者のスクリーニングと利用決定ルートの確定。</p> <p>⑥ 福祉避難所開設当初より、避難者の身体的自立度に合わせた資材を設置できるよう、各物資を確保する必要がある。 (転落を防ぐために、幅広のダンボールベッド、すべり止めマット、手すり、段差がない場所に設置できる(ラップポン等の)トイレ、介護食等)</p> <p>⑦ 町外訪問入浴事業所と事前に支援協定の締結</p> <p>⑧ 事前に感染者患者用の隔離スペース等の確保が必要。また、輸送手段や医療職の確保が必要。</p> <p>⑨ 物流状態が悪く、とろみ剤など入手が困難なものがあるため、必要物資の早期の判定・確保が必要。町職員の栄養士に食事内容を確認してもらうとともに、高齢者の配食業者よりお弁当を購入する方向に転換した。</p>
--------------	---

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	健康福祉課
担 当 業 務	避難所外避難者
業 務 内 容	<p>①県より提供を受けた1.5次、2次避難者の名簿管理及び、帰省後の町保健師や地域支え合いセンター連携の下、訪問活動を実施</p> <p>②災害関連死を防止するため、在宅避難者のうち、配慮が必要な方の台帳作成及び支援を要する方へのサービス調整や訪問活動避難行動要支援者台帳等をベースに、住民課・健康福祉課・子育て支援の3課連携の下、岡山市が各区長に居住・生活状況を確認依頼。岡山市が確認内容を取りまとめ、支援内容により物資配布対象は、企画財政課へ、健康面では健康福祉課等、担当課へ情報提供。</p> <p>③自主避難所からの介護・医療に関する相談</p> <p>④トヨタ・ダイハツチームによる在宅避難者の安否確認及び必要と思われる被災者に対し支援物資を配布</p>
課 題	<p>①在宅避難者については、断水、自宅の修理、受診・買い物手段の喪失等により、もともと生活のしづらさを抱えている住民が顕著に浮彫となり、直営地域包括支援センターのもともとの業務に上乘せして相談件数が増加し、対応に苦慮した。</p> <p>②1) 自主避難所（自治公民館・集会所）は指定避難所ではなかったため、支援が届きにくかった。特に、介護の支援を必要とする高齢者の対応に苦慮されている箇所も多数あり。 2) 全壊に近いが自宅で生活希望者（特に、高齢者・障がい者）への対応に苦慮した。</p> <p>③介護保険施設へ入りたいと相談が複数寄せられた。町内介護事業所の利用者（特にショートステイ）が震災特例の定員超過をしてもひっ迫し、受け入れできない方については、町外や県外の施設をあたった。町では、町外・県外の施設まで調整するための資源把握やマンパワーがなく、住民自身で該当施設へ直接確認をお願いしたり、居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーは大変苦慮された。</p> <p>④ケアマネジャーが就いていない在宅の介護認定保有者の状況確認が不十分であった。</p> <p>⑤電話が不通となった介護施設との被害状況確認等連絡調整や訪問する際に道路状況が余震により変動するため現状確認が難しく苦慮した。</p> <p>⑥避難所外避難者調査の担当課や目的が曖昧であり、業務体制が整わず、開始時期が遅れた。</p>

<p>改 善 策</p>	<p>①平時からの地域包括ケアシステムの構築が有事の対応に基礎となると痛感。被災状況が地区毎にマップで確認できれば時間ロスを軽減できると考える。平時に確認項目を書式化しておくことで、担当課や支援団体等の協力の下、担当地区制とし、巡回後に地区マップ上に地区の被災状況をシステムに落込むなど、どの部署が活動しても分かるような仕組みを検討する。(土砂・道路、通水、施設・集会所被害状況など)</p> <p>②福祉用具の導入やケアマネジャーの紹介等環境調整を行ったり、福祉避難所への移動を調整した経緯から、平時に、有事の際、在宅や避難所等へ福祉用具を無償レンタルできる町外の事業所や、居宅介護支援を優先的に受け入れる町外の事業所と協定をできるだけ締結する。</p> <p>③ケアマネジャーが就いていない在宅の介護認定保有者リスト（サービス未利用者）は毎月更新時期に出し確認しているが、優先対象に据え置く。</p> <p>④非常時の通信手段の確保や安否確認方法の周知</p> <p>⑤避難所外避難者調査の担当課を明確にし、業務体制を確立することで、初動対応できるようになる。</p> <p>⑥全町民の避難先を速やかに調査し、把握した上でデータベース化して管理する部署の設置が必要</p>
--------------	--



令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	健康福祉課
担 当 業 務	医療救護
業 務 内 容	<p>DMAT等医療支援団体との連絡調整及び救護の実施等</p> <p>①能登中部保健医療福祉調整本部会議参加にて連携</p> <p>②下記派遣団体との連絡調整</p> <p>派遣団体；DHEAT（リエゾン）、能登中部 HC 保健師・管理栄養士、郡市医師会、薬剤師、保健師・管理栄養士派遣チーム（県内3市、県外6）DMAT、JMAT、DPAT、DICT、JRAT、DWAT、DiaMAT、DC-CAT、JDAT、金大DVTチーム、日赤こころのケア、ナースメン、富来病院リハビリ職・看護職等</p> <p>1)毎日、2回／日（朝のミーティング、夕方の報告会）（ZOOM参加も対応。）</p> <p>※夕方のミーティング後に翌日の活動計画作成、翌朝ミーティングで対応</p> <p>可能な団体に依頼。</p> <p>2)活動中の連絡等はオープンチャットを活用（行政医療職の個人携帯と各支援団体者間</p> <p>3)医療・介護・福祉事業所との連携</p> <p>③避難所や各施設等の避難者健康状況・被災状況とその推移の確認；救急要請までの救護。感染症有無、衛生管理、体調不良者、要フォロー者、食の要支援者の把握等を毎日確認。</p> <p>③医療機関、薬局等の外来状況確認；定期的に状況把握。移送バス運行による受療の確保。避難所避難者への薬剤不足等は薬剤師等が自主的に巡回し確認。</p> <p>④各施設、避難所避難者の入浴・保清手段の確保；テルマエロマエ事業及び県外からの訪問入浴事業所との調整</p> <p>⑤訪問対象・場所の選定；ローラー訪問対象リスト作成。</p> <p>派遣保健師等チームを地区担当制とし巡回。他支援団体は、前日の課題解決にむけ指定避難所だけでなく、自主避難所、介護保険施設、医療機関、福祉避難所等巡回。</p> <p>⑥避難所夜間対応；郡市医師会協力やDC-CATへ依頼し健康相談ダイヤル創設</p> <p>⑦救護所；避難所スペースに限界あり救護所設置困難な状況で、医療職が該当者がいる場所へ行き状態確認。定期的に巡回した。</p> <p>⑧こころのケア対応；訪問時にK-6（メンタルアセスメントシート）によりスクリーニングを行い、必要時に医療機関やDPAT等へ繋ぐ。</p> <p>⑨認知症等介護・福祉対応；直営地域包括支援センターに窓口集約し、福祉避難所、介護保険施設、居宅介護支援事業所、在宅サービス事業所等町内外との連携</p> <p>⑩医療依存度の高い方への対処；少数ではあったが在宅酸素使用者への対応。透</p>

	<p>析者等の相談対応（医療機関転院に関しては、各医療機関が対応）。</p> <p>⑪⑫以外に、支援者連携や避難者のコミュニティ支援目的の連携として、FAJ、災害ボランティアネットワーク、YNF、AAR-JAPAN、志賀町地域支え合いセンター等と協議・協同活動を行った。</p> <p>⑫他：感染症対策、エコノミー症候群・フレイル予防の体操等企画や支援団体への依頼、車中泊者へのエコノミー症候群予防指導等を日中を行い、面談できない方へは夜間巡回対応した。</p>
<p>課 題</p>	<p>a) 避難所に保健師が出向し行政職同様の活動をしながら、避難者多数の為救護所スペース確保が難しく、巡回し救護対応した。富来方面は救急車要請しても直に駆けつけられない現状で、到着まで対処した。</p> <p>b) 地域包括支援センターとしてのBCP業務が滞った。例えば担当している要フォロー者への対応や居宅介護支援事業所との連携等が救護と行政職活動を優先した為、健康福祉課内にいた職員が対応した。避難所や次々来る派遣支援チームへの対応に迫られ、直営包括支援センターとしての機能の再検証と再構築が必要。</p> <p>c) OTC薬の取扱い、DMAT等医師による処方薬の対応に困惑した。</p> <p>d) 段ボールベットは、70 cm幅だと高齢者が2人に1人の当町では転倒リスクが高い。推奨エビデンスは90 cm幅と確認済。マットと滑り止めの3点セットで届かないと、ベットの変更や設置で屋内配置を考慮要し、JRAT等巡回手配等もその都度必要となる。</p> <p>e) 連携ツールに個人携帯使用。夜間避難所から個人携帯に連絡あり。途中から郡市医師会の協力医師により避難所避難者に対し夜間等健康相談ダイヤルを設立、5月以降の慢性期からは、看護師による支援団体に遠隔健康相談ダイヤル体制を整備し、町の医療職活動を補填してもらいつつ被災者健康支援に努めた。</p> <p>f) コロナやインフルエンザ流行期間の避難所での対応に関して、休養スペースや経路確保が困難。第3セクターの宿泊施設を活用し町立病院医療職の協力の下、感染症対応避難所として期間限定で設置。医療機関や宿泊先の理解がないと不可能ではあるが対応策としては効果的だった。しかし、被災の大きい富来地域での設置という点では適切であったか疑問が残る。また、即時対応を要するが故に応援看護師等との連携に戸惑うことがあった。</p> <p>g) 透析や在宅酸素要す医療依存度が高い方への医療機関との連携に時間要した。要配慮者台帳登録が精査中の発災だった為不完全で確認したが活かし難かった。</p> <p>h) 施設や避難所管理システム(D24H)の活用不十分</p> <p>i) DMAT、JMAT、DHEAT等の医療系の災害支援団体や全国の自治体から支援のため派遣された保健師チームに対し、毎朝、前日からの引継ぎ事項や巡回順序、巡回避難所のお願いなどのミーティングと、夕方に巡回してきた団体からその都度、避難所の状況や要フォロー者の報告など受けることが、少ない町保健師で対応することが大きな負担となった。</p> <p>j) 能登中部保健センターとDMAT、JMAT等が主体となり、関係機関、被災自治体とのオンラインでの会議は、情報共有を図る上で非常に有難く、適切な指導や我々自治体からの無理な依頼も受け付けてくだ</p>

	<p>さり感謝してもしきれないが、発災初期段階での連日の会議は、DMAT等の先生方も大変ご苦労されたと思う。</p> <p>k) DMAT、派遣保健師チーム等、災害支援団体への巡回の際必要となる避難所名簿の入手が困難であった。</p> <p>それぞれの避難所で作成しており、施設管理の部署やその避難所運営を担っていただいている県外派遣職員に了解をもらわないと入手できないなどの状況であった。このため、要フォロー者の把握に手間取った。また、自宅に帰る人など移動も毎日あり、避難者の所在確認など手戻りの業務に時間を費やすこととなった。</p> <p>1) 在宅住民の健康相談の把握が役場健康福祉課の窓口や電話、保健師訪問以外に連絡手段がなく、十分だったか懸念が残る。</p>
<p>改 善 策</p>	<p>a) <u>救護・介護対応</u>；避難者の中で医療職に声かけ協力を仰ぎ協同できた経緯あり、BCP 対応策として明示する。高齢者が多く介護に時間がとられた事もあり、介護職の協力を要請できると救護に集中できると考える。オムツやお尻拭きシート、排泄処理用品等も常備すると対処できる。</p> <p>救急キット情報の利活用（消防等登録者の開示等検討）。避難時持参の呼びかけ</p> <p>b) <u>有事の包括業務と保健活動</u>；直営包括の主任介護支援専門員は包括業務を優先し、救護や行政職活動を兼務する体制を検討、有事の保健師活動として特化した体制を要請。</p> <p>c) <u>OTC 薬や有事の処方箋対応</u>；平時から町内薬局と連携し、習得(勉強会等)</p> <p>d) <u>高齢者特有の対応</u>；県へ要請。段ボールベット90cm幅とマットと滑り止めはセットで搬入。有事の時の手すりや段差解消等の導入を事前に事業所と協議し即時対応可能にする。</p> <p>e) <u>有事の健康相談体制</u>；せめて有事の際は、職場用携帯の迅速な貸与が必要。</p> <p>他、早期から被災者の健康相談に対応する必要があるが、対応する医療職不足を想定し、遠隔健康相談ダイヤルを医療職の支援団体に依頼できる体制を検討する。</p> <p>f) <u>感染症対応</u>；感染症対応型の避難所として民間宿泊施設等と平時に協定しておく等、有事のスムーズな対応を協議（場所は水が使える立地でない場合と保清困難）、町立医療機関との調整担当の明確化。</p> <p>g) <u>要配慮者台帳活用</u>；在宅酸素患者は事業所が基本的に対応。1事業所のみ対応不可であり困惑した為、平時に要確認。要配慮者台帳の精査、担当との連携と運用について協議（更新時期、ケアマネ共有等の要検討）。</p> <p>h) <u>有事の管理システム(D24H)</u>；平時から共有と学習</p> <p>i) <u>災害支援団体との連携</u>；各団体との調整役や取りまとめを、DMATにお願いすると共に、後に、時間を決め各団体と合同で会議を開催することとした。</p> <p>j) <u>県の能登中部保健福祉センター等との連携</u>；発災初期段階では、毎日の会議は致し方なかったが、後に、DMAT等の医師の判断や当町を含めた被災自治体の賛同により毎週2回、毎週1回へと開催回数を縮小。</p> <p>k) <u>避難者名簿</u>；避難者名簿は避難所運営班で一括管理し、システム化に</p>

	<p>よりデータで管理、各班で有事の際の個人情報保護を遵守した上で共有することが不可欠である。</p> <p>他) ①障がい者や子ども等は慣れた場所でないと難しいため、障がい者施設や保育園等福祉避難所の事前協定を検討、担当課と協議。 ②在宅避難者の支援についても住民職員へ周知要す。 ③アレルギー食、高齢者向けトロミ食等の常備と即時相談対応。</p>
--	---

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課名	環境安全課
担当業務	災害対策本部の運営及び初動対応
業務内容	<p>災害応急期における発災時からの初動対応時系列</p> <p>1月1日  16:10頃 マグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生  災害時における職員の参集基準（震度5弱以上で全職員参集）については、発災前から職員に対して周知していたところであったが、元日ということもあり、町外や県外での休暇職員も多いことや、道路の寸断、大津波警報等で職員の参集に時間を要した。  しかしながら、職員参集率（医療職を除く職員256人のうち、158人が参集）は62%であり、他の被災自治体と比較すると参集率は非常に高かったといえる。  参考（珠洲市20%、輪島、七尾市39%、穴水町38%、能登町54%）</p> <p>18:00 災害対策本部を設置、第1回の会議を開催  出席者：町長、副町長、教育長、総務課長ほか、町各課長、環境安全課防災担当職員、消防署長、消防団長、羽咋警察署員（富来支所長、富来病院事務長及び消防富来分署長はリモートでの出席）  ※課長には参集できない者も多く、代理出席などで対応  まずは、志賀原子力発電所や避難所の状況など、正確な情報把握に努めることが先決であるとの認識の上、対応を協議するとともに、災害時における各課の担当業務を改めて確認した。  しかしながら、未曾有の震災であり、対応できる職員が少ない中、深夜に及ぶ電話対応や物資の手配、避難所の対応に追われた。  このような中、情報が錯綜し、誤った情報が流れるなど、現場は混乱した。  一方で、避難所においては、大津波警報によって避難所のキャパシティを大幅に超えた避難者が押し寄せた（ピーク時には、約10,000人が避難）ことや、全町的な上下水道管の損傷により、トイレが使用できない状況であることが確認されたため、備蓄してある簡易トイレだけでは、大幅な不足が見込まれた。  このため、防災担当課（環境安全課）では、深夜にわたり仮設トイレの手配に明け暮れたが、元日ということもあり、レンタル事業者がなかなか見つからず、仮設トイレの確保が難航する中、唯一24時間対応の仮設トイレレンタル事業者が見つかり、翌日の午後には、町の指定避難所12ヶ所と避難者が比較的多いと思われる自主避難所6ヶ所に60基の仮設トイレを設置することができた。  <u>このことから、平時からトイレカーの配備や簡易トイレなどを十分に備蓄するとともに、仮設トイレのレンタル事業者等とも災害時における協定を締結しておく必要がある。</u>  また、避難者には、乳幼児とともに避難している方もおり、粉ミルクが不足する状況であったため、急遽、近隣の保育園から粉</p>

ミルクを調達し、配布した。このため、日頃から住民に対し、乳幼児のいる家庭については、非常持ち出し品に粉ミルクや紙オムツなど、乳幼児用品を追加し、災害時には携行するよう周知徹底する必要がある。

そのほか、家屋が被災した住民に対し、ブルーシートと土のう袋を無料配布するため、休業しているホームセンターから調達することも確認した。

志賀原子力発電所（発電所の敷地内は震度5強を観測）については、シビアアクシデント（放射能漏れなどの重大事故）などのトラブルはなかったものの、地震の影響による変圧器の油漏れや外部電源が500kVから275kVへ自動で切り替わったこと、さらには火災発生の事象（後日、火災発生は誤報であったことを確認）が報告された。

志賀原子力発電所で重大な事故は発生していないことが早い段階で報道されていたため、町では、他の災害対応に追われていたこともあり、原子力発電所の情報を町民に対して周知することを失念していた。また、事業者側（北陸電力）においても住民への周知が後手に回ったため、町内各所から後日批判されることとなった。（原子力発電所に隣接する福浦地区では、3日間にわたる停電により、情報が入ってこなかった。）

このため、後日、町と北陸電力で協議し、発災時における情報把握や速やかな住民周知について連携し、住民の安心、安全のため、正確な情報の発信に努めることを確認した。

1月2日

石川県から職員1名がリエゾンとして派遣され、以降、県や国との連絡調整を行うこととなった。

9:00 第2回災害対策本部会議

この会議から、第1回会議に記載した本部員のほか、石川県のリエゾンが出席することとなり、石川県からの情報提供などを行った。

会議では、発災から一夜が明け、町全体の被害状況を把握するため、断水や道路の状況をはじめ、各課所管の公共施設や農業施設、商業施設、工業団地などの被災状況を確認することとした。

加えて、職員においては、避難所における運営体制の確認と、この時点で、誰がどこの避難所へ派遣されているのかが把握できておらず、（発災直後、場当たりに職員を配置したことによるもの）人事担当課である総務課から各課に状況把握の指示が出されたところであったが、災害時における担当課ごとの業務や自身の役割を把握できていなかった職員が多くいたことも反省点として挙げられる。

災害時における、各課の役割分担については、既存の地域防災計画の中で、文字だけによって各課に周知していたが、誰が見ても分かりやすい1枚にまとめたフローチャート図を作成する必要がある。このため、通常業務を開始する1月4日には、全職員に対し、このフローチャート図を示し、役割分担の明確化を図る

こととした。

なお、現在は職員同士のコミュニケーションアプリである「LoGoチャット」を試験的に導入し、災害時には全職員の居場所がアプリによってすぐに把握できるため、活用方法について検討中である。実際に、輪島市や能登町では既に導入しており、災害時には大いに役立ったとのことである。

また、消防団には家屋等の被災状況把握や、給水活動（飲料水以外の生活用水）を依頼した。消防団は、地域に密着しており、町職員の手が回らない部分を補完してくれる役割を担い、町内16地区に全16分団が出動し、対応にあたった。

以降、消防団は給水活動のほか、避難所における段ボールベッドの組み立て、地区巡回など、災害時での各場面において、大いに活躍した。

このため、平常時から地域においても消防団活動への理解を深め、町との連携を密にしておく必要がある。

このほか、昨日の災害対策本部会議で決定した住民へのブルーシートと土のう袋の無料配布については、午後から開始したところ、大行列ができ、準備していたブルーシートと土のう袋は、短時間で無くなった。以降、毎日被災住民に対し、ブルーシートを配布する窓口を設けることとした。

18:00 第3回災害対策本部会議

会議では、各課からの被害状況報告及び翌日の体制について確認した。

- ・各避難所の受入体制の確認
- ・福祉避難所・高齢者施設の安否
- ・危険な避難所からの退避（加茂交流センター、熊野多目的集会施設・いずれも土砂災害警戒区域に指定）
- ・避難所の運営体制（職員の入れ替え休憩、物品の確認）

翌日（1月3日の対応について）

- ・考慮すべき事象 気象予報では、雨となっていたため、突発的な対応の想定を各現場で確認すること。
- ・生活用水の配給体制の維持→自衛隊、消防団との連携確認
- ・食料品の配給体制（職員、数量）→全国から届く物資の配布
- ・ボランティアの受入体制準備（社会福祉協議会）と状況把握体制（健康福祉課）
- ・危険家屋の判定準備→県へ協力依頼（県から1～2名派遣）  
職員（税務課）1名と県職員1名のペアで実施  
4日以降は、各課から1名の出役依頼
- ・住家のない住民の避難所設営（長期避難生活に必要なものの確認）  
→女性用品、乳幼児用品、持病の薬対応、ペット対応
- ・燃料（ガソリン、軽油）の残量確認と確保（公用車、防護施設の発電機等）
- ・ブルーシート及び土のう袋の配布対応
- ・災害ごみの受入体制の確立（受入ヤードの図面作成と他市町



への支援要請・環境安全課)

・福祉避難所の状況 (健康福祉課)

また、町立富来病院では、施設が被災し、医療体制の確保が困難になったため、町へ派遣された日本医師会災害医療チーム (JMAT) の指示により、全国から派遣された 28 台の救急車により、72 名の入院患者全員を町外の医療機関に救急搬送することとした。

1月3日

11:00 第4回災害対策本部会議

応急期から復旧・復興期に向けて、各課(各班)へ以下の MISSION (使命・役割・任務) の明確化、COMPLETE (完了) の確認を指示した。

応急・復旧班

主にまち整備課、農林水産課

特別ミッション「断水復旧」

必要な人的・物資の確保と断水解消の目処の住民への周知

住民生活維持班

避難所運営及び物資管理配送を主目的

企画財政課を中心に、住民課、子育て支援課、健康福祉課  
税務課

特別ミッション①「支援物資の大規模化への対応」

特別ミッション②「燃料の確保 (ガソリン、軽油)」

特別ミッション③「物資の供給、メンタルケアなど」

物資の供給は、徐々に自衛隊にシフト

被災者支援班

災害救助法に基づく被災者支援を主目的

- ・危険家屋の判定→長期避難者の把握、台帳整備
- ・罹災証明書の発行 (受付窓口、調査班)
- ・被災者支援関係→経済支援、応急仮設住宅、災害ごみの受入等

広報班

災害の復旧状況などあらゆる情報を住民・議員に周知

(議会事務局、デジタル情報課)

これらを総括する総務課 (人的采配)、環境安全課 (施策進展の把握)

14:00 愛知県職員が対口支援として派遣された (約 20 人)。

以降、総務省の制度である対口支援として、愛知県を皮切りに、鳥取県、神奈川県などの都道府県、横浜市や岡山市などの政令指定都市をはじめ、全国 150 の自治体から延べ 18,000 人余りの職員が 6 月 15 日まで約半年間、避難所運営のほか、罹災証明書発行に係る現地調査、物資の供給や窓口対応などをフォローし、町職員の大きな負担軽減となった。

一方で、町職員が対口支援職員に過剰に頼るあまり、自ら考えて行動する姿勢に欠ける場面も散見され、支援職員からの不満も聞かれた。

18:00 第5回災害対策本部会議

この会議から愛知県の防災専門職員が同席し、今後の対応につ

いてのアドバイスや不備に対する指摘を行った。

また、各避難所運営職員に対し、避難者名簿の作成を指示した。避難者名簿の作成にあたっては、避難者の属性（特に住居の状態「全壊」「半壊」「片付けが必要」「問題なし」など）を聴き取りし、仮設住宅など生活支援の必要数の把握を行うこととした。

翌日からは、被災建築物応急危険度判定を行うこととし、町内の被害が激しい地区（堀松地区、富来地区、東増穂地区の一部）に絞り、県職員が中心となって行った。

なお、建物応急危険度判定については、建物の危険度に応じて赤色（危険）、黄色（要注意）、緑色（調査済・安全）といった判定用紙を外観により判断し、当該建物に表示するもので、あくまでも2次被害（建物が倒壊又は屋根瓦が落下し、歩行者に危険が及ぶおそれがあるなど）を防止するための調査である。

しかし、この調査を行うことを住民に十分周知していなかったため、住民は罹災証明の調査と勘違いし、町に問い合わせが多く寄せられた。

また、自衛隊の先遣隊が志賀町入りし、仮設浴場の開設について、環境安全課と協議を行ったが、浴場への水の供給や、仮設浴場を設置するにあたっての適地の選定に難航したため、平時から、町内に数か所程度の仮設浴場設置場所を決定しておく必要がある。

1月4日

8:30 仕事始め式において、各班（各課）の災害対応業務について、職員にフローチャート図を示し明確化した。

本日から通常業務となったが、ほとんどの職員は、フロー図に従い、避難所運営や物資の供給などに追われた。

また、町内3か所（文化ホール、中核工業団地、富来活性化センター）で給水所を開設した。

この日からは、国からのリエゾンも多数派遣されて来たが、各省庁や対口支援職員の執務スペースの確保に苦慮したほか、宿泊施設が取れなかった職員は本庁舎に寝泊りし、床に寝袋で雑魚寝するなどしていた。

このことから、平時から、支援に来ていただく自治体ごとの役割分担の明確化なども含めて、受援計画の見直しが求められる。

19:00 第6回災害対策本部会議

この会議から災害対策本部員や愛知県、石川県職員のほか、自衛隊や国からのリエゾン（内閣府をはじめ、経済産業省、環境省、国土交通省、農林水産省などの関係省庁）も会議に同席した。また、対口支援職員も必要に応じて会議に同席した。

また、本部員である各課長もこの日から全員出揃った。

会議の主な内容

- ・各班（各課）の避難所や物資供給の対応状況報告
- ・町営の入浴施設の無料開放（アクアパークシ・オン）
- ・罹災証明書発行業務に係る人員配置
- ・道路や水道などの被害のほか、各公共施設の被害状況報告のほ

	<p>か、水道の復旧状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内小中学校での児童・生徒の安否確認報告 1,030人のうち、1,014人が確認された。</li> <li>・町内小中学校始業式の延期決定 志賀小、志賀中は1月15日、富来小、富来中は1月22日</li> <li>・家庭ごみの収集開始（燃えるごみのみ）</li> <li>・指定避難所、自主避難所のごみ回収及び、仮設トイレの汲取りを委託済み</li> <li>・その他</li> </ul> <p>1月5日</p> <p>引き続き、職員の多くは避難所運営や物資の供給などの災害対応にあたった。</p> <p>18:00 第7回災害対策本部会議</p> <p>出席者は従前のおり</p> <p>会議の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の状況報告（避難者数、各避難所における対応状況等）及び各避難所の職員配置について</li> <li>・国県道及び町道の通行止め及び片側交互通行箇所の報告 国県道24箇所、町道21か所</li> <li>・住宅の緊急修理制度（災害救助法）についての制度チラシの内容について</li> <li>・罹災証明発行業務に係る人員配置について</li> <li>・リサイクルセンター（羽咋郡市広域圏事務組合）でのごみ処理について</li> <li>・応急危険度判定の結果</li> <li>・被災者支援制度一覧の発行についての協議</li> <li>・その他</li> </ul> <p>1月6日</p> <p>引き続き職員は、通常業務の傍ら災害対応に従事</p> <p>避難所において、インフルエンザ、コロナの罹患者が発生したため、別室に隔離し、富来病院の医師及び看護師を派遣</p> <p>日中2名、夜間2名を派遣し健康観察を実施することとした。</p> <p>17:30 第8回災害対策本部会議</p> <p>出席者は従前のおり</p> <p>会議の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者数が最も多い富来活性化センターの避難所運営に愛知県職員7名を配置。町職員の負担軽減を図った。</li> <li>・避難所の状況報告</li> <li>・ごみ、し尿の状況報告</li> <li>・応急危険度判定の結果報告</li> <li>・その他</li> </ul> <p>1月7日</p> <p>引き続き職員は、通常業務の傍ら災害対応に従事。このあたりから、避難所も落ち着きを見せ始めたが、相変わらず深夜に及ぶ</p>
--	---

	<p>電話対応や苦情処理、物資の調達など職員の不眠不休状態が続いていた。また、発災当初から行っていた総務課及び環境安全課職員による宿直対応（交代制）は2月まで続いた。</p> <p>15：00 第9回災害対策本部会議</p> <p>出席者は従前のおり</p> <p>会議の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県から、会議資料の作成方法について、改善を求められ、毎会議で各課の対応状況を視覚的に共有するため、予め定時の締切時間を設け、新規事項を会議資料様式に追加していく。また、更新部分は、下線を引いて明確化するなど、後日資料を見ても時系列となるため、分かりやすいものとなった。</li> <li>・早期に被災者支援窓口を設置するにあたり、職員全員に災害救助法の情報を共有</li> <li>・災害のフェーズが復旧・復興期に入ってきたことから、職員の業務体制を変更。フロー図の見直し（通常業務優先再開レベルとなってきたもの）</li> <li>・避難所の状況報告</li> <li>・ごみ、し尿の処理状況報告</li> <li>・被害報告</li> <li>・その他</li> </ul> <p>以降、災害対策本部会議は、県の災害対策本部会議の開催に合わせ、1月19日まで毎日開催された。以後2日おき、1週間おき、10日おきの開催と間隔が空くにつれ、会議の内容も罹災証明発行件数や災害ごみの重量報告など、数字の報告のみに形骸化し、7月18日まで継続した。</p> <p>このため、今後の災害対策本部会議のあり方について議論となったが、稗造地区の一部（阿川、楚和、入釜、鶉野屋、地保、切留区）で土砂崩れによる避難指示を発令していたため災害対策本部の閉鎖を見送り、毎月の課長会議終了後、開催し、併せて復興対策本部会議へと移行していった。</p>
<p>課 題</p>	<p>課題については、本文中に<u>下線で示してあり</u>、災害対策本部会議以外の課題についても記載している。</p> <p>その他、災害対策本部会議の体制については、発災前からの体制であり、令和7年度に予定している地域防災計画の見直しにより、変更する場合もある。</p> <p>また、災害対策本部会議の進行を環境安全課が行っていたことや、会議終了後の記者発表資料作成も環境安全課で行っていたため、負担が大きかった。</p> <p>このため、愛知県の防災専門職員から災害対策本部会議の仕切りや記者発表資料の作成を他課に移行するなど、改善するよう指摘されていた。</p>

改 善 策	<p>改善策についても、本文中に<u>下線で示してあり</u>、災害対策本部会議以外の課題についても記載している。</p> <p>災害対策本部の体制は、現状のままでも十分機能すると考えられるが、より機能的にするため、タブレット端末の導入により、スムーズな会議の進行を図る。</p> <p>また、職員に対しては、毎年最低でも1回は、防災体制の確認や研修会を開催し、日頃からの防災意識の向上を図る。</p>
-------	---

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	環境安全課
担当業務	自衛隊との各種調整業務
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊リエゾンとの連絡調整</li> <li>・自衛隊による支援内容や支援場所などの調整 など</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口が担当者1名であったため、数ヶ月に渡り、昼夜問わず、問い合わせがあった。</li> <li>・自衛隊の活動拠点（長期間滞在可）及び活動場所の確保が難航した。 →入浴支援などについては、給排水なども考慮し、広い場所であれば、いいというわけではなかった</li> </ul>
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受援担当と連携し、自衛隊の活動拠点となる会議室や公共施設などを事前にリストアップする。</li> <li>・</li> </ul>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課名	環境安全課																		
担当業務	災害救助法に関すること																		
業務内容	<p><b>&lt;災害対策法制上の位置づけ&gt;</b></p> <p>○ 我が国の災害対策法制は、災害の予防、大規模な災害が発生するおそれがある場合又は発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、<b>応急期における応急救助に対応する主要な法律</b>である。</p> <p><b>■ 災害が発生した場合の対応</b></p> <p><b>■ 災害が発生するおそれがある場合の対応</b></p> <p><b>&lt;災害救助法が適用になると自治体の業務はどう変わる&gt;</b></p> <table border="1" data-bbox="475 750 1385 990"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>市町村（基礎自治体）</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">救助法を適用しない場合</td> <td>救助の実施主体（基本法5条）</td> <td>救助の後方支援、総合調整（基本法4条）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">救助法を適用した場合</td> <td>救助の実施</td> <td>都道府県の補助（法13条2項）</td> <td>救助の実施主体（法2条）（救助実施の区域を除く（法2条の2））</td> </tr> <tr> <td>事務委任</td> <td>事務委任を受けた救助の実施主体（法13条1項）</td> <td>救助事務の一部を市町村に委任可（法13条1項）</td> </tr> <tr> <td>費用負担</td> <td>費用負担なし（法21条）</td> <td>掛かった費用の最大100分の50（残りは国が負担）（法21条）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>災害救助法</b>          災害に対して、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることが目的。</p> <p><b>応急救助項目</b>          ①避難所の設置 ②応急仮設住宅の供与          ③炊き出しその他による食品の給与          ④飲料水の供給 ⑤被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与          ⑥医療・助産 ⑦被災者の救出          ⑧住宅の応急修理（緊急修理含む） ⑨学用品の給与          ⑩埋葬 ⑪死体の捜索 ⑫死体の処理 ⑬障害物の除去          ⑭救助のための輸送費及び賃金職員雇上費          ⑮救助事務費（時間外勤務手当・旅費などの事務費）</p> <p>災害救助法関連業務については、平時、概ね担当1名体制だが、発災後も体制の見直しがされず、当初は愛知県職員（災害救助法事務担当）、石川県職員（担当経験者）の支援を受けながら、国や県との調整を行った。</p> <p>1月4日の国による説明会（WEB）をはじめ、複数回の事務説明会があり、各課に職員参加を呼びかけた。</p> <p>1月17日に県の災害救助法担当チームが編成されたことで、県側の体制が増強され、1名体制のままであった町側の対応が追いつかない状況が始まる。</p>			市町村（基礎自治体）	都道府県	救助法を適用しない場合		救助の実施主体（基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）	救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体（法2条）（救助実施の区域を除く（法2条の2））	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体（法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可（法13条1項）	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50（残りは国が負担）（法21条）
		市町村（基礎自治体）	都道府県																
救助法を適用しない場合		救助の実施主体（基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）																
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体（法2条）（救助実施の区域を除く（法2条の2））																
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体（法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可（法13条1項）																
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50（残りは国が負担）（法21条）																



	<p>2月16日の町災害対策本部にて、職員への災害救助法の制度理解について、改めて指示があり、資料等を共有した。</p> <p>4月10日に県より令和5年度分の災害救助費算定資料を提出依頼（5月17日ㄨ）があり、各課に資料提出を依頼（5月13日ㄨ）したが、事務が追いつかない状況となり、愛知県に応援要請し、5月6日から受援。（愛知県からは、発災当初から町側の体制について、幾度も指摘を受けていた。） 環境安全課担当者・愛知県職員により、支出命令書のコピーや各項目ごとの仕分けなどを実施（愛知県は人員調整をしながら、6月16日まで支援）</p> <p>その後も内閣府による精算監査（10月実施）に向けて、追加資料や補足資料の作成業務を継続、あわせて民間派遣者などを配置し、令和6年度分の書類コピーなどの庶務を行った。</p> <p>10月21日～11月1日、11月11日～11月15日の期間で内閣府による精算監査が石川県庁で実施され、資料による書面監査や対面でのヒアリング等を受けた。 監査対応：環境安全課・住民課・企画財政課・まち整備課 その他関係課は対象日等に待機を依頼</p> <p>監査指摘事項などについては、順次対応し、年度末に額の確定を受ける予定。</p> <p>令和7年以降も応急救助実施→算定資料作成・実績報告→精算監査→額の確定というフローで、関連業務が継続していく予定である。</p>
<p>課 題</p>	<p><u>平時における準備・想定不足</u> 避難所運営をはじめとする各業務にて災害救助法事務が発生する中、職員の理解不足</p> <p><u>町内部での応援体制の構築が不足</u> 災害対応が進行するなか、経費の支払いや関係書類のコピーなどの庶務も担当者が対応 愛知県職員や民間派遣者に依頼出来る範疇を超えるものもあり 担当者の負担が増大していった</p> <p><u>精算事務に向けた膨大な事務処理など</u> 各職員の理解不足や外部応援者との連携不足もあり、根拠資料がなかったり、精査されていない書類が提出され、後処理に苦慮したケースが多々あった</p> <p><u>災害救助法の対象範囲が不明瞭</u> 事務取扱要領では対応できない事例が多数発生したため、国や県</p>

	への問い合わせに苦慮
改 善 策	<p>マニュアルの整備や職員への研修充実  (町独自だけではなく、国や県に支援を求める)  →幅広い職員への救助法事務の習熟</p> <p>町内部及び受援による応援体制の構築  →受援担当とも連携し、人員増強や対策チームを編成するなどの体制構築を検討する</p> <p>国や県への要望  災害救助法の見直し(対象経費の拡大・明確化)、算定資料の簡素化などについて、機会をとらえて要望していく</p>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	環境安全課
担 当 業 務	被災者生活再建支援金業務
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活再建支援金に関する事務 国制度・県町制度の申請受付、相談事務、県町制度の支給事務</li> <li>・義援金に関する事務 県町制度の申請受付、相談事務、支給事務</li> </ul>
課 題	<p>①住家の罹災証明書が発行されたが、被災者生活再建支援金の申請時に、水道や電気の使用量を確認したところ、使用がほとんどない状態であったことから、生活再建支援金では支給の対象外になり、申請者とトラブルになることがしばしばあった。</p> <p>②義援金、被災者生活再建支援金、応急修理、公費解体、自費解体等の支援制度があり、それぞれ関連があるにもかかわらず、連携がとれていないと感じたことがあった。</p> <p style="padding-left: 2em;">例) 被災者生活再建支援金で罹災証明書（住家）で半壊以上の世帯が、やむ負えない事情で解体したあと、申請した場合には解体世帯として全壊と同じ支給金額に変わるが、罹災証明書（住家）で判定した建物を基礎を含めて解体しないと解体世帯には、ならないということ等。</p> <p>また、被災者生活再建支援金の申請書を確認した段階で、応急修理の限度額内に収まる修繕を被災者生活再建支援金で申請して来る方が何件かあった。</p> <p>そのほか、被災者が被災者生活再建支援金の申請をしたにもかかわらず、同じ内容の申請を再度するケースがたびたびあった。</p> <p>③膨大な申請件数が見込まれていたにも関わらず、申請～支給まで1～2名で担当したことや短期支援者が申請受付を担当し、制度内容の理解が不十分なまま申請者へ説明し、後々のトラブルが発生した。</p>
改 善 策	<p>①罹災証明書の発行段階で、被災者からは区長からの居住証明書を出してもらう以外に、罹災証明書発行部署（税務課）が上下水道（上下水道室）に確認の上で発行する流れを作れば、このケースが減ると考えられる。</p> <p>②支援制度を誰がどんな申請をしているかを関係部署が確認できるように、被災者生活再建支援システムを活用することが必要と考えている。</p> <p>③組織再編による人員増強、専門的に事務を担当する部署を編成することが必要と考えている。</p> <p style="padding-left: 2em;">（例：輪島市生活再建支援課（災害により新設）はプロパー9名程度ですべての事務を担当）</p>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	環境安全課
担 当 業 務	被災者支援（災害弔慰金等）
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害弔慰金、災害障害見舞金に関する事務</li> <li>受付相談、申請・資料収集、審査会運営、支給事務</li> </ul>
課 題	<p>災害関連死における医療機関や福祉施設からの資料をもとにした審査会資料等の作成には、医療・福祉の知識や経験が求められ、一般事務職のみでの対応に大変苦慮している。</p> <p>災害関連死は、死因と災害との因果関係を明らかにすることが求められ、医療機関等から提供される診療録（カルテ）や介護記録等を全て読み取り、文章化しなければならない。</p> <p>このため、1件の申請を処理するのに、最低でも2～3日はかかるため、認定審査会へ提出する件数も3件程度が精いっぱいである。</p> <p>そもそも、防災担当の業務ではなく現状の職員数では対応できない。</p>
改 善 策	<p>他市町の多くは、この業務を健康福祉部署が行っており、保健師等の専門知識を有した職員を主としたチームで担当しているため、本町も組織の抜本的な見直しを求める。</p>

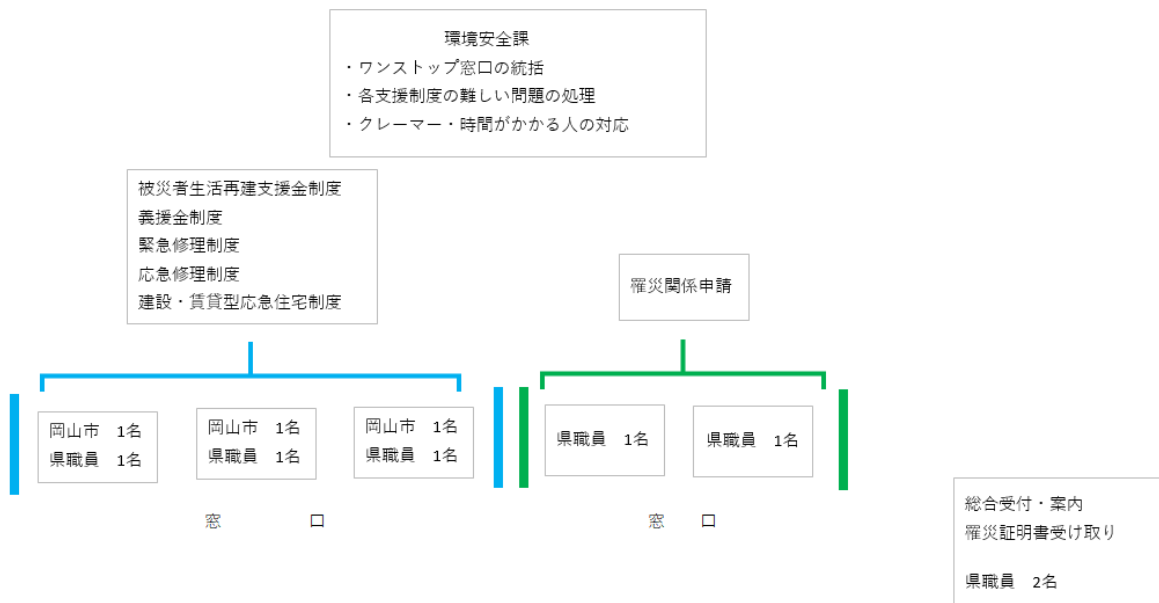
令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課名	環境安全課
担当業務	ワンストップ窓口業務（主に富来支所）
業務内容	<p>1. ワンストップ窓口での窓口対応を行っていた。（1月～3月）</p> <p>ワンストップ窓口では、主な6つの制度          ①被災者生活再建支援金制度（環境安全課担当）          ②義援金制度（会計課担当）          ③緊急修理制度（まち整備課担当）          ④応急修理制度（まち整備課担当）          ⑤建設・賃貸型応急住宅制度（まち整備課担当）          ⑥罹災証明書の申請・再調査・再発行（税務課担当）          の受付を行っていた。</p> <p>環境安全課の職員（1名）が実際行っていたこと          ①窓口業務（主に、時間を要する難しい案件・クレーマー対応）          ②ワンストップ窓口の統括（事務作業も含む）          ③応援職員さんへの対応、連絡調整</p> <p>&lt;ワンストップ窓口の職員内訳、業務内容&gt;          別図 Excel ファイル（ワンストップ窓口運用図）を確認。</p> <p>環境安全課（ワンストップ窓口統括、窓口業務）</p> <p>応援職員の内訳          石川県職員          ・観光課 1人（観光課内3名でローテを組んで派遣）          ・農林課 1人（農林課内3名でローテを組んで派遣）          ・中能登総合事務所 4人（ほとんど同じ人が派遣）          岡山市 3人（1週間で交代）</p>
課題	<p>1. ワンストップ窓口での窓口対応</p> <p>課題①          ワンストップ窓口の運営が、1人になってしまったこと。          （以下、説明）          各課担当者（1名）が来て、ワンストップ窓口の業務を運営していくと思っていたが、実際は環境安全課の職員が1名だけで運営していく形になった。          当初、環境安全課が担当している被災者生活再建支援制度のバックアップ係として配属になると聞いていたため、他の制度のことも任されるとは思っていなかった。          そのため、環境安全課職員に対する質問や問い合わせ（町民、各課担当、応援職員）が多く、精神的な負担が大きかった。</p> <p>課題②          支援制度が一部変更されたのにも関わらず、担当課から情報共</p>

	<p>有されなかった。</p> <p>課題③          &lt;応援職員の場合&gt;          ①応援職員が来て、1週間で覚える仕事にしては、量が大きく、かつ1つ1つの制度が複雑であるため、非常に覚えるのが難しいとの声が多かった。</p> <p>②県外の応援職員（今回は、岡山市職員）は、1週間で交代となっていた。最初の1日・2日は、知識の習得に時間を取られ、残っている職員で補うのが大変だった。</p> <p>③そもそも、環境安全課の職員1名のみが毎日、ワンストップ窓口派遣され、本来の災害対応業務に注力できなかった事実があり、ワンストップ窓書を総括する課において、職員の体制をしっかりと構築すべきであった。</p>
<p>改 善 策</p>	<p>課題①の改善策</p> <p>ワンストップ窓口専用の職員を配置すべきだと考える。          （最低でも5人は必要だったと思う。課に関係なく、町役場職員を配置してほしかった。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罹災関係の申請バックアップ係 1人</li> <li>・ まち整備課担当支援金バックアップ係 2人</li> <li>・ 環境安全課、会計課担当支援金バックアップ係 1人</li> <li>・ 統括、運営補助、応援職員連絡調整係 1人</li> </ul> <p>応援職員からの質問や解決案を聞くため、上記箇条書きで示した係を配置すべきである。（1人で行うのは、とても大変だった）          今後、大きな災害があった場合の各課から臨時で招集する職員を決めておくべきだと考える。</p> <p>課題②の改善策</p> <p>制度の変更があった場合は、速やかに報告・マニュアルの改訂を求む。          住民と一番距離が近い窓口・電話対応係に情報をしっかりと共有すべきである。</p> <p>課題③の改善策</p> <p>①各支援制度の窓口を設けて、応援職員の方々には、1つの制度を専門的に対応してもらおうほうがよいと感じた。          例：岡山市 → 罹災関係の申請          役割分担を明確にし、担当課は責任を持って従事することを要求する。</p> <p>②長期的な派遣を要求する。          （引継ぎ等の時間がもったいないため。指導するのも大変だった。）</p>

	<p>①環境安全課だけが、防災の知識を持っているのはよくない。 今回の地震をきっかけに、全職員が防災に関する知識の習得に努めるべきだと考える。 例、防災士の取得、防災に関する講演の参加</p> <p>②情報共有を徹底してほしい。 上層部だけが、重要な情報を持っていて、一番住民との距離が近い窓口や電話対応係に情報が行き届いていないことが多い。 変更になった決定事項があるなら、速やかに情報の提示を求める。</p> <p>③災害時の役割分担をしっかりと決めてほしい。 →全職員が役割を理解できるように図や表を作成してほしい。 →担当者の自覚を持って、災害時は行動してほしい。</p> <p>④マニュアルの作成を義務化してほしい。 担当の人がいないと仕事ができない状態を避けるため。</p>
--	---

## ワンストップ窓口運用の図





令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	環境安全課
担 当 業 務	町民相談窓口（電話相談）
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急増する電話での問い合わせによる担当課の負担軽減のため、電話相談窓口を設け地震災害の関する問い合わせに対応した。（罹災証明書の発行、被災者生活再建制度、緊急（応急）住宅修理制度、災害ゴミの処分方法など）</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談窓口電話番号は数回、広報やメール等で案内しているものの、どちらかと言えば、役場代表電話や各課直通電話に電話が集中していた様に思われる。（交換より電話相談窓口に戻されることも多数あり）</li> <li>・当初、電話相談窓口から他課への転送が出来なく不便であった。</li> <li>・電話対応職員については、県外からの応援職員のみで対応していただいたが、質問が多岐にわたるため、志賀町職員の配置が必要だったと思われる。</li> <li>・新制度の拡充によりマニュアル等の修正が必要となったが、各課からの情報提供が不十分であり、応援職員がネット等で検索して対応しており、更新に苦労した。</li> <li>・相談内容が、災害ゴミ集積場の開設状況から被災者支援事業等の詳細に亘るので、相談時間が長くなれば対応件数が増えないなどの問題もある。</li> <li>・応援職員の交代日には、半日、相談職員が不在のため志賀町職員が変わり対応した。</li> </ul>
改 善 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談窓口電話番号の周知の徹底</li> <li>・電話相談対応マニュアルの素案を事前に準備</li> <li>・対応マニュアルは常に新たな情報を取り入れ更新しなければならない。（そのため各課より情報の提供が必要である。）</li> <li>・余裕があれば「よくある質問」的な問答集を発行しても良いと考える。</li> <li>・本地震においては、防災担当部局の環境安全課にて担当していた（担当を任されたことに大きな疑問が残る。）が、相談は多岐にわたり、防災担当本来の業務をあまりにも逸脱し過ぎており、本来、環境安全課が担うべき災害対応にも支障が生じ、大きな負担となった。 このため、全職員が支援制度全般について把握するなど、他課（総務課など）で行うのが適当と思われる。 もしくは、委託業者にアウトソーシングする。</li> </ul>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課名	環境安全課																																																																																																																																																																																																																																																																																			
担当業務	災害廃棄物処理関連業務																																																																																																																																																																																																																																																																																			
業務内容	<p>発災直後は、年始で通常のごみ収集が休みだったため、即座に対応する必要はなかったことは少し余裕が持てた。</p> <p>生活環境担当は、電話対応をはじめ、収集運搬や処分の手配、民間業者との交渉、ごみ出し中止の広報、災害廃棄物の仮置場の設置など急激に業務が増えた。</p> <p>発災後、災害ごみの仮置場の設置にあたっては、災害廃棄物処理計画に基づき、候補地（非公開）であった旧志賀中学校グラウンド（志賀地域）と、富来地域に関しては選定に時間を要したが、ある程度の広さと津波の影響を受けない富来野球場（富来地域）の2箇所とした。</p> <p>災害廃棄物処理（仮置場の設置や運営、公費解体など）の業務にあたっては、環境安全課の職員だけで対応することは不可能であるため、環境省中部ブロックへの依頼を含め、応援派遣の依頼を実施した。石川県、金沢市、東京都、八王子市、仙台市、薩摩川内市、松山市、霧島市、国税局等、応援職員数は時期により変動したため、派遣職員の適性を考慮し、下記業務の配分を行った。業務の割振りは、短期間で交替することもあり苦慮した。</p> <p>①災害廃棄物処理実行計画の作成</p> <p>発災直後の被災状況の把握、災害廃棄物発生量の把握、処理フローの設定等を踏まえ災害廃棄物処理実行計画を策定した。</p> <p>環境省の災害廃棄物処理技術指針に基づき、災害廃棄物発生量を約29万トンと設定、処理期間を概ね発災後2年とした。</p> <p>処理事業は、災害協定を締結している石川県産業資源循環協会及び石川県構造物解体協会等と連携しながら実施。</p> <p>また、損壊家屋の解体に関連して申請窓口の設置以降の事業の流れを整理している。</p> <p style="text-align: center;">表1 災害廃棄物処理スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程</th> <th colspan="3">令和5年度</th> <th colspan="12">令和6年度</th> <th colspan="12">令和7年度</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町災害廃棄物処理実行計画</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="12">★町実行計画の策定</td> <td colspan="12">計画の実行（必要に応じて見直し）</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="12">★災害報告のための改定予定</td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県内処理</td> <td colspan="3">★整備</td> <td colspan="12">開設 設置運営</td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="12">緊急解体</td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="12">受付</td> <td colspan="12">解体工事実施</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物の処理</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="12">運搬、処分</td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広域処理（町外）</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="12">調整</td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="12">運搬、処分</td> <td colspan="12"></td> </tr> </tbody> </table> <p>②仮置場設置及び運営</p> <p>災害協定に基づき、石川県産業資源循環協会と町内の2箇所</p>	工程	令和5年度			令和6年度												令和7年度												1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	町災害廃棄物処理実行計画				★町実行計画の策定												計画の実行（必要に応じて見直し）															★災害報告のための改定予定																								県内処理	★整備			開設 設置運営																											緊急解体																											受付												解体工事実施												災害廃棄物の処理				運搬、処分																								広域処理（町外）				調整																											運搬、処分																							
工程	令和5年度			令和6年度												令和7年度																																																																																																																																																																																																																																																																				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																									
町災害廃棄物処理実行計画				★町実行計画の策定												計画の実行（必要に応じて見直し）																																																																																																																																																																																																																																																																				
				★災害報告のための改定予定																																																																																																																																																																																																																																																																																
県内処理	★整備			開設 設置運営																																																																																																																																																																																																																																																																																
				緊急解体																																																																																																																																																																																																																																																																																
				受付												解体工事実施																																																																																																																																																																																																																																																																				
災害廃棄物の処理				運搬、処分																																																																																																																																																																																																																																																																																
広域処理（町外）				調整																																																																																																																																																																																																																																																																																
				運搬、処分																																																																																																																																																																																																																																																																																

の仮置場（富来野球場仮置場、旧志賀中学校仮置場）の運営（業務内容等）について協議を進め、開設し、住民持込み及び公費解体から発生する廃棄物を受け入れた。住民による持込に対応するため、チラシ、SNS、HP 等で開設時間、分別方法等の注意点を広報した。

なお、第3の仮置場の必要性について検討しており、安定化物（瓦やガラ等）の置場として開設準備を進めている段階である。

運営面では、大雪、強風時等、悪天候時の作業中止の判断に加えて、周辺地域への環境面での影響状況を把握するためのモニタリング、保管物の火災防止のための温度管理等を継続して実施している。



旧志賀中学校グラウンド 仮置場



富来野球場仮置場

### ③ 損壊家屋の緊急解体

緊急性の高い損壊建物の解体にあたっては、解体家屋の抽出、解体事業者の選定、費用の積算等を行い、道路等へのはみ出し状況に加え、通学路等の安全性確保も考慮した。

### ④ 損壊家屋の公費解体

所有者の解体申請に基づき、公費での解体を実施した。

受付/相談対応、相続等の調査、現場確認、費用の算定、解体実施、解体費用の積算等の業務が含まれる。

下図1に公費解体の手順について示す。志賀町役場及び富来支所での相談窓口及び申請窓口が必要であるため、応援派遣の人員を含め対応にあたった。

公費解体には約4,000棟を超す建物が見込まれることから、解体工事は相応のスピードで実施する必要があり、150班以上の解体チームにより解体工事を実施している。

解体工事では、周辺の住民との調整を慎重に行う必要があるため、補償コンサルタント等の協力を得ながら業務を実施中である。

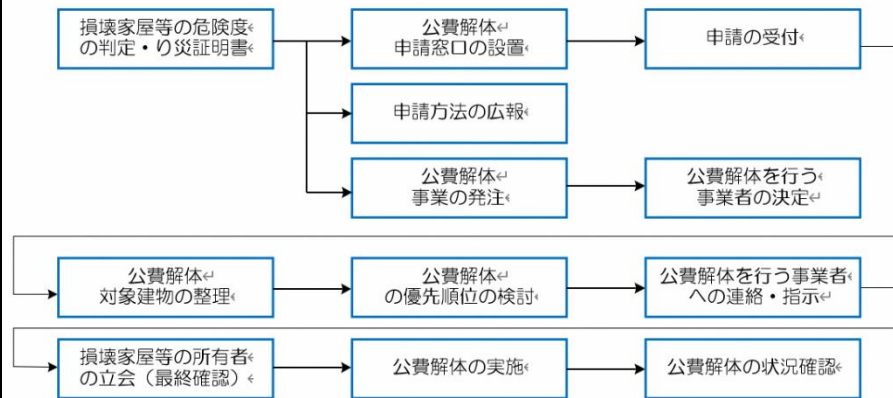


図1 公費解体の手順

⑤ 損壊家屋の自費解体

所有者が自主的に解体した損壊家屋の解体費用の一部を償還した。受付/相談対応、解体費用の積算等の業務が含まれる。公費解体と同様に志賀町役場及び富来支所での対応が必要であるため、応援派遣の人員を含め対応にあたった。

表2 自費解体の作業手順

	市町村	申請者	解体事業者
ステップ1		①事業者の検討	②申請者問合対応
	③申請者相談対応	②見積取得	②見積作成
ステップ2		④契約締結	④契約締結
			⑤解体撤去、廃棄物処理
		⑥解体等費用の支払	⑥解体等費用の請求 マニファスト伝票等の引渡し
ステップ3	⑧申請受付、書類審査	⑦費用償還の申請	
	⑨償還額の決定		
	⑩償還決定通知書の作成	⑩償還決定通知書の受理	
	⑪償還額の支払	⑪償還額の請求	

⑥ 災害査定関係業務

環境省、財務省の査定に対応する業務を実施した。

査定は年度ごとに実施されるため、令和6年3月までの支出分及び今後に必要な費用について資料作成を行った。

災害廃棄物処理に係る過去の契約を整理し、今後必要となることが想定される契約については見積徴収等により費用を整理している。特に公費解体、自費解体の申請数から全体の解体棟数を推計し、災害廃棄物処理全体に係る費用を算出した。また、不明点については県及び環境省に問い合わせを行い、補助対象の拡大に努めている。

⑦住民/業者相談対応

住民からの相談や苦情等に対して対応を継続している。  
事業関係者の意見交換、情報共有のため週3回程度定例会を実施し問題/課題の解決に向けて調整を行っている。

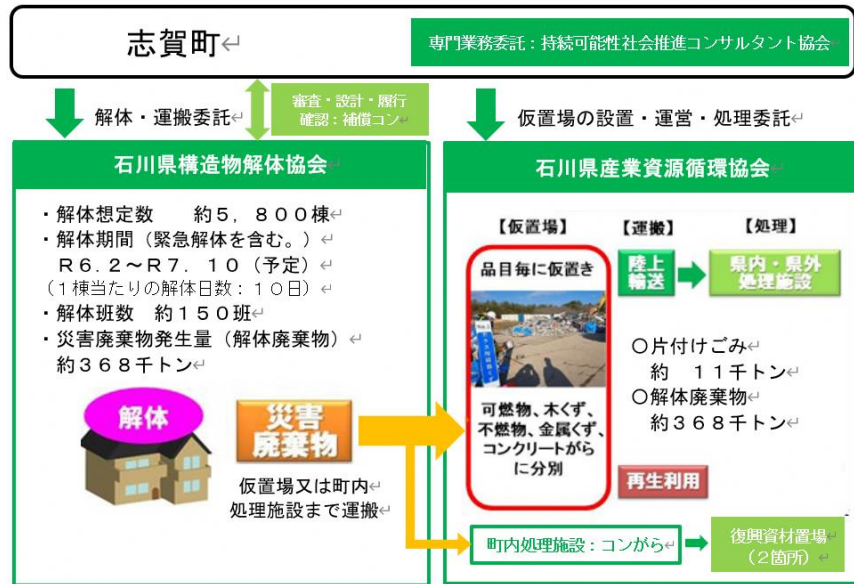


図2 災害廃棄物処理体制

避難所のごみ収集は、県や全国都市清掃会議、環境省中部地方環境事務所の支援を依頼した。

多くのボランティアの方からごみ出しの支援を受けた。

課題

災害廃棄物の処理は、環境安全課だけで出来る業務量ではない。発災直後、熊本県益城町の職員が、これからの対応についてのノウハウや必要なものを用意してくれた。

混乱期には、県内、県外からの多くの応援職員が交替で入ったが、担当者を入れ替わるため、その都度作業内容の説明や業務内容に関する指示を出す必要があった。

石川県産業資源循環協会との調整に時間がかかった。特に、志賀地域で、仮置場の設営を準備する石川県産業資源循環協会の町内の民間業者の選定に時間がかかった。

経験したことのない災害に対して、規模感がつかめなかった。県や全国都市清掃会議、環境省中部地方環境事務所が支援体制を整えてくれたおかげで、避難所のごみ収集において、自治体や民間業者の収集運搬支援が比較的スムーズに受け入れることができた。

ボランティアの方への、災害ごみの分別方法や仮置場等の情報共有が難しかった。

公費解体する建物の残置物をできる限り、所有者等が処分して、解体作業をスムーズに進めてもらうための協力をお願いした。所

有者の体が不自由だったり、高齢だったり、人手がないなどの相談を受けた時は、ボランティアを紹介しているが、ボランティアの活動内容が、半壊以上の判定を受けた建物の災害廃棄物の撤去は、危険が伴うため建物内に侵入することが出来ないという方針が分かり、そのことで多少のトラブルがあった。(社会福祉協議会、ボランティア団体と何度か協議した。)

発災直後の被害棟数の把握が難しかった。

災害廃棄物処理事務にかかせない、発生量推計については、東京都職員の支援があったおかげで推計することができた。

災害廃棄物処理実行計画の作成についても、東京都職員が中心になって計画を策定。災害廃棄物処理事業を経験している方で、発災直後の被災状況を把握し、災害廃棄物発生量の推計、処理フローの設定等を踏まえ、教えてもらいながら計画を一緒に進めた。

罹災証明の被害棟数から、解体が必要な家屋で申請が出されていないことが予想され、取り残される住民が発生しないようにする必要があった。

仮置場候補地の被災状況によっては、必要な工事の内容が変化する。

工事を引き受けてくれる事業者を探すのに苦労した。

電気等の引込線を撤去するのに、北陸電力等の連絡先の電話がなかなか繋がらないといった苦情があった。

自費償還の申請に必要な書類の不備があった。

環境省からの追加質問や問合せへの素早い対応が求められた。

住民からの問合せ件数が多く、業務時間の大半を要することが多い。

公費解体中のトラブルに対応。

公費解体業者が仮置場に災害廃棄物を搬入する際の、仮置場管理業者とのトラブル。

公費解体等の廃棄物が、運搬中道路に落下して交通支障になっていると苦情。

公費解体・撤去の完了報告書の提出が遅い。

多くの民間業者が携わっていて、情報を共有することが困難。

膨大な書類のチェック及び支払い作業が複雑。

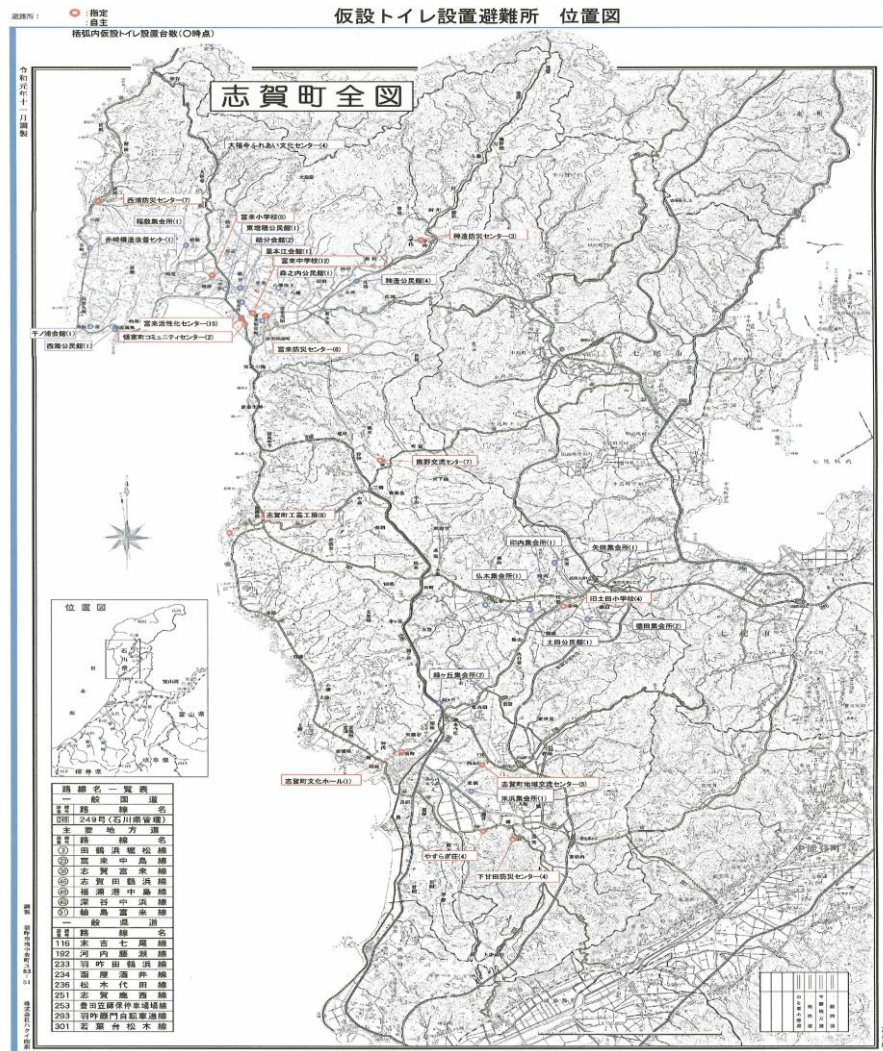


<p>改 善 策</p>	<p>平時から構造物解体協会をはじめ、産業資源循環協会、解体事業者やコンサルタント、応援自治体等と連携強化を図り、顔の見える関係づくりを行う。</p> <p>平時から契約書等のひな型を作成する。必要に応じて単価設定等を行う。</p> <p>初動期の対応マニュアルを作成し、民間業者やボランティア団体等と平時から連携し、可能な範囲で図上訓練等実施できるという。</p> <p>災害廃棄物として発生したごみは、平時における産業廃棄物と同様の性状のものが大量に発生する可能性があるため、初動対応時から地元の産業廃棄物協会等と連携を図り、処理フローの検討を行う。</p> <p>担当職員及び中長期派遣職員業務の一覧表を作成し、業務内容及び必要人員を明確化することで作業の共有化、効率化を図る。県及び中長期派遣職員に相談し作成する。東京都等これまでに災害対応の経験を有するメンバーに調整をお願いした。</p> <p>この災害の協力業者とは、今後も繋がりを保つようにしたい。</p> <p>半壊以上の建物で公費解体等の申請のない罹災証明の申請者に対して、意向確認のアンケート調査を実施し、需要の掘り起こしを実施した。</p> <p>住民対応については、中長期派遣職員等の協力を得て実施。今後、体制の強化検討が必要。</p> <p>●災害廃棄物発生量推計の目的を理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初動：仮置場設置や収集体制構築、片付けごみの概算を推計</li> <li>・実行計画策定時：事業期間や処理方針を決定するため全体量を推計</li> <li>・災害等報告書作成時：処理実績と今後の発生見込量の推計</li> <li>・実行計画改定時：災害等報告書による推計を実績に基づき精査</li> </ul> <p>●災害廃棄物処理実行計画を見直し、推計方法の考え方を整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初動：大まかな災害情報から発生量を概算</li> <li>・被害棟数の情報が入り次第、原単位を用いた推計に修正</li> </ul>
--------------	--



令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課名	環境安全課
担当業務	仮設トイレ・し尿収集業務
業務内容	<p>避難所等に仮設トイレを設置</p> <p>1月1日に避難所が開設され、仮設トイレの必要基数を確認し、連絡対応可能な民間業者に依頼し、翌日の1月2日には14箇所60基の仮設トイレを設置した。ピーク時の設置状況は、昨年2月1日現在で41箇所129基だった。</p> <p>仮設トイレのし尿等の汲み取り          仮設トイレの故障時の修理依頼          仮設トイレの撤去時の汲み取り清掃・撤去</p>



<p>課 題</p>	<p>災害協定を結んでいる業者とすぐに連絡が取れなかったため、仮設トイレの調達ができず、他の民間業者に依頼した。仮設トイレをアンカー等で固定する業者が必要であったが、当初は強風等により仮設トイレが倒れることなどを想定していなかった。仮設トイレを運搬する業者は、設置のみで固定はしないので、注意が必要。</p> <p>洋式の仮設トイレが不足した。</p> <p>十分な仮設トイレがないため、日に何度も汲み取りしなければならず、業者がひっ迫した。</p> <p>使用する仮設トイレが偏り、使用状況によって仮設トイレの使用コントロールをする人員が必要。</p> <p>仮設トイレの給水や清掃の世話をする人員の確保。</p> <p>仮設トイレの段差や、避難所等の外に出るため、見守りや介助など必要な場合がある。</p> <p>断水だったため、自宅で避難している方が利用することもあった。また、自宅のトイレを使用する際の凝固剤を求められた。自宅で避難している方への凝固剤の物資が必要だった。</p> <p>浄化槽の修繕がなかなか進まなかった。</p> <p>断水のため、し尿をビニール袋に液体のまま、ごみ袋に入れて排出する方がいた。そのことによって、収集業者の被害と苦情があった。</p> <p>トイレの衛生対策が不十分だと、健康被害はもちろんのこと避難所は劣悪な状況となり、感染症が蔓延しかねない。また、汚水や汚物があふれると衛生環境が悪化する。災害時のトイレ対策は、健康と衛生に直結するライフラインとして捉えないといけない。</p> <p>避難所を担当した職員は、汚物であふれたトイレの清掃に追われ、劣悪な状況だった。</p> <p>さらに、避難所生活は食べる時も寝る時も共同生活となり、トイレは唯一のプライベート空間となる。つまり、トイレは心身共に被災者の健康を支え、安らぎを提供する場所である。</p>
<p>改 善 策</p>	<p>災害協定を締結している業者の連絡先等リストを作成し、共有する。</p> <p>洋式の仮設トイレが不足したため、和式の仮設トイレにアタッチメントを付けて対応した。</p> <p>仮設トイレの国によるプッシュ式設置と経産省の応援職員。</p> <p>石川県と連携して、汲み取り業者の手配を依頼。</p> <p>ボランティアとの平時からの連携。</p> <p>凝固剤は、避難所に置かせてもらい、臨機応変に自宅避難者にも十分とは言えないが分けてもらった。</p> <p>し尿を液体のまま出さないよう正しい廃棄方法を広報した。</p> <p>今後は、国や県の交付金等も活用しながら、トイレカーを順次配備していくことも必要。</p>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	農林水産課
担 当 業 務	がけ地災害復旧業務（応急工事）
業 務 内 容	<p>住宅背後地等の土砂崩れ等により被害を受けた住居等における、崩土土砂の撤去、倒木の撤去</p> <p>※本事業については、まち整備課の事業であったが、応急工事等による人員不足により、現地確認や復旧工事は農林水産課が対応し、予算手続きはまち整備課の対応となったもの。</p>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインの復旧が優先されている状況で請負業者が見つからなかった</li> <li>・請負業者が見つからない状況を理解できない人からの激しい口撃が多々あった。また、区と個人との問題について、間にはいらされるケースもあり苦慮した</li> <li>・宅地事業の概要が定まる以前は、似たような事業があったのか分からないが、請負業者も複雑だったようで、支払いがされていないなどの間違いの文句を何件も受けた。</li> <li>・指示を受けて農林水産課に来庁された方が、話や状況を伺うと全く違う案件であり、憤慨された方がいた。</li> </ul>
改 善 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災はないものの、ひび割れ等により、余震や少量の雨量でも崩れる可能性が高い。そのため、応急工事を従来の業務とし、申請によって補助金交付する。役場が発注する際は入札参加資格が必要であるため、業者選定が絞られる。</li> <li>・従来の業務とすることで、相談者への間違った案内を軽減できることと思われる。また、業者も間違えることが減ると思う。</li> <li>・従来業務とすることで、相談者からの口撃も減少する</li> <li>・住宅裏の危険木の撤去について、新規に町単事業化する。未然に防止することで、各個人宅の被災を未然に防ぐ。</li> </ul>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	農林水産課
担 当 業 務	漁港災害復旧業務
業 務 内 容	漁港災害復旧業務に関すること。
課 題	<p><b>【現場技術員の不足】</b>          本町においては、専門職員を採用していないため、能登半島地振のような町全体が対象となる大規模災害の災害復旧に関する全体の流れや専門的資料の作成等が認識できていない。そのため、測量・設計業者の確保も困難であり、指示等もできない状況にある。</p> <p><b>【災害復旧・復興に関係する課の職員不足】</b>          発災から数か月においては、仮復旧工事等の災害対応に当たっているが、町全体が対象となるような大規模災害の場合、復旧対象課においては、通常業務+復旧業務+災害査定業務+査定終了後の復旧業務を行うこととなり、担当者1名体制での人員配置の職員だけでは対応できない。          早期に復旧業務を行いたいのが災害査定業務で目一杯のため、通常業務や復旧業務を行うことは困難。          今後のスケジュールにおいても、災害実施設計、国協議や災害復旧事務が行われるため、今後においても担当者1名の災害復旧業務及び通常業務は不可能と考える。</p>
改 善 策	<p><b>【現場技術員の不足】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場技術員の雇用を行い、専門職員を確保する。</li> <li>・大規模災害時においては、コンサルタント等の災害協定を結ぶ。</li> </ul> <p><b>【災害復旧・復興に関係する課の職員不足】</b>          大規模災害のような危機的状況のケースにおいては、通常業務に戻った時点において、通常業務をおこなっている課から通常業務+災害復旧・復興に関する業務をおこなっている課への人的補充を行う。          通常業務を行う職員と復旧・復興を行う職員が必要</p> <p><b>【災害復旧に係る工事業者の不足】</b>          市町や県ではどうすることもできないため、国に積極的に働きかけを行い、現状を把握してもらうことが必要。</p>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課名	農林水産課
担当業務	農地・農業施設災害復旧業務
業務内容	農地・農業施設災害復旧業務
課題	<p><b>【現場技術員の不足】</b>          本町においては、日頃より農業土木の現場技術員のような専門職員が不足しているため、能登半島地震のような町全体が対象となる大規模災害の災害復旧に関する全体の流れや専門的資料の作成等が認識できていない。そのため、第一報の被害報告を受け、現地確認を実施したが、どのような復旧方法なるのか、また、応急工事が必要なのかなど判断できる職員がいない。中でも電気機械設備ポンプ類についての知識はないので、業者に依頼する場合でも指示が不適切となったケースもある。</p> <p><b>【災害復旧・復興に係る課の職員不足】</b>          発災から数か月においては、現地被害状況調査及び応急工事の対応に当たっていたが、人手が足りなかったため、今回のような大規模災害の場合、当初の被害状況調査から復旧事業完了までの業務を応援派遣へ依頼を要する。</p>
改善策	<p>発災直後、速やかに大規模地震災害を経験した地方自治体の農地・農業施設災害復旧の専門職員や職員OBに支援要請、長期雇用し、応急工事から復旧事業完了までの工程管理や支援者の配置、事務作業や現場作業など復旧事業全般を管理する専門職員が必要。</p>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課名	農林水産課
担当業務	林道災害復旧
業務内容	被災した林道施設の復旧等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロール</li> <li>・通行止め対応</li> <li>・被災状況の確認</li> <li>・測量設計の打合せ</li> <li>・災害査定の受検</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当課においてもパトロール等の優先順位が低い</li> <li>・積雪時は徒歩での確認となるため時間を要し、箇所によっては登山となることから体力が厳しい</li> <li>・目の前で土砂崩れが起こるなど命の危険が何度もあった</li> <li>・夏季からはイノシシ等が出没し、危険な目に何度も遭遇した</li> <li>・大雨等であれば地元が現地調査を実施した後に被害報告があるが、今回のような大規模災害の場合は地元が避難しているため協力を得ることが厳しかった。</li> <li>・被災のメカニズム、復旧方針の考え方についての認識不足</li> <li>・災害査定受検前の多大な業務量</li> </ul>
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用実績が無い林道については作業道等に格下げし林道の本数を少なくする（林道の廃道）。</li> <li>・災害が発生した際は各省庁の被害報告合戦が始まるため、人員的に少なくても、被害報告について催促を受けることから、人員が少ない過疎地域は、国に現状を把握してもらい、催促を受けることが無いよう要望する。他の業務で国から来た方々は過疎地域の現況を全く理解しておらず、東京中心の考えであった。</li> <li>・農業用施設⇒漁港⇒林道等 施設管理担当全員がパトロールを実施する仕組みを作成する。</li> <li>・資料のチェック、積算書の確認等は県の担当者より多大な支援を受けた。災害査定等の研修には必ず参加すること。</li> </ul>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	農林水産課																	
担 当 業 務	生業支援																	
業 務 内 容	<p>① 農業機械再取得等支援事業          業務内容：被災した農機具格納庫や農業機械等の修理、再整備を所有する農業者からの相談、要望・申請・実績報告書等の受付、完成検査、支払い等          事業概要：補助率9/10（国5/10、県2/10、町2/10）          ・令和6年2月19日より石川県・北陸農政局・JAグループ、町による被災農業者向け現地相談窓口をJA志賀本店に設置          ・9月から現地相談窓口を役場本庁舎に移設し、開設</p> <p>② 農業共同利用施設災害復旧事業          業務内容：被災した共同利用施設の修理、再整備の事業者からの実施計画～交付申請～実績報告書等の受付、完成検査、支払い          事業概要：補助率7/10（国5/10、県1/10、町1/10）</p> <p>③ 事業者等災害復興支援事業          業務内容：農林水業者からの支援金の交付申請書の受付、支払い          事業概要：補助率：定額（町）</p> <table border="1" data-bbox="491 1066 1388 1234"> <tr> <td>従業者数</td> <td>0～4人</td> <td>5～14人</td> <td>15～29人</td> <td>30～49人</td> <td>50人以上</td> </tr> <tr> <td>交付金額</td> <td>10万円</td> <td>25万円</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> <td>250万円</td> </tr> </table> <p>・令和6年5月7日から令和6年6月28日まで役場本庁舎及び富来支所特設窓口で受付          ・令和6年7月1日から役場本庁舎で受付</p>						従業者数	0～4人	5～14人	15～29人	30～49人	50人以上	交付金額	10万円	25万円	50万円	100万円	250万円
従業者数	0～4人	5～14人	15～29人	30～49人	50人以上													
交付金額	10万円	25万円	50万円	100万円	250万円													
課 題	<p>① ・事業に必要な書類も多く、見積書が業者の多忙等の理由で困難なことから要望申込の提出が遅れており、12月に入り農機具格納庫等の建物再建の要望申込が増加しており、当該事業の交付申請や実績報告の受付、完成検査の業務と重なり、人手が不足している。</p> <p>・事業規模に対して過大な要望をする農業者もあり、適切な事業内容になるよう調整が必要となっている。          ・事業完了後にも、耐用年数の期間は使用状況の確認が必要となっており、業務量の増大が継続する。</p> <p>② 事業の要望が固まり、国、県に対しても事業の事前相談を行いながら円滑に進むよう実施しているが、施設整備後は、農業者が減少している中、施設の利用促進を図っていくことが必要となる。</p> <p>③ ①の農業機械再取得等支援事業への要望が多く寄せられていることから、当初予定より当該事業への申請者数が少ない状況となっており、該当する農林水産業者への周知が必要。</p>																	



<p>改 善 策</p>	<p>① ・申請書、実績報告書等の業務をシステム化して業務量の低減を図る。          ・県から支援員を派遣してもらい、相談窓口業務や完成検査の補助員として業務に携わっている。          ・事業に必要な各種書類のチェックシートを作成するとともに町ホームページから必要書類をダウンロードできるようにし、農業者にもわかり易く、利便性を高め、受付負担の低減を図る。</p> <p>② 整備した施設の農業者の利用促進を図っていくため、県やJAと連携し、新規農業者の就農や被災した農業基盤の整備等を進める。</p> <p>③ 町の広報誌やタウンメールを通じて、繰り返し事業内容のPRを行うほか、各種説明会の際に当該事業の説明等を行う。</p>
--------------	---

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	商工観光課
担 当 業 務	仮設施設整備業務
業 務 内 容	<p>中小企業基盤整備機構の助成金を活用し、被害を受けた事業者の再建を支援するために、富来商工会からの要望を受けて、道の駅とき海街道、シーサイドヴィラ渤海、夕陽が丘公園に仮設店舗及び倉庫を整備した。</p>
課 題	<p>志賀町の場合、富来商工会が仮設店舗入居希望者を公募し、入居事業者が決定してから、店舗の建設を開始したが、建設中は各事業者からの要望に対応するのに苦労した。</p> <p>一方、他の自治体は、建設を行ってから、入居事業者を募っており、どちらが効率的であったのか疑問である。</p> <p>また、仮設住宅の建設も進む中で、町有地に限られてきたため、適地を探すのに苦慮した。</p> <p>仮設施設は、本来の電気契約と同様で、1敷地に1契約であるため、事業者毎の検針は行ってもらえず、毎月、担当が子メータを検針し、電気量を計算して請求しており、業務の負担となっている。</p>
改 善 策	<p>町、商工会、地元商業者など関係機関と連携し、体制を構築。</p> <p>仮設施設も仮設住宅と同様に、電気契約を個別に結べるように地元電力会社に協力をお願いする。</p>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	商工観光課
担 当 業 務	生業支援
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 志賀町事業者等災害復興支援金</li> <li>・ 志賀町なりわい再建支援補助金</li> </ul>
課 題	<p>志賀町なりわい再建支援補助金は町独自の支援であり、石川県なりわい再建補助金の上乗せをし、事業者の自己負担の軽減・事業継続を支援するものである。</p> <p>石川県なりわい再建補助金への問い合わせも多くあったが、町が主体となって行っているわけではなかったため、商工会へ相談に行ってもらえるなどの対応をしていた。（商工会は基本的には商工会員対象）町からの補助金についての具体的な問い合わせ先が示されていなかったため、すぐに回答できなかったことがある。</p> <p>また、経済産業省の現地支援チームが直接事業所へ訪問し、対面で補助金申請の相談を行うなどしていた。</p> <p>個人事業主にとっては申請に必要な書類を集める事が難しく、申請要件を満たすのが非常に難しいという声があり、商業者が活用を控えるような事態も発生していた。</p>
改 善 策	<p>関係機関と一体となり、助言や補助手続き支援を行える体制を構築するほか、申請手続きの簡素化により利用しやすさを向上させる取組みが必要である。</p>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課名	まち整備課
担当業務	公共インフラ被害の応急措置（道路・河川・橋梁）
業務内容	<p>（発災～1月末）</p> <p>発災直後から課員全員が参集し、夜間にわたり主要幹線町道を中心に3班体制で被害状況確認のためのパトロールを実施した。同時に通行支障箇所の安全対策や通行止め措置を行った。数日間、パトロールを継続することとなった。被害の状況としては、下水道マンホールの隆起、埋設管路上の沈下を要因とする路面被害が目立った。</p> <p>ある程度、被害状況が確認できてからは、土木・舗装施工業者に要請し、最低限の通行確保を目的とした砕石・簡易舗装による応急仮復旧を開始した。ほかに橋梁との段差解消も必要となった。しかし作業が追い付かず住民からの要請や苦情は止むことはなかった。</p> <p>国県道、2級河川、海岸護岸など県管理施設の被災の取り次ぎの対応も多数あり手をとられた。</p> <p>1月2日からは国交省TEC-FORCEの応援（延べ19班）があり、1月29日まで、災害査定に向けた調査（道路244箇所、河川41河川）に従事して頂いた。</p> <p>町道鹿頭酒見線（赤崎-鹿頭間）において大規模崩落等により、通行不能となっていたが、西浦地区への主要生活道路・輪島方面への連絡道路であることから、国土交通省（北陸地整）へ道路啓開を依頼、結果、国と連携し、国が選定したゼネコンが道路啓開作業を実施した。1月18日に現場作業を開始し、1月30日に通行可能となった。また、町道荒屋輪島線（給分-輪島市境）も大規模崩落（3箇所）等により通行止めとなっていたが、これも同様に道路啓開により、2月15日に一部開放（栢木大福寺線接続まで）、2月28日に全線開放した。</p> <p>準用河川広地川では、山腹斜面崩壊（高さ50m）により、河川が20mにわたり埋塞し、隣接民家が浸水する状態となった。これも国に相談したが、道路啓開と同様の手法により応急工事を実施した。（国との連携はあったが、国による直轄工事・権限代行とはならなかった。）</p> <p>発災間もなく、国から支援物資の提供があり、三角コーン、バー、規制看板、クッションドラム、砕石等を大量に提供頂いた。手持ちの資機材が十分ではなかったため、危険箇所の安全対策、迂回路の案内、通行止め措置等に大いに役立った。保管場所に苦慮した面はあった。</p> <p>（2月～4月）</p> <p>災害査定に向けたコンサル会社の確保を試みるも志賀町は石川県建設コンサルタント協会と災害時協定を締結しておらず、対応に苦慮する。協会には何とかお願いをし、協定に準じた対応に承諾して頂き協力業者の推薦があった。測量協会は対応が難しいとのことで、町内の3業者のみが頼りであった。</p> <p>3月4日には、鳥取県から申し出により応援職員1名が着任し</p>

た。鳥取県の姿勢により、災害対応に詳しい職員を派遣頂いたため、初期における災害査定に向けた作業の進め方等について数々の助言をいただき非常に助かった。その後、4月1日付けで鳥取県からの交代職員に加え、島根県から1名、さいたま市からの1名の合計3名の中長期派遣職員により、災害査定申請の業務に従事してもらう。

橋梁被災については、職員では被害の認定が難しく、町道橋184橋、のと里山海道へ架橋する跨道橋3橋について、緊急点検業務を発注し、橋梁の被災について確認を行う。(業務期間3月から7月迄)

(5月～12月)

査定業務が本格化し、3週間に1回のペースで査定を受ける。1回の査定期間で約40本を申請するため多忙を極める。長期間にわたり、長時間労働を強いられる。

住民からは、生活道路におけるアスファルト舗装での仮復旧を希望する声が多くなってきた。

民間2メーカーから、常温アスファルト合材の提供(5月に100袋、7月に40袋)があり、緊急的なもの、軽微な箇所、苦情の対応に非常に役立つ。

9月1日付けで神奈川県から1名と11月1日付けで石川県から1名の任用職員の派遣があった。中長期派遣職員は5名体制となった。R7の1月中旬からはさいたま市から2名の職員が追加で派遣される予定。

災害査定を期限までに終了させるため、職員の人員不足による負担を少しでも軽減するため、大規模被災箇所について、査定設計書作成にかかる積算業務を新潟県建設技術センターに委託発注する。(18箇所)

(現在)

査定業務は12月末で終了する予定である。申請件数は、道路356件、河川12件、橋梁16件、合計384件、被害推定額189億円となる見込み。本来なら査定を終了したものから、復旧工事を発注していればよいのだが、査定業務に追われ発注には至らなかった。

降雪期を迎えた現在でも、仮復旧作業が追い付かず、路面には下水道マンホールの隆起した箇所、路面の段差がある箇所が多数存在し、除雪作業に不安を残す。

<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行止め箇所、除雪困難路線の住民への広報が十分ではなかった。</li> <li>・通行止め箇所・交通規制箇所について、消防・警察との情報共有・協議が不十分であった。</li> <li>・広域的・大規模な災害時における応急復旧工事のための施工業者の確保に苦慮する。 (国県道における大規模・集中工事のため業者の確保が困難な時期があった。)</li> <li>・国・県による直轄工事・権限代行工事の手法がとれなかったのか協議・調整が十分ではなかった。</li> <li>・梅雨時期における集中豪雨、降雪期における除雪対応が不十分であった。護岸決壊の恐れのある箇所や除雪困難箇所の把握等(消雪施設の被害把握に苦慮した。)</li> <li>・広域的・大規模な災害における災害査定のための、コンサル会社、測量業者の確保に苦慮する。</li> <li>・道路埋設物(上下水施設)との同時被災における災害復旧範囲の取り合い調整に苦慮した。</li> <li>・大規模災害における災害対応の長期化・長時間労働による職員の健康面等への配慮が必要である。</li> <li>・技術系職員の不足。大規模災害が多発する現在、全国的な課題であるとの認識が必要。</li> <li>・現在の人員では査定終了後の速やかな復旧工事の発注が困難。</li> <li>・復旧工事の発注方針はどうするのか。 合冊発注/下水道災害事業との合併入札 発注順位、優先箇所(単年での完了は無理な状況)</li> <li>・請負業者の不足(入札を実施しても不調が懸念される。)</li> </ul>
<p>改 善 策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来のLINE、HPに加え、SNS等を活用し、住民への広報・周知に努める。</li> <li>・町として、建設資機材のストックヤードの確保が必要である。</li> <li>・被災直後対応のため三角コーン、規制看板、バリケード等のある程度の必要数の保有・備蓄を行う。</li> <li>・住民ニーズを考慮した応急復旧内容のフェーズの移行を適切に判断する。(砕石から舗装)</li> <li>・避難路の確保、復旧・復興のため、AS舗装による応急仮復旧は早期に、かつ大規模に実施したほうがよい。</li> <li>・石川県コンサルタント協会ほか各種協会との協定を締結する。</li> <li>・応援職員が速やかに被災自治体に入れるよう制度見直し、運用を国へ要請する。</li> <li>・人員不足に対しては、中長期派遣職員待ちではなく、非常時に即応した全庁的・弾力的な人員の再配置を行う必要がある。</li> <li>・災害に強い町づくりのため、平常時からの技術系職員の育成は必須。</li> <li>・住民対応、査定業務、発注業務などを役割分担できるよう配置人員の増強が必要。</li> <li>・豪雨に対する備えは水防団(消防団)との連携強化を図る。</li> </ul>

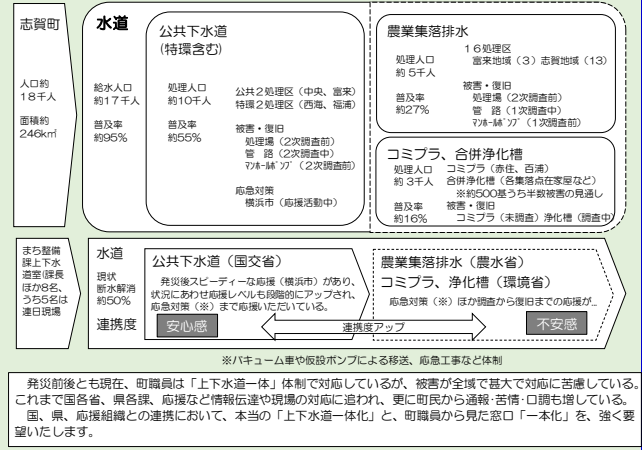
令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

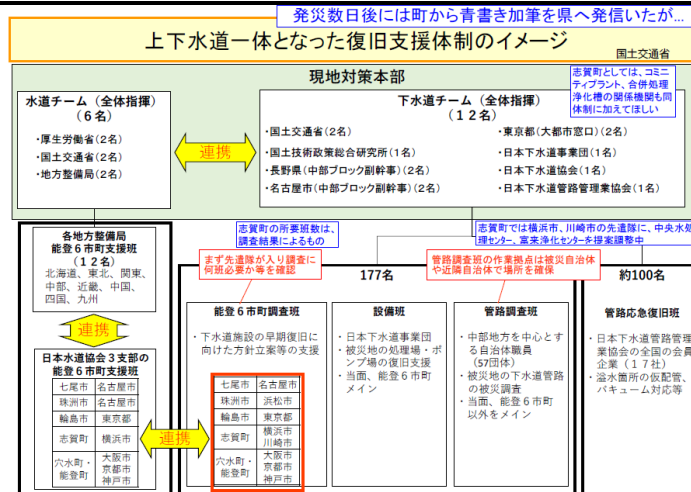
課 名	まち整備課上下水道室
担 当 業 務	水道
業 務 内 容	<p>①応急給水</p> <p>②応急復旧</p> <p>③その他</p>
課 題	<p>①応急給水では、発災当初は水道施設（管路含む）の被害状況調査や漏水修繕の現場対応のため課員のほとんどが現場へ出動し、残った2～3名で断水に関する住民からの問合せや関係機関への連絡等の対応に当たった。それに加え、応急給水（給水車の出動含む）の対応は不可能に近かった。</p> <p>当初は拠点施設である役場本庁の受水槽への補給がメインであったため何とか対応できたが、その後、応援水道事業者による応急給水作業が本格化（日最大9台）してくると対応できず、他課（総務課、デジタル情報課）から2名のサポートを受けて応援事業者への差配や給水所の現場対応にあたった。</p> <p>さらには、自衛隊給水部隊と補水地点での立会いや民間給水車の受入れなどサポートを含めても人員不足であった。</p> <p>②応急復旧では、清水浄水場系統（水源から配水池）は被害を受けず無事であったことから、まずは浄水場から拠点施設となる役場本庁舎までのルートを最優先に復旧し、順次避難所までのルートについて優先的に復旧を行い、断水解消エリアを広げていった。</p> <p>一方、富来地域のメインである七海浄水場では、急速ろ過池にある逆洗ポンプの破損等による浄水処理機能の喪失に加え、配水池にある排泥管（バルブ本体）及び配水池直近の配水管の離脱があり、材料（300mm铸铁管）の手配等に長期間を要したことから、配水池までの復旧（水張り）が大幅に遅れた。（概ね1月27日頃から通水可能となった）その他、広地浄水場では急速ろ過機内部バルブの破損等により浄水量が大幅に低下した。（通常の3分の1）ろ過機は年代も古く内部構造も複雑でメーカーの専門技術者による点検・修繕が必要であり、県外からの派遣となったため、応急修繕まで長期間を要した。（概ね1月末に機能回復）</p> <p>また、大規模災害であったため日本水道協会へ応援要請を行い、関東地方支部を中心に17事業者の応援を受けた。応援要請後は日本水道協会（関東地方支部 横浜市）が主導し、課員もそれに従い現場対応を行った。その結果、3月上旬にはほぼ全域において復旧した。</p>



	<p>断水戸数は、1月1日から3月4日までの間（全域通水3月2日、飲用可3月4日）町内全域において最大で8,800戸であった。</p> <p>被害箇所は約328箇所へのぼり（給水管含む）、震災対応に加え通常業務も重なり町職員のシフト勤務を編成できる状態ではなく、その間ほぼ休みなしの状態となった。</p> <p>6月からは応急復旧及び本復旧に係る災害査定を下記のスケジュールで受検した。これらに伴い5月から横浜市の応援職員1名を派遣いただいた。</p> <p>2024. 6. 28 災害査定（応急復旧分）：WEBリモート  2024. 9. 20 災害査定（水管橋）：WEBリモート  2024. 10. 18 災害査定（本復旧）：WEBリモート  2024. 12. 4 災害査定（本復旧）：WEBリモート</p> <p>③料金の徴収については、発災後に検針を行えず1月分から3月分まで（一部の地域は4月分まで）無料としたため、平時と比較し約1億円程度減収となった。</p>
改 善 策	<p>①発災当初から一定の期間において、応急給水業務の対応を他課へ移すことも検討が必要。また、給水車の運転には準中型自動車免許等が必要であり、他課から免許保持者の動員も必要。</p> <p>また、平素から応援受入れ体制も含めた応急給水計画を策定しておくことが必要。</p> <p>②水源から浄水場、配水池までの急所となる施設の耐震化を優先的に進め、さらには避難所等の重要施設に接続する管路について、優先順位を定めて耐震化を進める。</p> <p>また、平素から応援受入れ体制も含めた応急復旧計画を策定しておくことが必要。</p>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課名	まち整備課上下水道室
担当業務	下水道
業務内容	<p>(1) 緊急点検                  (2) 緊急調査                  (3) 緊急措置                  (4) 一次調査                  (5) 応急復旧                  (6) 二次調査                  (7) 本復旧                  (8) 支援要請、受援体制                  (9) 連絡調整                  (10) 情報整理、広報周知</p> <p>今震災では町内全域の約8,800世帯が断水に見舞われ、全て断水解消までの2か月間は、給水活動と水道復旧に上下水道室の職員は全力集中するのが限界で、下水道施設の被害確認や情報収集を行う人員配置は不可能な状況が続いた。</p> <p>また、町が管理する下水道施設は一般的な公共下水道の国交省所管のほか、農業集落排水の農水省所管やコミプラおよび浄化槽の環境省所管それぞれ下表のとおり存在し、その対応には支援要請をせずに不可欠な状況であり、発災直後から各所管への支援要請を行いつつ、それぞれの窓口の一本化を強く要望も行った。</p>  <p>以下、各省ごとに今回支援を示す。                  《公共下水道（国交省所管）》                  上下水道一体となった復旧支援体制の構築により進められた。</p>



- ・管路（ポンプ施設含む）緊急点検～二次調査（一部応急復旧）  
横浜市、川崎市、日本管路管理業協会
- ・処理場 緊急点検～本復旧  
日本下水道事業団（J S）
- ・管路（雨水のみ）緊急点検  
長野県
- ・管路（ポンプ施設含む）設計  
全国上下水道コンサルタント協会（選出業者）

《農業集落排水（農水省所管）》

- ・管路（ポンプ施設含む）緊急点検～二次調査  
農政局、土地改良事業団体連合会、日本管路管理業協会
- ・処理場 緊急点検～一次調査  
地域環境センター（JARUS）
- ・管路（ポンプ施設含む）処理場 設計・積算  
土地改良事業団体連合会

《コミプラ、浄化槽（環境省所管）》

- ・管路（ポンプ施設除く）緊急点検～一次調査  
石川県（県内市町含む）
- ・処理場（ポンプ施設含む）緊急点検～二次調査（管路含む）  
支援なし（町独自に手配）
- ・浄化槽 緊急点検  
石川県浄化槽協会（保守管理3業者の不可能箇所）
- ・浄化槽 情報整理  
環境省（民間業者派遣）、鳥取県

※浄化槽は緊急点検を約550基、個別に巡回調査  
調査結果と再建意向を情報整理、応急的に本復旧

なお、本復旧に向けて必要な各省の災害査定では、国交省が2月をはじめに回数を重ね、農水省が4月に全地区を1回で、両省とも12月までに終えた。環境省では年明け2月となり約7割が既工事の状況により1回で終え、災害査定を完了した。

4月からは1年間の中長期派遣職員7名の技術者による支援を受け、災害査定の対応はじめ本復旧の工事発注に向け調査設計や積算等々の業務と、溢水等の通報による現場急行確認および応急対応業者の手配等々の業務に協調性をもって遂行いただいた。

土木（横浜市、柏崎市、小田原市、高知市、市原市の5名）  
機械（北九州市の1名）電気（群馬県の1名）計7名の技術者

また、(1) 緊急点検や(5) 応急復旧において、保守点検の各業者あるいは設備メーカーの方々に連日奔走いただいた。荏原実業(株)からは津波浸水被害の情報入手後に自発的に代替機を持ち込み応急復旧いただいた。

### (8) 支援要請、受援体制

支援要請 上述のとおり

受援体制 作業拠点 2 処理場（中央、富来） 管理室

宿泊拠点 断水中（金沢市） 通水後（いこいの村）

情報提供 管路 電子情報（PasCAL(株)パスコ）

処理場 紙情報（上下水道室保管台帳）

※管路情報はPasCALモバイル版の災害モードにより現場活用した。

### (9) 連絡調整

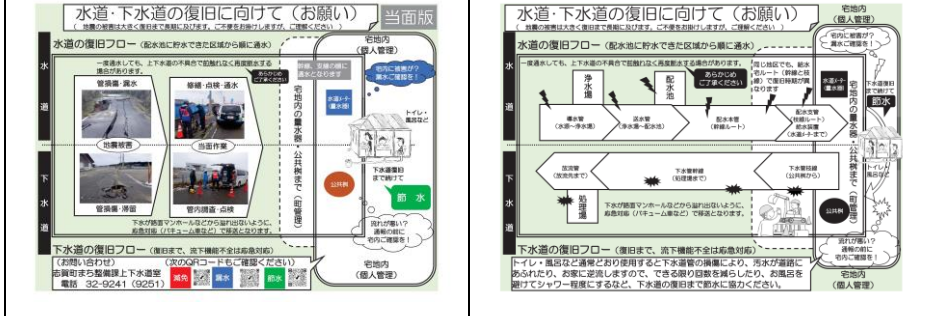
発災直後から連日のように国県および関係機関から情報伝達や来訪対応に追われ、この対応に日中の時間を割かれ夜間にメールや資料作成等を行う日々が2か月を超えることとなった。

### (10) 情報整理、広報周知

発災直後から断水解消が進むにつれ下水道関連の通報等が増えはじめ、宅内排水（個人管理）の異常が多く、宅内排水点検等の広報周知を次に示す。

<p><b>ご家庭での漏水の発見方法</b></p> <p>①家中や庭などに設置されている 蛇口を全て閉める。</p> <p>②水道メーターボックス内にある メーターのバイロットを確認。</p> <p>③バイロットが回転していたら漏水しています。</p> <p>④漏水を見つけたら速やかに メーターボックス内にある 止水栓を時計回りに止まるまで 回して止水してください。</p>  	<p><b>下水の流れ点検(宅内排水)</b> <span style="float: right;">必ず2名で実施してください。</span></p> <p>① 宅地内に台所、トイレ、浴室ごとに汚水枦がありますので、汚水枦の蓋(※1)をマイナストライバーで開けます。</p> <p>※1 蓋は直径20cm程度、白色のものが多い。</p>  <p>② ご自宅の台所の流し等から水(※2)を流します。</p> <p>※2 水は、1〜3秒程度を目安に流してください。</p>  <p>③ 汚水枦に先ほど流した水が流れてきているか確認します。(※3)</p> <p>※3 2と同時にもう一人の方が監視してください。</p>  <p>④ 流れてきた水が汚水枦に溜まったままにならないか確認します。(※4)</p> <p>※4 手洗い・洗面、トイレ、浴室についても同様に実施してください。</p>  <p>汚水枦に水が溜まったままでは、下水道が使用できません。 ※水が汚水枦に流れてこない場合や汚水枦から水が減らない場合、下水道は使用できません。 ※修理に係る費用は個人負担となります。</p>
---	---

水道・下水道の復旧に向けて（当面、全体）の節水お願い、町全域断水等による上下水道料金の減免（申請不要）の広報周知を次に示す。

	 <p>個人管理の浄化槽に対し、被災浄化槽の復旧支援（補助制度）を整備し、広報周知は次のとおり。  <a href="https://www.town.shika.lg.jp/jouhou/R6zishin/joukaso_callcenter_2_2.html">https://www.town.shika.lg.jp/jouhou/R6zishin/joukaso_callcenter_2_2.html</a></p>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道と下水道は一体的であり、断水解消に合わせた下水道の被害調査等の対応が必要（下水流入が無い状況の調査は無意味）</li> <li>・国県等の連絡調整において各省所管それぞれ対応するのは非常に困難かつ非効率（小規模自治体の職員は疲弊）</li> <li>・大規模災害から想定される上下水道および他課職員の配置連携、受援体制、広報周知を平時から備える（今回教訓を活かす）</li> <li>・突発的な業者手配等における契約手続きが非現実的（同上）</li> <li>・各所管それぞれに国県等の連携事務や対応基準が異なり、適切対応に複雑困難を極める</li> <li>・個別の浄化槽を被害確認や意向調整等に苦慮し、対応が長期化</li> </ul>
改 善 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省の「上下水道一体となった復旧支援体制のイメージ」に農水省、環境省をまとめた国3省合同支援体制の強い要望の実現</li> <li>・断水解消エリアに合わせた下水道調査等のタイムライン化</li> <li>・国の上下水道地震対策検討による今後の指針等の見直しを踏まえ、各省所管それぞれに応じた町対応の改善策を反映 BCP 化</li> <li>・一定程度の仮設ポンプや資器材を予備し、他被災支援活用化</li> <li>・下水道調査等のタイムライン化に合わせた広報周知を様式化</li> <li>・緊急度や業者手配の困難度に応じた各想定レベルの発注契約手続きを様式マニュアル化</li> <li>・浄化槽を移管（町から個人譲渡）し、町内浄化槽の個人管理化</li> </ul>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	まち整備課
担 当 業 務	住宅緊急・応急修理業務
業 務 内 容	<p>1月8日 住宅の緊急修理制度受付開始                  2月6日 住宅の応急修理制度受付開始                  4月15日 住宅の緊急修理制度申込期限                  4月30日 住宅の緊急修理制度完了期限</p> <p>※令和7年12月31日 住宅の応急修理制度 完了期限</p>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の緊急修理の周知について、発災から制度の準備などで即周知というわけにはいかず、受付自体は1月8日に行っていたが、本格的に周知を行えたのが1月12日となってしまった。</li> <li>・制度周知の不足により、緊急修理制度の制度自体は広まっていますが、申請の方法や必要書類等が不足していることが多々あり、業者への不足資料の連絡などが更に業者側と行政側の負担を大きくした。</li> <li>・人員不足で、緊急修理及び応急修理の支払いが遅れ、業者側に大きな負担となってしまった。</li> <li>・応急修理の制度の受付時点の審査は応援職員や、普段応急修理業務に長じていない職員が行ったため、受付審査段階や、工事完了報告書提出段階で、対象とならない工事がまぎれている等、様々な問題が発覚した。</li> <li>・さかのぼって申請が可能であったため、写真の不足、資料の不足（電気温水器等設備の修繕の場合取替前のカタログ等が必要）であったりと、様々な申請の問題が発生した。</li> </ul>
改 善 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の周知に関しては、様々な準備があるとはいえ、走りださないと分からないことが多かったため、制度の周知を早めに行い、とりあえず修繕業者に住宅を修繕させることに重きを置くべきだった。</li> <li>・制度の説明会などを開く場所がなかった（大会議室や町民ホールや他施設が住民の避難所になっていたため）とはいえ、県主導の制度の説明会を開くタイミングがかなり遅れてしまった。どんなものが対象となり、どんな申請をしないといけないのかをもっとわかりやすい形でもっと早く周知するべきだった。</li> </ul>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	まち整備課
担 当 業 務	仮設住宅に関すること
業 務 内 容	建設型仮設住宅に関する候補地選定。 入居者の募集、取り纏め。 説明会の開催。入居の契約。 入居後の対応
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設住宅の建設に当たって、作業スピードが求められるため、利害関係が少なく、即対応可能な土地選定を実施しなければならなかった。</li> <li>・ 入居希望者が多いため連絡するのも一苦労だった。</li> <li>・ 木造仮設希望者が多く2次募集後ではキャンセルが相次いだ。</li> <li>・ 仮設住宅未入居世帯において、プレハブは2年の期限、木造仮設なら2年以上住めると自己都合な話題が広がるなど、嘘の情報が広まった。</li> <li>・ 石川モデルの間取り公表が遅く（4月2日公表、〆切は4月12日）、対応できなかった。町民は「一戸建て」の言葉に踊らされ「個人の土地を提供するので建設してもらい、入居後は賃貸ですよね」などの自己都合での要望が数件あった。</li> <li>・ 5月の3次募集では、木造を整備するとの案内で、当初からの未入居者70件を含め118件増加し、188件申込があった。</li> <li>・ 木造で市街地に近い「とき第6団地」の希望者が28戸に対し86件の約3倍の申込があった。入居者選考委員会の結果58件が選考されないため、希望しない「とき第8団地」への入居となり、大多数が苦情の電話となった。</li> <li>・ 公費解体まで、住家を確保していない被災者が多く、申込期限を無視した申込や、なぜ、志賀地区の仮設が空いていないのかなど、自己都合によるカスタマーズハラメントが多くあった。</li> <li>・ 契約書の内容を把握しておらず、トイレや洗面所が詰まったなど自己処理案件が数件あった。</li> </ul>

<p>改 善 策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利害関係の少ない町有地を主として、被災者ファーストを目的として整備を進捗させた。</li> <li>・ 石川モデルの情報が4月開示なため、木造にこだわる方や個人所有地に建ててくれるという自己都合な思いが広まったことにより、信用した被災者が困惑した。 町として石川モデルの整備はしない方針と伝えた。</li> <li>・ 募集に当たっては、全壊世帯が優先ポイントを得るため、1次から申し込みをされている「半壊」世帯が煽りを食った形となり、苦情の電話（1本30分以上）が続いた。ポイントの開示を求められたが、入居者選考委員会で決定したことを再三伝えた。</li> <li>・ 公費解体による住家滅失世帯の申請漏れ（公費解体まで申請をしない方・住居確保対応が遅い方）分も考慮し、全部で応急仮設を393戸を整備した。</li> <li>・ 結果として、みなし仮設を選択する被災者が多い。</li> <li>・ 避難所生活が快適であったため、物資の要求をする世帯があり、長時間にわたる説得を行った。</li> <li>・ NPO 法人の協力により、除雪スコップや会議室用具などを配備してもらった。特にムシロにおいては、要望が多く数多くの物資を納品してもらい、支え合いセンターにおいて配布を実施した。</li> </ul>
--------------	--



令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	まち整備課
担 当 業 務	災害公営住宅業務
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害公営住宅の候補地検討</li> <li>・戸数の把握（災害査定）</li> <li>・意向調査</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省の直轄チームで候補地を検討してきたが、議会への説明が不足しているとして、再検討を行うことになった。スピード感をもって業務していたものが全て崩れ、直轄チーム内から、これにより完成期が4ヶ月は後退するだろうと見解があった。</li> <li>・被災者ファーストでない結果となり、災害公営住宅の入居要件免除（被災日から3年以内は要件を問わない）が適用できなくなった。</li> <li>・災害査定において、全壊の戸数を調査提出となっており書類準備を進めていたところ。担当課発表の全壊世帯戸数の数値が間違っており、84戸以上数値が減となる。また、1軒に2世帯などの世帯分離（重複）をされている方が多数あり。12月時点の最終戸数が439戸となった。</li> <li>・災害公営住宅への入居希望などの意向調査を年2回予定していたが、候補地が決まらず、2回目の意向調査が年度内で実施できなくなった。</li> </ul>
改 善 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の直轄チームが抽出した候補地において、執行部協議のうえ、議会へ提出とする。</li> <li>・候補地の決定権が、議会側にあると思われるため、各区長が要望活動をしなくても採択とはならない。</li> <li>・災害公営住宅は、低所得者で住家滅失者への救済措置であるが、まちづくり整備の一環（シンボル）と違いしている旨が感じられるため、入居要件の提示や公営住宅としての運営を再提示していく。</li> <li>・第2回の意向調査で最終整備戸数を出していく。 候補地、間取り、家賃も含めての意向調査とする。</li> <li>・町民の意向を最大限に活用し、住宅建設においては、纏まった市街地の一団地で効率よく整備していく。</li> <li>・公費解体後の空き地建設において、先進地事例があったが、次に続いている理由を検討し、公営住宅としての管理運営を検討推察により、空き住戸が出ないようにしていく。</li> </ul>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	学校教育課
担 当 業 務	学校再開業務
業 務 内 容	<p>・避難所運営の協力を行うとともに、学校再開に向けて、町と協議しながら、その準備にあたった。学校再開に向け、避難住民を他の施設に移動してもらう際の説明会等の対応も行った。避難住民が移動した後に施設の清掃を行ったが、学校備品が行方不明になったこともあった。</p> <p>①学校再開後の支援物資の対応                  ②生徒、職員の安否確認                  ③校舎及び校舎周辺の安全点検                  ④通学路の安全点検（志賀中学校：グーグルマップを用いた通学路点検の結果表示）                  ⑤学校再開に向けた準備                  ⑥臨時休業中の生活と学習</p>
課 題	<p>①支援物資の対応について：                  善意の支援に注文をつけるのは躊躇するところだが、学校再開後何度もたくさんの支援物資が届き、児童生徒への分配作業に多くの時間と労力を使った。また「届くのが19:00ごろになる」と運送する人から連絡があったため、遅い時間に対応せざるを得ないこともあった。                  児童生徒数を考慮されていない大量の支援物資は、分け方や持ち帰らせ方を工夫しなければならなかった。そのため、通常業務が滞った職員もいた。</p> <p>②児童生徒、職員の安否確認について：                  児童生徒の被災状況の把握が難しく、安否確認に時間を要した                  （志賀中学校：生徒の安否確認をFormsで行い、ほとんどの家庭については概ねスムーズに確認できた。しかし、電波状況の悪い地域や停電の影響で端末が使用できない地域など、いわゆる孤立集落に帰省していた生徒と保護者（輪島市町野地区）との連絡には日数を要した。また一部に返信しない保護者もいた。）</p> <p>③校舎の安全点検について：                  校舎の被害状況は目視以外では測れず、何処がどう危険なのか殆どわからない状況であった。住民も学校は堅牢な建物であるとの思いから余り不安視はしていなかったように思う。                  ようやく1/10に設計業者による目視での損傷及び要修繕箇所確認作業の結果、富来小は「施設の利用を控える方がよい」、富来中は「部分的補修により施設の利用は可能」との判断が下されたが、それまでの10日間、富来小旧館の避難者は危険な状態であったという大きな問題がある。</p> <p>④通学路の安全点検について：                  教員だけで通学路の安全確認をするには限界があり、特に学校から離れた地区の通学路については難しかった。保護者や地域住</p>

民からの情報提供も必要だった。(志賀中学校：学校で安全マップを作成したが、教諭個人の Google アカウントを使って作成した。校務用のパソコンから Google にアクセスすることができず、学校のアカウントもなかった。)

⑤学校再開に向けた準備について：

先生方も被災しているのに、すぐには学校の復旧作業を教職員みんなでというわけにはいかなかった。学校や職員間で連絡調整がうまく取れなかった。

(志賀小学校、富来小学校、富来中学校：全教室が避難住民の居住スペースとなったため、授業再開に必要な教室が使用され、学校再開準備が難しかった。別の避難所へ移動するよう町から避難住民への説明がなされた。そのスケジュールに従って学校再開の準備に入ったため準備スケジュールがややタイトなものとなった。)

⑥臨時休業中の生活の仕方の重点を周知させる。

→学校からの基本的なガイドライン的なものを示す必要がある

(富来小学校)地震の影響は、学校の引っ越しから始まり、水道、トイレ、特別教室の少なさ、不便さなど日頃の活動に少なからぬ悪影響やストレスを全職員に与えており、今後の影響を心配しています。来年度にかけて、町としての新たな取組(教育活動)も予定されています。しかし、職員の数が変わらないことから、それらは、また、一人一人の職員への上乗せとなります。本年度は、私たちの業務に対して、被災地の学校だから軽減されたという仕事がほとんどなかったように思います。例年通りの決められた取組、研修、報告内容をいつも通りに求められたように思います。特に国、県の方々には、教育現場への配慮とそれらに関わる想像力を高めていただきたいと思います。

<p>改 善 策</p>	<p>①支援物資の対応で通常業務に支障をきたす場合は、ボランティア等を派遣してもらうことはできないか。</p> <p>②児童生徒の安否確認を発災後すぐに行えるようにマニュアルをつくる。マチコミメール等の機能を使って安否確認を行うことができるシステムを構築し、訓練も行っておく。ネットやスマホなどが使えない状況も想定し、複数の対策を考えておく必要がある。</p> <p>③発災以降、設計や建築関係の業者が不足することにより、結果として多くの住民を危険にさらすこととなった。他市町でも同様であると思われるが、初動対応として、国等から技術者を被災地に派遣し、避難所となっている建築物について、いち早く点検確認の作業が必要である。あのような状況下では小さな市町レベルではとても対応できない。</p> <p>④発災後、速やかに地域住民と連携できるシステムを作っておく。</p> <p>⑤保護者や地域住民からの情報を収集できるような方法を構築しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スターリンクなど行政サービスの向上</li> <li>・ネットが使用不能になった場合の対策を考えておく。</li> <li>・職員間での連絡調整の仕方をもう一度確認しておく。</li> <li>・「災害時の臨時休業中の生活と学習について」的なマニュアルを作成しておくといよい。</li> <li>・Googleの校務用アカウントの準備</li> <li>・校務用パソコンからのアクセス解除</li> </ul>
--------------	--

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	学校教育課
担 当 業 務	学校給食再開業務、避難所運営
業 務 内 容	<p>1月4日 炊飯システム稼働確認 845個おにぎり作成</p> <p>1月11日 自衛隊の炊き出し協力 メニュー作成、食材、使い捨て食器等の発注 野菜の下処理等</p> <p>1月22日 志賀小中学校再開 学校給食提供・志賀高校昼食提供再開</p> <p>1月25日 全小中学校再開</p> <p>並行して職員（3名）は、避難所の運営をした。</p>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食がないと調理員は仕事がなく、年休で対応しなければならなかった。年休が無くなり、欠勤になった調理員もいた。（今回の場合は、炊き出しを行ったため勤務となったが、子供がいる場合、学校や保育園も休みのため、年休を使うしかなかった。）</li> <li>・炊き出しの発注、準備と並行して、学校再開とともに給食提供をするための食材の調整、変更、学校との人数調整が大変だった。（炊き出しに使用する使い捨ての皿がどこの業者も不足しており、用意するのが大変だった）</li> <li>・町内の豆腐屋は断水して豆腐を作れなかったため、違う小売店からの豆腐を仕入れてもらった。</li> <li>・トイレが使用できなくなった。（下水設備の破損のため） （修繕工事は、夏に行った。それまでは、仮設トイレを使用した）衛生面で心配だった。</li> <li>・調理場内の、手洗い設備が数か所故障し、使えなかった。</li> <li>・物資班にトラック2台、総務課に1台公用車を貸し出した。給食再開を目前に、トラックが2台とも故障して返却された。物資を運んでいたため、中は泥などで汚れていた状態だった。公用車も故障ののち返却された。給食再開直前で修理をしてもらい、なんとか間に合った。</li> <li>・富来中の搬入口が故障したため、給食の搬入は生徒玄関から行った。小中管理職・運転手・事務職員・校務員・級外教員・支援員などで対応したが、給食コンテナの積み下ろしには大人5人の支えが必要で危険が伴う作業だった。（R6.1～11月）</li> <li>・トラックのパワーゲートの故障により、給食の食缶を全教員で1つ1つ積み下ろしした。（R6.7月後半）</li> <li>・R6.1～11月は富来中学校のランチルームの使用ができなかったため、各教室まで教職員が食缶を運搬した。</li> </ul>

<p>改 善 策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の地震では、機械の故障など調理場内に大きな被害は無かったが、洗浄機や回転釜、スチームコンベクションオーブンなど給食を作るのに欠かせない機械が壊れた場合、早期に修理が必要となる。故障していなくても全ての機器を点検してもらうことが必要だったと感じた。</li> <li>・今後、同様なことが起こっても、車両の貸し出しは出来ないと思った。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供たちからは「断水生活でレトルトばかりだった」「3食べられていなかった」「野菜が美味しい」との声があった。</li> <li>・調理員も被災している中、給食を作ってくれてありがとうとのメッセージもいただいた。</li> <li>・栄養バランスが整っていて、温かい給食は、子供達にとって欠かせないものだと実感した。 また、いろいろな方から支援物資をいただき、その都度、どこから届いた支援物資なのかお知らせした。</li> <li>・子供達には、いろいろな方に対する感謝の気持ちを忘れないで欲しいと思う。</li> </ul>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	学校教育課
担 当 業 務	就学援助事務（災害救助法、被災児童生徒等就学支援事業）
業 務 内 容	就学援助事務（災害救助法に基づく教科書・学用品の給与、被災児童生徒等就学支援事業に基づく就学援助事務）
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学援助事務について</li> </ul> <p>教科書についてはこまめに県から連絡があり、学校とも連携して必要数を把握できたため、大きな問題はなかった。</p> <p>学用品の給与については様式もなく、通知の内容もかなりアバウトでどこまで給与できるのかわからなかった。通知からすると給与できるものでも、確認したら給与できないと言われ、何のための制度かと思った。監査の際もいろいろと言われ、はっきり言って給与したくないのかと思った。</p>
改 善 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や県と連絡を密にし、学校とも共有するとともに、保護者宛通知の案や提出様式、マニュアルを作成し、災害の際に速やかに通知・運用できるようにしておく。</li> <li>・ 災害救助法であるならば、もっと柔軟に対応していただきたい。</li> </ul>



令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	学校教育課
担 当 業 務	児童生徒の就学について
業 務 内 容	就学事務（1月中旬以降、保護者・学校からの連絡を受けて一時就学・転出入の確認を行った）
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学事務について</li> </ul> <p>県から就学に関する書類等について急がない旨の通知があった（1/14）ため、特に問題はなかった。避難先で一時就学した児童生徒について、今後の生活が見通せず、いつ志賀町に戻ってくるのか不明ということが多かった。就学先について保護者と学校のやりとりの結果を待つことがほとんどだった。</p>
改 善 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町教育委員会と学校が、児童生徒の情報を共有するシステムを構築する。</li> </ul> <p>内容として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒氏名</li> <li>・ 保護者氏名、連絡先</li> <li>・ 避難先住所</li> <li>・ 避難先学校名</li> <li>・ 避難を要する期間</li> <li>・ 自宅の被災状況</li> <li>・ 今後の予定（転出するのか、いずれ戻るのか等）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町教育委員会として、災害による転出入を一覧にまとめ管理する。（各種照会や、メディア対応等で必要になる）</li> </ul>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	学校教育課
担 当 業 務	避難所運営（志賀小学校、富来小学校、富来中学校）
業 務 内 容	<p>発災直後、学校校舎が地域住民の避難所となったため、避難所運営の補助的な役割を学校教職員が担った。</p> <p>①学校施設の開錠、機密情報、個人情報の管理            ②トイレ対応（掃除、使用不可のためつまり防止のビニール掛け、非常用トイレの配布、使い方の説明、汚物の回収、トイレトーパーの補充、仮設トイレ洗浄液の補充）            ③支援物資の受入、管理、配付、食事の準備            ④環境の整備（段ボールベット、テレビ、Wi-fi）            ⑤避難者の人数確認、健康確認、避難者名簿の作成            ⑥夜間の不明者捜索            ⑦学校施設管理、被害状況の確認（防火扉、水道、暖房、受水槽のエラー対応。清掃、ゴミの始末。）            ⑧学校備品の管理（タブレット端末など高価なものについて）            ⑨避難者の要望対応（暖房が暑い、電気を消して欲しい、これが欲しい など）            ⑩案内について掲示板の設置、放送による呼びかけ            ⑪電話対応（支援物資、炊き出し、メディア取材、安否確認）            ⑫応援職員（愛知県）との業務打合せ</p>
課 題	<p>○発災時の鍵の管理について：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（富来小学校）近隣住民が避難してきた際に鍵を開けられる人がいなかったため窓を割って中に入った。 一時的ではあるが、職員室や校長室などに避難した人が入ってしまった。</li> <li>・（志賀中学校）学校教諭の危機管理マニュアルには震度5強以上で発災後すぐに学校にかけつけることになっているが、できなかった。（1/1に発生した地震の被災状況では、道路事情も悪く、不可能だと思われる。）</li> <li>・（志賀小学校）当日、避難所にするために鍵を開けることになった教員の心理的負担が大きかった。また職員がすぐに到着できなかった場合、すぐには学校に入れないケースが考えられる。</li> </ul> <p>○機密情報・個人情報の管理について：</p> <p>情報漏洩・紛失は確認されていないが、職員室や校長室などにたとえ入ることが可能な状況が生じて、学校職員か町の担当者が来るまでは、常識的に入らないという意識があって欲しい。</p> <p>○トイレについて：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレが設置されるまで、学校内のトイレの使い方が周知されず、流れないトイレ内にそのまま用便してしまい、汚物処理や原状復帰にとっても苦勞した。トイレの使い方の指示を早急にすべきだった。</li> </ul>

○物資について：

- ・団体や個人からの支援物資の受入対応について朝も晩もない対応を行った。数量把握、収納場所の確保が大変だった。
- ・(志賀小学校) 個人の支援物資は受け入れない方針でスタートしたため現場として断ったら、町役場の方で OK をだしたり、現場に直接いうように返事をしたりされたため、電話の相手からおしかりを受けることが複数回あり辛かった。(学校管理職)
- ・(富来小学校) 富来小以北の国道の道路状況が悪く、奥能登方面に物資を届けることができない団体等が、やむを得ず富来小に受け取って欲しいと物資を降ろす場面が多々あり、対応に苦慮した。
- ・物資班との連絡調整がうまくいかず、欲しいものは来ないが、十分にあるものは来る、ということがあった。
- ・(志賀小学校) 物資が安定して届くまで、グラウンドに車中泊の人には食事が提供されず対応に戸惑った。その中で、支援物資を多く持っていく人、スーパーやドラックストア等が開店しても、物資を要望する人がいて嫌な面を見ることがあった。食事時に避難所に食料をもらいに来る人が多くいて、避難者に十分にいき渡ったかはわからなかった。

○避難所運営について：

- ・学校は避難場所としての指定はされていたものの「避難所」指定は受けていなかった。発災直後、地域住民は津波警報が発令されたため学校校舎に避難した。その後、学校が実質上「避難所」となった。急遽避難所扱いとなったが災害用備蓄品等はない状態であった。発災当日は、自前の食べ物・飲み物を持っている避難者がほとんどいなかった
- ・ペットと一緒に避難してきた方々への対応に苦慮した。車中泊する方々もいたが、避難所にペットを持ち込む避難者もいた。ペット置き場(1階階段下)を設置したが、そこにペットを移動させることはなかった。職員が見回る際はペットを隠しており、アレルギーをもつ避難者から苦情もあった。
- ・子供のいる世帯への対応が十分ではなかった。神経質な避難者が、子どもの声がうるさいと同じ教室にいた世帯に怒り、怒られた世帯は避難所を出ていった。また赤ちゃんのおむつを替える場所について問い合わせがあった。志賀小学校にはそのような場所がなく、教頭先生に確認して放送室を案内した。
- ・避難者が自由に教室へ移動したため、空き教室がなかった。体調不良者(発熱)がでたときに、隔離したくてもできない状態だった。また更衣室がないことも問題だった。(子供・要介護者の着替え) 生理用品や下着の支援物資もあり、男女別の更衣室があれば設置・配布がしやすかった。
- ・教室を少数人で使用している人(我が物顔でいる)がいて、他の人が使用しにくい雰囲気だった。人数確認がしやすいように割り振られていればよかった。

- ・今回は空調の効く教室を避難住民が利用していたが、もし体育館での避難となっていたとしたら、寒さで避難住民の健康状態が悪化していたであろうことが予想される。

○不明者捜索について：

- ・夜間、老人の徘徊についての対応が多かった。トイレにでたら家族とどの教室にいたかわからないという高齢者が多かった。認知症が悪化する高齢者もいた。職員のつてを頼って家族と連絡を取ったり、1つ1つ教室に声掛けをしたりして探した。

○学校備品について：

- ・学校の設備や備品を使用するため、学校教職員が常に必要となった。また避難者が学校備品を自由に移動させて使用したり汚したりして使用不能となったり、紛失した備品もあった。  
(体育用マット、机、椅子等)

○対応全般について：

- ・町職員、応援職員が変わると、その都度説明して、一緒に作業する人員(学校教職員)が必要になった。
- ・別の避難所でも業務を行ったが、避難所ごとに違う対応をしていて困惑した。(校務員)
- ・町職員、議員、地区の方等いろいろな立場の方がいて、指示系統や指示内容が統一されていなかった。
- ・避難者名簿、避難者把握のマニュアルがなかった。  
(志賀小学校) 避難者名簿を作成する間もなく、避難者が学校内にいたので(千人ほど)正確な人数の把握ができなかった。日中のみ・夜間のみ避難者など人数把握が難しかった。
- ・町からの情報について、職員はメールや Line で把握していたが、避難所にいる高齢者等はスマートフォンを所持しておらず、所持していてもメール登録ができておらず情報へアクセスできなかった。町からの情報・物資の情報をホワイトボードに職員が書いていた。
- ・いくら放送やホワイトボードでの案内をしても、ルールを守らない人がいた。
- ・清掃については避難者の中のボランティアで行ってくれた人もいたが、ほぼ教職員で行った。
- ・大量のごみ、汚物の回収がなく不衛生な状態が続いた。避難者は土足で過ごしていたので衛生面が不安だった。  
(コロナやインフルエンザの蔓延がなくてよかった)
- ・(志賀小学校) 自宅で休日として過ごしたのは、教頭は1月8日、校長は14日だった。

<p>改 善 策</p>	<p>○鍵を誰かに預けたり、隠し場所を教えておくのは防犯上問題がある。緊急なので比較的安価な窓を割って入ってもらえないと思われるため、周辺地区の区長に、緊急時のみ、どの窓を壊して入るかを住民と確認してもらえばどうか。</p> <p>また、非常時には遠隔で学校の解錠、警備の解除などができるシステムを構築すればよい。</p> <p>○仮設トイレが設置されるまでのトイレの使い方を決めておき、避難者全体にトイレの使い方を周知する場や時間を設ける。特に、携帯トイレは初めて使用する人が多く、設置の仕方や使い方が分からず、汚してしまう人や臭いが漏れる捨て方をしてしまう人がいるため、動画などで分かりやすく説明できるとよい。</p> <p>○あらかじめ1つの部屋を使用する人数を決めておき、複数家族が使用しやすいようにすればよいのではないか。</p> <p>○庁舎外で勤務している職員の災害時マニュアルを作成して欲しい。</p> <p>○役場側の動きと学校側の動きが事前にわかっているならば、もっと動けたと思うので、避難所の運営方法について、町で統一したものを作成するべきではないか。(教員)</p> <p>○高浜の区長会の災害時マニュアルの作成。(志賀小学校) (福野地区、その他の地区は、各地区の公民館で区長さんを中心に運営されていたようですが・・・)</p> <p>○避難所としての学校施設の開放は、日頃から地域に開放しているスペースのみとするべきではないか。</p> <p>○役場課長クラスの方が、各避難所(特に志賀小のように地区で運営できない場所)の指揮を執る体制にする。</p> <p>○後先を決めてよいのかかわからないが、食事をとりに来る順番を決める。(例えば、子どもがいる家庭→お年寄り→一般など・・・)ばらばらに来た時、自分が自分だと割り込む大人がいた。</p> <p>○個人情報の管理に関して、区長から住民に集会等でお願ひしてもらえばどうか。</p> <p>○現場が混乱するため、支援物資は役場で一括して受け入れるようにするべき。</p> <p>○発災後、学校を避難所として使用する事になった際に、その旨の連絡を学校管理職(校長または教頭)に「だれが」、「どのように」に伝えるかを明確にしておく。</p> <p>○各地域の避難所の周知。(一応、設定されているが、どれだけの住民が自身の避難施設を把握しているだろうか。) →事前の周知とともに、災害が起こった時に町の放送を用いて周知する。 →避難所施設の看板設置。(どんな災害の時に避難できるかどうか、Wi-Fi 状況等が書かれた大きな看板。羽咋市には各施設に設置されている。)</p> <p>○志賀原発に事故があった場合の動きが全くわからなかった。</p> <p>○平日・授業中の被災も考え、児童生徒・教職員用の防災用品(水・食料・携帯トイレ)は学校に配備しておけばよいと感じた。学</p>
--------------	---

	<p>校休業中に災害発生したときに、それを避難者へまわせばよい。</p> <p>○食べ物・飲み物など基本は持ち込みであるのか、もらえるのか常に周知すべき。避難所にある食料・飲料は、避難所で生活している人のためのものであることを周知する。（文化ホールで断った際に苦情を言われた。避難所外の人にも渡してよいのであれば、統一して案内すべきであった。）</p> <p>○平常時から避難所用の準備をしておく。（ただし、学校が避難所になると学校再開が難しくなる。）避難者名簿の紙を準備しておく。土足禁止看板。教室の割り振りを掲示する。更衣室・子供がいる世帯用（おむつ替え場所・授乳室）・救護室・ペット同伴など。ペット置き場を設置しても無駄であると感じた。更衣室も男女別だけでなく、家族用（異性家族も一緒に利用し、介助を行える）もあればよい。</p>
--	--

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	生涯学習課
担 当 業 務	避難所運営（文化ホール）
業 務 内 容	<p>避難所設置及び運営業務（期間 R6.1/1～4/29）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者の部屋割り・配置</li> <li>2 避難者からの苦情相談・避難者間の関係性への配慮</li> <li>3 支援自治体職員・NPO・福祉団体との意思疎通及び連携</li> <li>4 簡易ベッド・テント等の設置及び撤収片付け</li> <li>5 物資の手配・陳列・食事の配置</li> <li>6 炊き出しボランティア・イベント開催等の受入れ調整</li> <li>7 施設の修繕（避難スペース部分）</li> </ol>
課 題	<p>今回の地震は、停電・断水・物資不足という最悪の事象に見舞われ、まさに手探り状態の中で避難所を運営しました。</p> <p>様々な個別事案に対し、どのように判断し、対応していくかは施設規模・損傷状況・避難者数で避難所毎に相違があったものと思います。</p> <p>基本的な衣食住の充足、避難者の年齢・健康状態、衛生環境（トイレ）等を考え合わせると運営するには、迅速な物資の供給と運営人員の体制づくり、役割分担の明確化が課題であると思います。</p>
改 善 策	<p>被災状況の大小にかかわらず、常備の物資（水・常備食・寝具等）を全町的に拠点配置しておくことは重要であり、また、住民にも避難施設の周知と最低限の必要物品の準備を依頼しておくことが必要で、避難所運営の詳細な具体対応マニュアルを整備し、統一的な最低限の供給体制を構築しておく必要があると思います。</p> <p>また、避難住民とも協力体制をとり、運営に参画してもらうことで改善できると思います。</p>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	会計課
担 当 業 務	義援金業務
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金の受付（受入）及び配分（振込）</li> <li>・義援金配分委員会の設置及び招集</li> <li>・人的被害（重傷者）申請の審査</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金の相談や苦情が短期間に集中するので、少人数の会計課で対応するのは負担が大きい。義援金以外の問い合わせも多い。</li> <li>・義援金受入で、ゆうちょ口座は翌日に相手方の住所氏名および振込額の報告があるが、北國銀行口座では入金は即時確認できるが、カナ表記のみで、相手方の情報が容易に確認できなかった。</li> <li>・義援金振込先の写しでカナ名義以外（アルファベット、漢字表記）が多く、振込口座データ入力に手間取った。</li> <li>・義援金申請後に住家二次調査を申し出て罹災証明番号が削除されている事があり、追加配分の際、確認に苦慮した。差額支給も多く、事務作業が増えていった。</li> </ul>
改 善 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金申請受付時に、家屋調査結果（被害区分）に納得されているのか、二次調査の意思確認をしてもらえれば、事務軽減につながる。</li> </ul>



令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	議会事務局
担当業務	総括
業務内容	志賀町議会災害対策支援室の運営
課 題	<p>議会では町の災害対策本部の設置と同時に議会災害対策支援室を立ち上げ、町の災害対応が円滑に遂行できるよう側方支援することとしている。</p> <p>災害時において議会が果たすべき役割や行動は町の災害対応と極めて高い関連性を有する。</p> <p>しかし現状の体制では住民の代表として住民から直接意見を聞いている議会（議長）が住民の意見を直に町の災害対策本部に届けることができていない。</p>
改 善 策	<p>○災害対策本部体制の見直し</p> <p>議会（議長）の本部会議への加入により町民の生の意見や町内の状況を町執行部に直に提言できる体制の構築。</p> <p>※議員は住民の代表として住民の意見を町へ届け、町の対策等の情報を住民に伝える責務がある。</p> <p>○業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>大規模災害発生時に二元代表制として議事・議決機関、住民代表機関として迅速かつ正確な意思決定と多様な町民ニーズに対応する議会機能の維持を図るため議会業務継続計画（BCP）を作成策定する。</p>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	町立富来病院
担 当 業 務	仮設病棟（コンテナ）入院業務
業 務 内 容	<p>震災により、病院の入院機能が停止したことから、入院患者を受け入れるため、病院駐車場にコンテナの仮設病棟を設置。</p> <p>設置日：R6.1.21（日）          開設日：R6.1.30（火）8床の病棟として開設          病棟開設期間：R6.1.30（火）～R6.5.13（月）          撤去日：R6.5.23（木）</p>
課 題	<p>町立富来病院では、2階病棟が被災し入院機能が停止したため、DMATの支援を受けながら、1月2日（火）～5日（金）にかけて、入院患者を県内の他の病院に転院搬送した。</p> <p>しかしながら、被災病院からの入院患者の受入れで、県内の病院も逼迫している事態となったことから、少しでも地域で入院を必要とする患者を自病院で受入れようと急遽、院内に9床の仮設病床を設置した。加えて、DMATの先生が厚生労働省と掛け合い、コンテナを当院に設置いただけることとなり、後日、病院駐車場に設置し、8床の仮設病棟として開設した。</p> <p>ところが2月下旬、内閣府からコンテナの本来の用途は、避難所に避難している方のため、避難所に設けるものであって、病院に設置し、医療機関として使用することは目的外使用であり、災害救助法に適さないとのことで、設置費用が発生する可能性を伝えられた。</p> <p>当院としては、DMATの先生、厚生労働省の厚意で設置いただいたものと思っていただけに、設置費用が発生した場合、被災から経営も今後厳しい状況が予想される中、苦渋の思いをした。</p>
改 善 策	<p>最終的には、DMATの先生、厚生労働省、内閣官房国土強靱化推進室のご尽力により、費用は国、県の方で対応いただき、町からの支出は発生しなかった。</p> <p>今後、災害時において、容易に想定されるような事案であると思われるため、国として対応策をしっかりと検討いただき、被災地に困惑を抱かせないよう依頼する。</p>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	町立富来病院
担 当 業 務	感染性対策避難所（渤海）業務
業 務 内 容	<p>感染性の新型コロナやインフルエンザを発症した罹患者を一般の避難者から隔離し避難させるため、「感染性対策避難所」をシーサイドヴィラ渤海に設置。</p> <p>施設内をゾーニングした後、罹患者を部屋ごとに隔離し、食事の配膳や必要物資の調達、検温などの経過観察を行う。</p> <p>開設期間：R6. 1. 10（水）～22（月）</p>
課 題	<p>町立富来病院では、病棟が被災し患者の受入れが不能となった。急遽、仮設病床を9床設置するも一般患者用の受入病床としたため、感染者用の病床設置は困難であった。</p> <p>処々の指定避難所では、感染者用の隔離用テントなどを設置し対応を図ったが、感染者の数が急速に増加していったため、受け入れ過多となり、町で「感染性対策避難所」の設置を決定した。</p> <p>本来、感染対策は町健康福祉課が主導で行われるものであると思われるが、何故か病院スタッフで避難所の設置運営を全て頼むということになった。</p> <p>病棟が使用不能となったことから、看護師等に余力があると判断し、依頼されたものと思われるが、病院全体も被災を受け、院内の片付けに追われ、更には仮設病床を設置し入院患者の対応、一般外来及び救急外来も診療を行っていた中で、避難所運営に関しては、連日のスタッフ配置等、負担も大きく非常に厳しい状況であった。</p> <p>設置期間を通して、町健康福祉課の介入がほぼなかったと思われ、支援いただいたJMATの先生方も本来は行政側が主体となって行うべきと苦言を呈していた。</p>
改 善 策	<p>本来、病院は来院者の傷病、疾病を院内で診療する施設であって、今回の対応は、入院機能が停止したことからスタッフに余力があったからにすぎず、機能が正常ならば動員できなかった。</p> <p>行政サイドで避難所対応人員の確保等体制づくりを求める。</p>

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	社会福祉協議会
担 当 業 務	災害ボランティアセンターの運営
業 務 内 容	<p>ボランティアの調整事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズの受付・相談</li> <li>・ボランティアの活動調整</li> <li>・必要な資機材の調達</li> </ul>
課 題	<p><b>1. 災害ボランティアセンター（災害VC）開設まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害VCの設置場所の調整に手間取った。文化ホールの被災状況や使用状況を事前に確認しておくべきだった。</li> <li>・災害VCの運営スタッフの確保に苦慮した。企業やボランティア連絡協議会、職員の友人・知人に運営スタッフを依頼したが時間がかかった。</li> <li>・ホームページ、LINE、Facebookで情報発信したが、これらの方法では情報を得られない住民がいると思われる。そんな方たちへの情報提供の方法が難しかった。</li> </ul> <p><b>2. 災害VC開設当初</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズの受付から完了までの情報管理と職員間での共有が難しかった。日付指定、技術を伴う活動等の理由で直ちに活動に入れないニーズを共有できていないことがあった。</li> <li>・活動前に現地調査をして、活動に要する資機材やボランティアの人数を確認するが、特別な道具や重機が必要かどうか判断に迷うことがあった。</li> <li>・NPOとの連携について「SNS等での発信が目的」「指示に従ってくれない」「突然いなくなる」等のNPOもいると聞いていたため、支援を申し出るNPOをどこまで信頼してよいか判断できなかった。</li> <li>・NPOの中には多少の危険を伴う活動もできるが「行政が対応すべき」「それはボランティア業務ではない」など、対応してもらえないことがあった。どこまでボランティアで対応すべきなのか理解していなかった。</li> <li>・活動開始当初は災害ごみを運搬する軽トラック等の車両が不足して、ニーズばかり増えていった。</li> <li>・軽トラック、ダンプ、乗用車等多様な車両の支援があったが、ブロックや瓦の運搬はダンプ、移動だけなら乗用車など活動内容に合わせた使い分けが難しかった。</li> </ul> <p><b>3. 開設当初からの長期的な課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半壊以上の家屋には、原則としてボランティアは派遣できない。半壊以上でも建築士等が安全だと判断すれば活動できるが、現地確認をする建築士等が不足していた。</li> <li>・ボランティア活動に使用する資機材の紛失が多かった。誤って災害ごみと一緒に廃棄してしまうケースがあった。</li> <li>・ボランティアバスの運行は、事前に参加人数を把握できるメリットがあるが、当日のドタキャンが多いと活動先の調整に手間取った。</li> <li>・1月下旬から6月下旬まで全国の社協から約300人（延べ</li> </ul>

	<p>1, 200人) 近い職員が派遣され、災害VCの運営に協力していただいた。派遣がなければ災害VCの運営はできなかったが、受援力が不足していると感じた。5日ごとに10人前後が交代するため、その対応に苦慮した。</p> <p><b>4. 苦情対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動を希望する方は、事前に石川県民ボランティアセンターに登録したうえで、活動当日に志賀町でも登録が必要となることに不満を訴えるボランティアがいた。</li> <li>・「災害ボランティア車両 高速道路通行証明書」について、災害VCと連携していないボランティアには証明しなかったことから不満を訴える方がいた。災害VCでは避難所等における炊き出しボランティアの調整をしなかったため、炊き出しボランティアからの苦情が多かった。</li> <li>・災害ごみ仮置場への持込みについて、石や燈籠など、当初は持込みできないものが持込めるようになったり、土嚢袋や段ボール、発砲スチロールなどが日によっては持込みできたりと統一性がなかった。ボランティアから「昨日は持込みできたものが今日はできなかった」などと言われることがあった。依頼者に対しても持込みの可否について返答に困ることがあった。</li> </ul>
改 善 策	<p><b>1. 災害ボランティアセンター（災害VC）開設まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予測できない被害に対応するため、事前に災害VC設置場所の候補地を複数箇所決めておく。</li> <li>・地元のボランティアに対して、事前に災害VCの業務について研修を実施する。</li> <li>・チラシ配布などのアナログな情報発信も必要。</li> </ul> <p><b>2. 災害VC開設当初</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主担当業務のみに固執せず、他の業務に関わることで災害VC全体の業務内容を把握する。重要なルールはミーティングで共有する。</li> <li>・ボランティア経験者や連携しているNPO等の体験談をもとに、現地のどのようなところを確認すべきなのかを把握しておく。</li> <li>・災害時に備えて、NPOと協定を結ぶなどして、NPOの得意分野を把握するとともに事前に活動内容について協議しておく。NPO同士であればお互いの得意分野を把握しやすいと思うので、NPOの活動調整はNPOで行う仕組みを構築する。</li> <li>・協力依頼をしたNPOから、技術的な活動に必要な資材の要望を受けたので物資班に依頼したところ、早々に提供していただいた。必要な資材の種類や見込み数、調達方法などが分からなかったためとても助かった。協定を結んだNPOと、事前に活動に要する資機材について協議しておくとうい。</li> <li>・活動内容やボランティア活動者数の中長期的な見通しを立て、車両の種類や台数を確保する。軽トラック持込みボランティアの早期募集など、単発的・短期的に応援に来る車両も効果的に活用できるように配慮する。</li> </ul> <p><b>3. 開設当初からの長期的な課題</b></p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から地元の建築士会などと連携して、災害時の協定を締結しておく。</li> <li>・家屋の安全性を確認するボランティアを募集する。市町単位ではなく県が主体となって広域的な取組とすることで、効率のよい活動が期待できる。</li> <li>・資機材の貸出時にチェック表を記録して、返却の際に確認を徹底する。資機材には災害VCのものとなるように名称の記載や印をつけておく。</li> <li>・ボランティアの予約サイト等で、キャンセルする場合は必ず連絡するように呼び掛ける。</li> <li>・ボランティア活動の開始前後に派遣された職員は、大阪北部地震や東日本大震災などで災害VCの運営経験者が多く、センターのレイアウト、ニーズやボランティアへの対応など多岐にわたり助言をいただき、とても心強かった。平常時から、災害VCに関する研修を通して運営マニュアルを作成する。</li> <li>・地元職員にしかできない業務、誰でもできる業務を考慮して人員配置する。役割分担を明確にして、派遣職員同士で引き継ぎできる体制を構築する。</li> </ul> <p><b>4. 苦情対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア事前登録や現地登録の必要性など、よくある質問を想定して誰でも説明できるようにマニュアル化しておく。</li> <li>・高速道路通行証明書の証明は、連携している自治体または災害VCが証明できること、地元の団体と連携していない場合でも石川県が証明できることを周知しておく。</li> <li>・担当課、災害ごみ仮置場、災害VCが連携して、お互いの活動を把握したり、運用に変更がある場合は直ちに情報を共有したり、各自共通の認識をもつ。</li> </ul>
--	---

令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	社会福祉協議会
担 当 業 務	地域支え合いセンター業務
業 務 内 容	<p>行政からの委託を受け、応急仮設住宅入居者及び在宅被災者を対象に戸別訪問を行い、必要な支援情報の提供や見守り活動を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の健康の保持増進及び、安心した日常生活が過ごすための支援する</li> <li>・健康教育や生活相談等、住まいに関わる情報提供を行い自助活動を支援する</li> <li>・コミュニティづくりにより、認知機能の維持と孤立化防止に加え互助活動を効果的に実施できるよう支援する</li> </ul>
課 題	<p><b>1. 人材の確保と育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援相談員を思うように雇用できなくて人材の確保が難しかった。</li> <li>・従来業務に加え、災害ボランティアセンターや支え合いセンターといった事業を実施するには事務所が狭いため、石川県による配置基準ほどの人材雇用ができない。</li> <li>・社協職員も未経験者なので、具体的な業務内容が分からなかった。職員向けの研修についても、いつ、どのような内容が適切なのか苦慮した。</li> </ul> <p><b>2. 必要備品の確認</b></p> <p>他市町の例を参考に備品等を配備したが、訪問の際に使用する車両を考慮していなかった。訪問介護事業の利用者が減少したため空いている車両を使用できたが、事前に車両配備について検討しておくべきだった。</p> <p><b>3. 被災者の情報共有</b></p> <p>対象世帯は仮設住宅を含む全世帯であり、支援制度や申請期限に関する十分な情報共有がなされず、訪問時にはすでに申請期限を過ぎているということも考えられる。このため、支援が必要な方への適切な情報提供が難しく、被災者の不安解消や生活再建支援に支障をきたす可能性がある。</p>

<p>改 善 策</p>	<p><b>1. 人材の確保と育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の募集を早期から始める。平常時の社協事業を展開していくなかで、有事の際に協力していただける人材を確保しておく。</li> <li>・ 災害時には、従来業務のほか災害ボランティアセンターの活動と合わせて事務所の場所について決めておく。</li> <li>・ 従来業務から積極的にアウトリーチを行い、住民との関係性を築いておくことで災害時の訪問活動がスムーズにできるようにしておく。具体的な業務内容について、定期的な職員研修を行う。</li> </ul> <p><b>2. 必要備品の確認</b></p> <p>職員研修を通して、どのような業務内容なのかを把握し、必要となる備品についても検討しておく。</p> <p><b>3. 被災者の情報共有</b></p> <p>震災後の支援を迅速かつ的確に行うためには、発災初期段階での全戸訪問を通じた被災者の状況把握が重要である。他市町では、「被災高齢者等把握事業」などの取り組みにより、発災後2～3か月以内に職能団体等の協力を得て全戸訪問を実施し、支援が必要な在宅被災者の絞り込みを行っていた。これにより、地域支え合いセンター開所時点で支援対象が明確になり、より効率的な支援活動につなげることができていた。</p> <p>本町においても、今後の災害対応において同様の取り組みを実施することで、支援が必要な方を早期に特定し、行政や関係機関との連携のもと、必要な支援を必要な人に迅速に届ける体制を構築することが望ましい。そのため、発災後早期に全戸訪問を実施できる仕組みの整備を行政において積極的に検討していただきたい。</p>
--------------	---



令和6年能登半島地震における担当業務の課題と改善の方向性（個表）

課 名	社会福祉協議会
担 当 業 務	生活福祉資金貸付業務
業 務 内 容	<p>被災し当座の生活費を必要とする世帯へ、生活福祉資金の特例貸付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付</li> <li>・生活福祉資金（住宅補修費・災害援護費）</li> </ul> <p>※生活福祉資金（住宅補修費・災害援護費）は、市町村が行う災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付を利用できる方は原則対象外。</p>
課 題	<ol style="list-style-type: none"> <li><b>1. 貸付制度の認識不足による混乱</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の中には「貸付」を「給付」と誤認し、申請に訪れるケースが多かった。</li> <li>・震災直後の混乱の中で、支援制度の違いを十分に理解するのが難しかった。</li> </ul> </li> <li><b>2. 震災直後の応援体制の重要性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外の応援社協職員の支援があり、窓口対応を円滑に進めることができた。</li> <li>・自社協職員のみで対応していた場合、通常業務との並行は非常に厳しく、十分な支援が難しかった。</li> </ul> </li> <li><b>3. 返済開始時期における被災者の生活状況の把握と支援の必要性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付を受けた被災者の生活状況は返済開始時点で大きく変わる可能性がある。</li> <li>・収入が安定しないケースも想定され、返済負担の軽減や支援策の検討が必要となる。</li> </ul> </li> <li><b>4. 貸付要件と高齢者の利用の難しさ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返済能力が求められるため、収入状況によっては申請が通らないケースがある。特に高齢者は返済期間が短くなるため、1か月あたりの返済額が高額になり、利用できる人が限られてしまう。</li> </ul> </li> </ol>
改 善 策	<p><b>改善策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1. 貸付制度の認識不足による混乱</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付時の説明をよりわかりやすくするため、図や具体例を用いた説明資料の作成・配布を行う。</li> <li>・行政や関係機関と連携し、貸付制度と給付制度の違いを明確に周知する。</li> <li>・相談窓口での説明を補完するため、簡潔なQ&amp;A形式の案内を掲示・配布する。</li> </ul> </li> <li><b>2. 震災直後の応援体制の重要性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の災害時に備え、県外社協との応援協定の整備や、事前の研修・訓練を通じた受け入れ体制の強化を図る。</li> <li>・貸付業務に関するマニュアルを作成し、応援職員が迅速に業務</li> </ul> </li> </ol>

	<p>を引き継げる体制を整える。</p> <p><b>3. 貸付要件と高齢者の利用の難しさ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・返済開始前に生活状況を確認するための個別相談会の実施や、必要に応じて訪問支援を行う。</li></ul> <p><b>4. 貸付要件と高齢者の利用の難しさ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請希望者に対して、貸付以外の支援制度（給付型支援など）も含めた包括的な相談を実施し、最適な支援策を案内する。</li><li>・返済の見通しが立たない場合に備え、保証人制度の活用や支援団体との連携を検討する。</li></ul>
--	---

